

平成 27 年 第 3 回定例会

南種子町議会会議録

平成 27 年 9 月 16 日 開会

平成 27 年 9 月 25 日 閉会

南種子町議会

平成27年第3回南種子町議会定例会会議録目次

第1号（9月16日）（水曜日）

1. 開 会	5
1. 開 議	5
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	5
1. 日程第2 会期の決定	5
1. 日程第3 議長諸報告	5
1. 日程第4 町長行政報告	6
1. 日程第5 提案理由の説明	8
町長説明	8
1. 日程第1 一般質問	10
1番 河野浩二君	10
1. 種子島宇宙芸術祭について	
2. 安納芋バイオ苗の供給体制について	
3. ふるさと納税について	
4. 条例公民館制度について	
1. 休 憩	28
7番 上園和信君	28
1. いじめの現状と対策について	
2. 農業施設の運営について	
3. 宇宙のまちづくりについて	
4. 公立種子島病院の診療体制について	
1. 休 憩	44
3番 大崎照男君	44
1. 荃永水田農地整備について（用水路、農道）	
2. 米軍基地等馬毛島移設問題について	
3. 条例公民館について	
4. 学校教育について	
5. 観光振興について	
6. 公立種子島病院立て直しについて	
7. 農林水産業の振興について	
5番 塩釜俊朗君	57

1. 防犯対策について	
2. 防災対策について	
3. ロケット打ち上げ後の対策について	
4. 宇宙の種水について	
5. 宇宙の町にふさわしい情報通信施設の推進について	
6. 住民要望	
1. 休 憩	72
2 番 柳田 博君	72
1. 公立種子島病院の現状と今後の運営について	
2. 上中地区、本町交差点に信号機設置について	
3. 町道の整備について	
4. 町内の公衆トイレの整備と車イス通路の整備について	
1. 散 会	85

第2号（9月17日）（木曜日）

1. 開 議	88
1. 日程第1 一般質問	88
9 番 日高澄夫君	88
1. トンミー市場の運用のあり方	
2. 公道の管理について	
3. 元職員の懲戒免職処分裁判の確定について	
4. 国保事業について、健康寿命を伸ばす対策は	
5. マイナンバー（社会保障・税番号）について	
6. 地方創生について	
1. 休 憩	103
4 番 西園 茂君	103
1. 町財政について	
2. 人財育成について	
3. 道路の除草作業について	
1. 休 憩	119
1. 日程第2 議案第42号 南種子町個人情報保護条例の一部を改正 する条例制定について	119
総務課長説明	120
質疑	122

9番 日高澄夫君	122
討論	122
採決	122
1. 日程第3 議案第43号 南種子町手数料徴収条例の一部を改正する 条例制定について	123
総務課長説明	123
質疑	124
5番 塩釜俊朗君	124
討論	124
採決	124
1. 日程第4 議案第44号 南種子町子ども医療費助成条例の一部を 改正する条例制定について	124
保健福祉課長説明	125
質疑	125
5番 塩釜俊朗君	125
7番 上園和信君	126
討論	126
採決	126
1. 日程第5 議案第45号 平成27年度南種子町一般会計補正予算 (第6号)	126
総務課長説明	126
質疑	129
7番 上園和信君	129
6番 広浜喜一郎君	130
5番 塩釜俊朗君	131
6番 広浜喜一郎君	132
4番 西園 茂君	132
6番 広浜喜一郎君	134
1. 休 憩	135
4番 西園 茂君	135
6番 広浜喜一郎君	136
4番 西園 茂君	137
6番 広浜喜一郎君	137
7番 上園和信君	137

討論	138
採決	138
1. 日程第6 議案第46号 平成27年度南種子町国民健康保険事業 勘定特別会計補正予算（第3号）	138
保健福祉課長説明	138
質疑	140
討論	140
採決	140
1. 日程第7 議案第47号 平成27年度南種子町簡易水道事業特別 会計補正予算（第2号）	140
建設課長説明	140
質疑	141
討論	142
採決	142
1. 日程第8 議案第48号 平成27年度南種子町介護保険特別会計 補正予算（第3号）	142
保健福祉課長説明	142
質疑	143
討論	143
採決	143
1. 日程第9 議案第49号 平成27年度南種子町後期高齢者医療保 険特別会計補正予算（第2号）	143
保健福祉課長説明	143
質疑	144
討論	144
採決	144
1. 日程第10 同意第7号 固定資産評価員の選任について	144
町長説明	145
質疑	145
討論	145
採決	145
1. 散 会	145

第3号（9月25日）（金曜日）

1. 開 議	148
1. 日程第1 提案理由の説明	148
1. 日程第2 議案第50号 工事請負契約の締結について（平成27年度南種子町清掃センター設備補修工事）	148
保健福祉課長説明	148
質疑	149
5番 塩釜俊朗君	149
7番 上園和信君	149
9番 日高幸男君	150
討論	151
採決	151
1. 日程第3 認定第1号 平成26年度南種子町一般会計歳入歳出決算認定について	151
1. 日程第4 認定第2号 平成26年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について	152
1. 日程第5 認定第3号 平成26年度南種子町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	152
1. 日程第6 認定第4号 平成26年度南種子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	152
1. 日程第7 認定第5号 平成26年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について	152
総務課長説明	152
保健福祉課長説明	155
建設課長説明	156
保健福祉課長説明	157
質疑	158
1. 休 憩	159
1. 日程第8 委員長報告（陳情審査）	160
議員報酬及び議員定数等調査特別委員会委員長報告	160
質疑	162
討論	162
採決	162

1. 日程第9 発議第8号 馬毛島移設問題調査特別委員会の設置	
について	163
8番 立石靖夫君趣旨説明	163
質疑	163
討論	163
9番 日高澄夫君	163
採決	164
1. 休 憩	164
1. 日程第10 発議第9号 地方創生調査特別委員会の設置につい	
て	164
4番 西園 茂君趣旨説明	164
質疑	165
討論	165
採決	165
1. 休 憩	165
1. 日程第11 閉会中の継続審査申し出	166
1. 日程第12 閉会中の継続調査申し出	166
1. 閉 会	166

平成27年第3回南種子町議会定例会会期日程

9月16日開会～9月25日閉会 会期10日間

月	日	曜	日 程	備 考
9	16	水	本 会 議 (開 会)	1. 議長諸報告 2. 町長行政報告 3. 提案理由の説明 4. 一般質問（5名）
	17	木	本 会 議	1. 一般質問（2名） 2. 議案審議 (1) 条例 3件（議案第42号～第44号） (2) 予算 5件（議案第45号～第49号） (3) 人事 1件（同意第7号）
	18	金	休 会	
	19	⊕	休 会	
	20	⊕	休 会	
	21	⊕	休 会	
	22	⊕	休 会	
	23	⊕	休 会	
	24	木	休 会	

	25	金	本 会 議 (閉 会)	1. 提案理由の説明 2. 議案審議 (1) 契約 1 件 (議案第 5 0 号) (2) 決算 5 件 (認定第 1 号～第 5 号) 3. 委員長報告 (陳情審査) 4. 発議 (1) 決議 2 件 (発議第 8 号、第 9 号) 5. 閉会中の継続審査申し出 6. 閉会中の継続調査申し出
--	----	---	----------------	---

平成27年第3回南種子町議会定例会

第 1 日

平成27年9月16日

平成27年第3回南種子町議会定例会会議録

平成27年9月16日（水曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣告
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
- 日程第4 町長行政報告
- 日程第5 提案理由の説明
- 日程第6 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

1番	河野浩二君	2番	柳田博君
3番	大崎照男君	4番	西園茂君
5番	塩釜俊朗君	6番	広浜喜一郎君
7番	上園和信君	8番	立石靖夫君
9番	日高澄夫君	10番	小園實重君

4. 欠席議員（0名）

5. 出席事務局職員

局長 濱田広文君 書記 日高一幸君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	名越修君	副町長	長田繁君
教育長	遠藤修君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長	高田真盛君
会計管理者 兼会計課長	野首知子さん	企画課長	河口恵一朗君

保健福祉課長	小 西 嘉 秋 君	観 光 課 長	坂 口 浩 一 君
総合農政課長	羽 生 幸 一 君	税 務 課 長	小 脇 秀 則 君
教育委員会 社会教育課長	高 田 健 一 郎 君	建 設 課 長	島 崎 憲 一 郎 君
教育委員会管理課長兼 給食センター所長	小 脇 隆 則 君	農 業 委 員 会 農 事 務 局 長	古 市 義 朗 君
保 育 園 長	小 川 ひ と み さ ん		

△ 開 会 午前10時00分

開 議

- 議長（小園實重君） ただいまから平成27年第3回南種子町議会定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。
-

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（小園實重君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、4番、西園 茂君、5番、塩釜俊朗君を指名します。
-

日程第2 会期の決定

- 議長（小園實重君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日9月16日から9月25日までの10日間にし
たいと思います。御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日9月16日から25
日までの10日間に決定しました。
-

日程第3 議長諸報告

- 議長（小園實重君） 日程第3、議長諸報告を行います。
報告書をお手元に配付していますが、要点について局長から説明させます。局長。
○事務局長（濱田広文君） 御報告申し上げます。
お手元に議長報告書を配付してございますので、お目通しいただきたいと思いま
す。
監査結果報告書でございますが、例月出納検査報告書の平成27年5月分から7月
分までを配付しております。
それから、平成26年度決算審査意見書、財政健全化判断比率に係る審査意見書を
配付しております。
次に、各種行事・業務及び動静については、6月24日から9月15日までの分につ
いて列記しておりますが、その主なものについて御報告いたします。
議長会関係であります。8月5日、種子島屋久島議会議員大会臨時会が開催さ
れ、種子島屋久島議会議員大会が10月6日、本町で開催することが決定されました。

一部事務組合関係であります。7月14日、熊毛地区消防組合議会臨時会が開催され、条例1件と一般会計補正予算（第1号）が提案され、原案可決されました。また、議選監査委員として、塩釜議員が選任されました。

同日、種子島産婦人科医院組合議会臨時会が開催され、議選監査委員として立石議員が選任されました。

9月14日、中南衛生管理組合議会定例会が開催され、平成26年度の決算認定と一般会計補正予算（第1号）が提案され、認定、原案可決されております。

同日、公立種子島病院組合議会定例会が開催され、平成26年度の決算認定と一般会計補正予算（第1号）が提案され、認定、原案可決されました。

以上で、報告を終わります。

○議長（小園實重君） これで議長諸報告を終わります。

日程第4 町長行政報告

○議長（小園實重君） 日程第4、行政報告を行います。

町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） それでは、行政報告を申し上げます。

平成27年産早期水稻は、3月中旬から下旬にかけて、平年並みの定植となりました。育成状況については、初期育成の4月から5月にかけて、平年に比べ気温が高く推移したが、幼穂形成期の5月下旬には最低気温17度を下回るなど、降雨日が続く、低温と日照不足の影響により、茎数も平年の7割、障害型冷害による不稔など、穂数、もみ数とも少なく、登熟実入りが悪く、熊毛地区の作況指数は著しい不良の80%となりました。

収穫開始は平年より早い7月13日から始まり、降雨日が続いた影響で、収穫作業に大変苦慮した年でありました。10アール当たりの収穫量も324キログラム、前年より103キログラムも少ない前年比75%、1等米の比率は11.7%と品質・収量ともに悪く、過去10年の中で最も悪い年となりました。

早期水稻を中心としている水田農家にとっては、米価の低迷と今回の低単収、低品質により大打撃を受け、非常に厳しい状況でありました。

米の需要や価格の動向、米を取り巻く状況は、近年、食生活の多様化により、米の消費量が減少傾向にあり、在庫米の増加など、販売環境は毎年厳しさを増しております。

一方、経営安定対策に対応した担い手への農地集積や、水田を活用した戦略作物、いわゆるWCS等の普及などにより、水田の高度利用が図られつつあります。

続きまして、熊毛地区畜産共進会が、9月9日に和牛、11日にホルスタインの部

が開催され、本町から和牛の部に18頭、ホルスタインの部に6頭が出品されました。

和牛の部では、3部、4部に最優秀賞の1席になり、グランドチャンピオンには西之地区の三山 誠さん出品牛が受賞しました。10月3日の始良中央家畜市場で開催される県畜産共進会和牛の部に、熊毛地区から4頭が出品されますが、本町からは2頭が出品されます。6年ぶりとなる快挙に、南種子町和牛振興会や畜産農家も大変喜んでいただいております。

ホルスタインの部では、2部、4部、6部、7部、8部で、最優秀賞の1席になり、グランドチャンピオンには、未經産牛、経産牛の両部門で、西之地区の有限会社小脇牧場の出品牛が受賞しました。両部門受賞は初の快挙であります。9月28日、始良中央家畜市場で開催される県のホルスタイン共進会に、熊毛地区から10頭が出品されます。うち、本町からは5頭が出品されることになりました。

この共進会は、10月23日に北海道で開催される全国ホルスタイン共進会の予選を兼ねておりますので、ぜひ最優秀賞の1席を狙い、全国出場の切符を手にしていただきたいと応援しているところでございます。全国大会に出品することが、種子島畜産業の発展に大きく貢献するものになります。

本町の酪農は、1経営体まで減少しております。畜産の歴史は古く、明治40年ごろ種子島に導入され、昭和初期にはバター製造や練乳事業に大手企業を誘致しております。昭和50年ごろから、一般家庭の食卓や学校給食の需要拡大、交通機関の発達により島外への移出により、乳用牛が飛躍的に発展してきております。酪農は、いち早く生産組織の設立や企業誘致など、付加価値を加えた加工品など、模範となる取り組みが多く、種子島の農業発展に貢献されております。

種子島全体でも二十数戸と、酪農家は減少傾向にあります。本年度より、南種子町と中種子町は酪農振興会を統合し、新たなスタートを切ったところであります。

種子島酪農は、種子島で生産された乳で、種子島牛乳、種子島バターを製造しております。酪農は種子島が南限とされ、品質の高い、味の濃い乳製品ができることから、貴重な資源であります。

近年、食生活の変化や健康志向の高まりにより、乳製品も重要視されております。乳製品を取り巻く情勢も厳しい状況にありますが、輸入品の不安定など課題を抱えております。

T P P問題を初め、農業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にありますが、本町の基幹産業、農業を守り育てていくために、今後、農家や関係機関一丸となった取り組みを展開することが重要であると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小園實重君） これで行政報告を終わります。

日程第5 提案理由の説明

○議長（小園實重君） 日程第5、町長提出の議案第42号から議案第49号、同意第7号及び認定第1号から認定第5号までの14件を一括上程します。

提案理由の説明を求めます。町長、名越 修君。

[名越 修町長登壇]

○町長（名越 修君） 提案理由について御説明申し上げます。

今期定例会に提案いたしました案件は、条例案件3件、予算案件5件、人事案件1件、決算案件5件の計14件でございます。

それでは、条例案件から、順次、要約して御説明申し上げます。

議案第42号は、南種子町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてでございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、所要の規定を条例改正するものでございます。

議案第43号は、南種子町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてでございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、所要の規定を条例改正するものでございます。

議案第44号は、南種子町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定についてでございます。対象年齢を18歳に引き上げることに伴い、条例改正をするものでございます。

次に、予算案件について説明を申し上げます。

議案第45号は、平成27年度南種子町一般会計補正予算（第6号）でございます。3億4,290万円を追加し、総額49億9,364万円とするものでございます。

今回の主な補正内容につきましては、歳入につきましては、地方交付税、地域振興事業補助金、ふるさと応援寄附金、恵美之江展望公園整備事業の商工債などが主なものでございます。

歳出については、庁舎冷暖房設備工事、公立種子島病院組合負担金、恵美之江展望公園の整備事業、公営住宅補修工事、小学校営繕工事、各特別会計への繰出金などが主なものでございます。

議案第46号から議案第49号までは、各特別会計の補正予算でございます。

議案第46号は、平成27年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）でございます。一般被保険者療養給付費診療報酬が主なもので、4,456万1,000円を追加し、総額10億4,774万7,000円とするものでございます。

議案第47号は、平成27年度南種子町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。水廻地区配水管布設工事が主なもので、1,182万6,000円を追加し、

総額 3 億8,060万円とするものでございます。

議案第48号は、平成27年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第3号）でございまして、介護予防住宅改修負担金が主なもので、38万3,000円を追加し、総額 6 億300万円とするものでございます。

議案第49号は、平成27年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）でございます。被保険者保険料納付金が主なもので、435万1,000円を減額し、総額7,736万8,000円とするものでございます。

次に、人事案件について御説明申し上げます。

同意第7号は、固定資産評価員の選任についてでございまして、人事異動に伴い、議会の同意を求めるものでございます。

次に、決算案件について御説明申し上げます。

認定第1号は、平成26年度南種子町一般会計歳入歳出決算認定についてでございまして、歳入歳出決算書に監査委員の意見書及び当該決算における主要な施策の成果を説明する資料等をあわせて、認定に付するものでございます。

また、地方公共団体の財政の健全化判断比率についても、監査委員の意見を付して報告をしてございます。

平成26年度の行政執行に当たりましては、長期振興計画を指針としながら、各種施策の事業を積極的に推進し、限られた財源の重点配分と、その効率化に努めてきたところでございます。

その結果、歳入総額54億2,120万6,373円、歳出総額53億6,537万8,111円となり、形式収支で5,582万8,262円の黒字となりました。このうち、平成27年度へ繰り越すべき財源として繰り越した929万8,000円を差し引いた実質収支は、4,653万262円の黒字となったところでございます。

また、2,600万円を地方自治法及び地方財政法に基づく剰余金積立金として財政調整基金に積み立てましたので、平成27年度への繰り越しは2,053万262円となっております。

認定第2号は、平成26年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

事業運営につきましては、被保険者の健康保持増進と疾病の早期発見を重点課題として取り組み、特定健診の受診率向上と医療費の抑制を図り、国民健康保険事業の本旨を踏まえながら、適正かつ健全な運営に努めてきたところでございます。

その結果、歳入総額 9 億4,898万8,243円、歳出合計 9 億2,453万3,699円となり、形式収支で2,445万4,544円の黒字となりましたので、全額を地方自治法に基づく剰余金積立金として国民健康保険基金に積み立てたところでございます。

認定第3号は、平成26年度南種子町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

事業運営につきましては、安全で安定した水道水を供給するため、町内各施設の維持管理と適切な管理運営の強化に努めてきたところでございます。

その結果、歳入総額3億111万9,438円、歳出総額2億9,727万1,800円となり、形式収支では384万7,638円の黒字となりましたので、全額を平成27年度への繰越額としたところでございます。

認定第4号は、平成26年度南種子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

事業運営につきましては、第5期介護保険事業計画に基づき、各種事業の充実を図り、健全運営に努めてきたところでございます。

その結果、歳入総額6億100万9,003円、歳出総額6億35万8,525円となり、形式収支で65万478円の黒字となりましたので、全額を平成27年度への繰越額としたところでございます。

認定第5号は、平成26年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

事業運営につきましては、後期高齢者の保険料の適正な賦課徴収、疾病の早期発見と早期治療の啓発を行い、医療費の抑制を図ってきたところでございます。

その結果、歳入総額8,034万4,992円、歳出総額7,955万4,968円となり、形式収支で79万24円の黒字となりましたので、全額を平成27年度への繰越額としたところでございます。

今期定例会に提出しております案件は以上14件でございますが、このほか追加議案といたしまして、事件案件1件を予定いたしております。

以上、議案の説明を終わりますが、各議案の詳細については議案審議の折に担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議方お願いを申し上げます、説明といたします。

○議長（小園實重君） これで提案理由の説明を終わります。

日程第6 一般質問

○議長（小園實重君） 日程第6、一般質問を行います。

順番に質問を許します。初めに、河野浩二君。

[河野浩二君登壇]

○1番（河野浩二君） 8月19日、H-II B ロケットによって打ち上げられた、このとり5号機の成功を心よりお喜びを申し上げます。二度の延期により、打ち上げを

見学できなかった観光客も数多くおられました。この作業期間中、宿泊業はもとより、商店街もふだんのない活気を帯び、改めて宇宙センター立地町のありがたさを感じたところでございます。

さて、本日の一般質問の最初に、この宇宙に関連するイベント、種子島宇宙芸術祭について伺いをいたします。

2012年度よりプレイベントが始まり、ロケット祭りや商店街等において展開されているようでございますが、広報や告知が足りないせいか、町民の多くの皆様がこのイベントを知らないようでございます。この種子島芸術祭とはどのようなイベントなのか、その概要を示してください。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

[名越 修町長登壇]

○町長（名越 修君） 河野浩二議員の御質問にお答えいたします。

国内において成功事例の代表格となる瀬戸内海の島々を舞台に開催される瀬戸内国際芸術祭のほかに、近年、全国各地で開催されている芸術祭は、各地域おこしのためのイベントとして、多くの成功事例を生み出しております。その中でも、この種子島宇宙芸術祭は、種子島だけが持つ宇宙をテーマにしたオリジナリティーの高いイベントであります。

種子島宇宙芸術祭は、第1回目は2017年、平成29年に種子島全島において開催することを目指してございまして、南種子町では平成24年度からプレイベントを実施し、本祭開催に向けて準備と普及活動を実施してございます。

なお、現在実施している芸術祭の運営は、種子島宇宙芸術祭推進協議会が主体となり、JAXAや三菱重工業の御支援をいただきながら開催しているところでございます。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1番（河野浩二君） ただいま町長より答弁がございましたが、このイベントは2010年度より、瀬戸内海の高松港周辺と7つの島で瀬戸内国際芸術祭というイベントがありまして、現在も続いております。来場者が何と100万人を超える勢いだそうでございます。これにあやかるようなイベントが、種子島でもできればいいなと思っておったところでございます。

種子島では、これまではロケット祭りとかロケットマラソンとか、直接宇宙と関係のないイベントで、宇宙の町を広報・展開してまいりましたが、今回のイベントはまさに宇宙がテーマの一大イベントのようでございます。大いに期待をいたしたいと存じます。よろしく願いをしたいと思っております。

さて、この種子島宇宙芸術祭は、2012年度よりプレイベントが実施されてござい

す。その内容と観光等に及ぼす効果についてお知らせください。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 本町で開催している宇宙芸術祭イベントにつきましては、行政や商工会、観光協会、そして宇宙芸術グループのbeyondをメンバーとした主催団体、種子島宇宙芸術祭推進協議会がJAXAと協力、覚書を締結し、開催しております、今年で4年目になります。

それでは、年度毎に主な取り組みについて御報告いたします。

初年度の平成24年度は、「宇宙を平和にするロケットづくり」をタイトルに、町内の小学校が参加したワークショップでロケットの絵を描き、その絵をもとにロケットオブジェを制作し、ロケット祭りで紹介した後は宇宙ヶ丘公園内に展示いたしました。

平成25年度は、「星空イルミネーション」のタイトルで、ワークショップで町内の小学校が直径約30センチのプラスチック球体に自分の住みたい星の絵を描き、宇宙センター広場に450個の球体オブジェをLEDライトで公開展示しました。また、宇宙センター広場で、星空フェスの屋外コンサートも実施いたしました。

昨年の平成26年度は、「ミッション in Tanegashima」のタイトルで、島外から招聘した5組のアーティストが芸術作品を現地制作し、芸術作品を宇宙センター敷地内や福祉センター駐車場を初め町内の8カ所に展示するなど、これまでの宇宙芸術の普及啓発活動に取り組んできたところでございます。

これまでのイベントの中では、町内の子供たちや一般の方々も参加できるワークショップ等を開催し、芸術に触れていただいたことで、次第に宇宙芸術について理解していただいているものではないかと思っているところでございます。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1番（河野浩二君） さまざまなイベントが展開されているようでございまして、何よりでございます。

今、ネット社会でございます。広報にはホームページを早急に立ち上げる必要があると思いますが、公式ホームページのほうはどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（小園實重君） 観光課長、坂口浩一君。

○観光課長（坂口浩一君） ホームページにつきましては、先ほど町長も申しましたが、主催団体となっている種子島宇宙芸術祭推進協議会のほうでホームページは作成しております。

また、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）を使いまして、フェイスブックなどでも広報はしているところでございます。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1番（河野浩二君） まだ、公式ホームページは立ち上がっていないというふうになっているんですが、そうではございませんか。

○議長（小園實重君） 観光課長、坂口浩一君。

○観光課長（坂口浩一君） 先ほど申しましたソーシャル・ネットワーク・サービスなども活用しながら、今、町のホームページとか、それから先ほど申しました芸術グループのbeyondのホームページとか、そういうところとリンクをいたしましてつくっておりますので、宇宙芸術祭としてのホームページはまだでき上がってはおりませんが。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1番（河野浩二君） 早急に立ち上げていただきたいと、このように思います。

2012年度より5年にわたるプレイベントを経て、2017年度に第1回本祭開催のようでございます。その内容と予算について示してください。

また、今後も年度ごとに開催する予定なのか、お伺いを申し上げます。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 平成29年度に開催を予定している第1回種子島宇宙芸術祭は、種子島全島で取り組むことを目標にしております。そのために、本町の種子島宇宙芸術祭推進協議会が中心となり、1市2町の行政や各種団体で構成される実行委員会を設立するため、先般、島内で組織する準備委員会を発足し、規約制定や組織設立について協議・調整を進めているところでございます。

今後は、10月に設立を予定しております実行委員会において、2017年、平成29年の開催に向けた宇宙芸術祭の内容策定や準備を行っていくこととなりますので、現段階では具体的な内容をお示しできませんが、確定いたしましたら、町広報紙やポスター、パンフレットなど、町民の皆様にもお知らせをすることができるのではないかと考えております。

なお、予算確保につきましては、文化庁の補助事業や企業協賛金、そして各市町の行政負担金等を予定しており、現在、事務局において業務を進めているところでございます。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1番（河野浩二君） 実は、予算のほうは、あらかじめ私のほうで個人的にはつかんでおりますが、まだ決定もされておらず、それがどのような方向に向かうのかもわかりませんので、あえて申し上げますが、莫大な予算であるというふうには伺っております。ぜひ、予算獲得に向けて、頑張ってくださいなと思っております。

ちなみに、ロケットマラソンが1,500万円、ロケット祭りが680万円、ふるさと祭りにおいては270万円、これでやっているようでございますが、その数倍の予算のような気がいたしております。ひとつ気合を入れて、イベントを成功していただきますようお願いを申し上げたいと思います。

それから、宇宙センター、種子島においては、南種子というようなことになって、各中種子町民、西之表市民、そういうふうには思っているようではございますが、彼らも種子島を離れますと、種子島はどういうところですかというふうな話になると、鉄砲伝来と宇宙センターの島ですということで、自分の島の宇宙センターであるというようなことを宣伝すると思います。島外にあっては、種子島宇宙センターは種子島のものであると、市民、中種子町民、思っていると思います。

そういう意味におきましても、西之表市、中種子町にもぜひ呼びかけていただきまして、全島のイベントに発展をさせていただきたいと、このように思います。よろしくをお願いを申し上げたいと存じます。

主催・共催は、先ほど町長より何度も答弁がございました。推進協議会のほうでやっているようでございますが、町はもとよりJAXA、大学関係者、宇宙関連メーカー、町商工会等も一生懸命頑張っているようでございます。このイベント、数多くの有名アーティストや関係者、そして観光客が来島すると伺っております。対応するための事務局、受け付け事務所や打ち合わせ場所、そしてアーティストが使用する資材置き場は確保されているか、伺います。

ちなみに、事務局は、今、事務局長をなさっているのが小早 太さんという方のようでございますが、彼の事務所を個人的に使用しているようでございます。

答弁をお願いいたします。

○議長（小園實重君） 観光課長、坂口浩一君。

○観光課長（坂口浩一君） 本町で開催しております宇宙芸術祭の事務局につきましては、平成26年度までは商工会や役場観光課で業務に当たってきておりましたので、確定した事務所がございませんでした。今、議員御指摘のとおり、今年度は事務局を委託した方の御自宅を事務所として使用している状況でございます。

今後は、種子島全体で芸術祭を実施することになれば、実行委員会で組織される事務局となった行政区に事務局を設置することになるものというふうに思われます。

議員御指摘のとおり、3市町で実施する芸術祭ともなれば、組織や予算規模も非常に大きくなってまいりますので、今後は打ち合わせや、誰でも立ち寄ることのできる安定した事務所、倉庫等も必要になってくるものと思われまますので、設置された実行委員会において、今後は検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1番（河野浩二君） 実は、今年度、上中本通りに、宇宙の町をイメージしたガードレールを設置するように予算化がされております。そういう観点からも、できれば、これは私の個人的な見解もありますが、関係者の要望もそうでございますが、旧図書館を何とかあけていただいて、そこを事務所、事務局にしていいただければどうかなど思っているところでございます。

ガードレールも含んだ話につきましては、漫画家の松本零士先生ともそういう会話が商工会長さん等を含めてあったそうでございますので、よろしくお願いをいたしたいと存じます。

なお、資材置き場は、別にその旧図書館でなくても、どこか役場のあいた施設でも結構かなと思います。

もう一度、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小園實重君） 観光課長、坂口浩一君。

○観光課長（坂口浩一君） 今、議員のほうから、旧図書館の利用のことを述べられましたけれども、今現在、あそこは地方創生の関係で、宇宙のまち暮らし応援センターという位置づけにされておりますので、向こうを事務所にするのは今のところはちょっと困難かなというふうに思っております。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1番（河野浩二君） 今、2015年でございます。まだ時間がございますので、16年、17年ですね、2017年はどうしてもそこに何とか構えてもらいたいと思うところでございます。商工会からも、そのことをちゃんと議会で伝えてくれということでございますので、ことし、来年の初めぐらいまでは何とかいいですけども、2016年の後半ぐらいから、ぜひ旧図書館を使用させていただければなど、希望をいたしておきます。

この項目の最後に、本年度イベントの内容と、ことし、鹿児島県全市町で展開される国民文化祭との関連があるのかどうか、お伺いをしたいと存じます。

○議長（小園實重君） 観光課長、坂口浩一君。

○観光課長（坂口浩一君） ことしは国民文化祭で、これは社会教育課のほうを担当しておるんですが、宇宙芸術展ということで実施することになっているようでございます。

社会教育課のほうとは連携をとりまして、ことしの国民文化祭のほうでは、芸術家の皆さんを招聘いたしましてモニュメントをつくることと、それから子供たちに宇宙人かかしをつくっていただいて、それを展示するようにしているようでございます。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1番（河野浩二君） 実は、もう一つあるんですね。国民文化祭は10月31日から11月15日まで展開されます。宇宙芸術祭のプレイベントが11月7日から11月10日まで4日間、これがメインイベントでございます。タイトルは「岩屋の星筐」、「筐」というのは竹細工の小さなやつで、星を小さな竹細工に入れ込んだみたいな、そういうイメージで、なかなか芸術ということでございますので、私もなかなか理解がしにくいところでございますが、世界で有名なプラネタリウムの大平貴之先生、これは世界のプラネタリウムを作製した人でございます。

もう一つは、笙、雅楽、神社等で鳴る雅楽、こうやって持つやつですけども、雅楽の東野珠実先生、この先生はパリコレでも演奏をする有名な先生だそうでございます。

この方2人がコラボレーションをいたしまして、何と千座の岩屋の天井を使いましてプラネタリウムを投影して、そしてそこで海の音、そして笙、楽器の演奏会があるということで、これは非常に印象的というか、すばらしいイベントでございます。

テストがあったそうですが、私はそれを聞きに行くチャンスを逃がしてしまったのですが、非常に幻想的ですし、このようなイベントは種子島において初めてじゃないかということと、あとは東野先生とか大平先生にはファンがついていて、全国で追っかけをされるような人たちらしいです。そういう観光客も来るということで、ツーリストのほうも大変興味を示しておりまして、1回の演奏で60人ぐらいいか入らないそうなんです、それを11月7日から11月10日、夜の11時ぐらいにやるそうでございます。ぜひこれはすばらしいイベントでございますので、皆さんも注目していただいて、地元では2,000円で見られる、それと島外者は5,000円ですね。見られるとか聞かれるとか体感するとかそういうような感じでございますので、ぜひ注目をしていただきたいと、このように思うところでございます。

宇宙芸術祭については、これで終了したいと思います。

次に、安納芋バイオ苗の供給体制についてお伺いをいたします。

御案内のとおり安納芋は、種子島における重要な換金作物となっており、年度ごとに個人はもとより業者からの引き合いも強くなっております。中には「100トンの安納芋を調達できないか」との問い合わせもあり驚いているところでございます。「紅はるか」の出現や種苗法による種子島独占栽培が昨年度より解禁となり随分と心配をいたしておりましたが、杞憂で終わる勢いでございます。

しかしながら、南種子町においては最大の課題があります。苗はウイルスフリーのバイオ苗ですが、その供給体制が西之表市より大きくおくれております。先ごろ、西之表市の生産者を尋ねたところ、既に28年度産用のバイオ苗が個人生産者のハウ

スに植えつけられておりました。

安納芋の品質と反収増をはかるには、まずバイオ苗であること、そして梅雨期に入る前に植えつけを済ませ、台風襲来期には繁茂した葉で畝が崩れるのを防ぐ必要があります。つまり5月下旬までにとということになるのであります。そのためには町のバイオ苗センターからおそくても10月下旬までに次年度の苗を供給してもらい、各農家のハウスで増殖する必要がございます。この体制を一刻でも早くとれないか、通告いたしております1番目の項目も含めまして、答弁をお願いいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 詳細は担当課長から説明いたしますが、河野議員のおっしゃるとおりでありまして、やっぱり早急にどう農家の人に徹底していただくかということではありますが、本町といたしましては町と県との許諾契約というのを提携しておりますから、その辺についてはウイルスフリー苗の供給を受け、それを町の育苗ハウスで増殖して生産して配布するという流れをとっているところでございますが。

詳細な点については課長にお願いしますが、基本的にはやっぱり安納芋の先駆者は上妻先生でございましたから、上妻先生も10月からまた来るようになっておりまして、そういうことも含んで最終的にはそういう指導者のもとできちんとやりたいということでございます。

課長から答弁させます。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 質問にお答えしたいと思います。

バイオ苗の供給体制の状況であります。バイオ苗の供給体制につきましては、県の農業開発総合センターの熊毛試場で選抜された系統を種子島高校、それと農協指定の会社によってウイルスフリー苗を7月中旬より、種子島1市2町の施設とあと農協の施設において供給されております。その苗を町の育苗ハウスでは、12月から農家への挿し苗用として、4月からは本ぼ用として供給しているというような状況であります。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1番（河野浩二君） 今農政課長から答弁がございましたが、私が申し上げたいのは、その供給体制をぜひ10月の末までに農家に渡していただきたいと。そうすることによって農家は自分のハウスで、それを増殖いたしますので、そうすると10月、11月の中旬ぐらいまで暖かいんですね、まだですね。そうすると苗が生えてきます。

ところが12月とか1月にいただいても、苗はストップして伸びません、もう完全に伸びません、2月なんかは特に伸びません。水をかけようが肥やしをやろうが全然伸びません。ですから、どうしても10月の下旬までには、農家にいただきたい、

苗をですね。ぜひその体制を育苗センターのほうでとっていただければ、いいなど思っているところがございますが、もう一度答弁をお願いできませんか。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 供給時期の挿し苗の件であります。今現在12月からということで、議員指摘のように10月からということで、安納芋の生産安定、やはり収量を的確にとっていく、品質を高めていくということになりますと、5月末までの植えつけ終了ということになってきますので、ここについては今現在本年度28年度産の育苗ハウス関係については、町の施設関係で準備しております。

実際種子島高校より苗の供給が始まったのは7月からでしたが、本町の育苗ハウスに入ってくる予定では9月16日からということでもあります。それを幾ら増殖を今の段階で頑張っても、12月ぐらいからの供給しかできないというような体制であります。

今指摘の事項につきましては、29年度になりますが、28年度中については、一本でも多く早く供給体制をとっていくという形と、町長からも言われました農業施設関係、関連施設等があります。ここの施設の指導体制、あとはその運営体制をしっかりして、10月から挿し苗の供給ができる体制に努力をしていきたいと思っております。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 先ほどのいわゆる指導者の上妻先生の話をしてしましたが、これは今度予算で出しておりますので、そのほか内田先生の話がありますが、御理解いただきたいと思っております。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1番（河野浩二君） 実はきのうですが、育苗施設を訪れました。今現在トラクターでハウス内を整地中であるようでございます。トラクターが大き過ぎてハウス内で回らないらしいですね。議員これを何とか言ってくださいということですが、急には無理でしょうでしょうけども、これも三、四年後には何とか、通告にはなくてごめんなさい、していただければなと思うところがございます。

28年度につきましては、もう間に合いませんので、それは私ももう十分理解をいたしております。29年度産ぐらいからぜひともその体制を、もし個人の先生もいらっしゃるということであれば、私ども生産者組合、私どもと言ってしまったらいかんのもかもしれませんが、生産者組合も含んでお手伝いもしながらやっていきたいと思っておりますので、ぜひその体制でお願いをいたしておきます。

次行きます。現在、町の育苗施設は硬プラハウス1棟、ビニールハウス2棟であります。供給時期もそうですがハウス施設も足りません。供給が始まっても生産者の手元に苗が届くまで相当待たされているのが現状でございます。財政も厳しい状

態ではありますが、何とか算段をしていただきまして、あと1棟でも増設していただけないでしょうか。

また、供給時期だけでもよいですので、作業員をふやしていただき、供給をスムーズに行えるようにできないか、あわせてお伺いをいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 町のバイオ苗育苗ハウス施設でございますが、安定したバイオ苗の供給体制を確立する目的で運用して、十分その機能を果たしてきておりますということをちょっと表現上まずいのかもかもしれません。そういった点が目的でつくっていたわけでありまして、そういうと管理者が病気で入院した関係もありまして、この辺も何かいいわけみたいになって申しわけないんですが、そこもあります。

しかし、議員の御質問のハウス施設の増設であります。ハウス施設の増設については、既存施設の活用方法などを十分に検証しなければいけないと。私の目で見ると、そうされていないという判断を私しましたから、だからやっぱり上妻さん、ぜひ来て指導してほしいというのを申し上げたわけでありまして。

こういうことも含んで上妻氏が来ていたその点で言いますと、5年前であります。農協の育苗ハウスで大変なことをやって、もう2月でもやっぱり伸びておりましたから、こういうようなことになるまでにするためには組織が充実してきましたので、これを含んで頑張ってもらいたいと思うんですが。

現状で言うと、契約職員が1名と臨時職員が2名でございます。これで不足する場合があります。あと堆肥センター、キャトルセンターの職員もいるわけでございますから。それに土壌検査がありますね、それも全体の職員として、これを総合的に管理するというので、人間を季節ごとに集中してやれるような体制づくりにかえるということの予算も計上してありますので、そういったような形の中で、実際上不足する場合は十分検討せんといかんのかなという思いをしております。

農業全体について、堆肥センター、キャトルセンター育苗ハウスのそういったことをきちんと10月1日から行いますから、皆さん方についてはそういった中で十分協議しながら、ハウスをうまく使うことによって要望に応えるような対策を講じなければいけないのかなと、これが現在の考えでございます。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1番（河野浩二君） 施設を早急につくってもらうというのは非常に難しいことだということはお聞き上げしております。二、三年後、長期的展望に立って、施設の増設をお願いしたいと思います。

人員の件ですが、契約職員は1名でございまして、パートさんが2名、もう8年

前からパートさん2人、もう熟練した作業員のようにございます。残念ながらそのうちの1名さんが9月でやめるということで、私も非常にかっかりしているところでございますが、早急に人員の手配をしないと、これは苗を刈り取って生産者に渡す際に相当難儀をするのじゃないのかなと思っています。

今町長が堆肥センターやらキャトルセンターの人を回してでもというような話もございましたけども、それを含めてもう一度人員確保についてどのようなお考えなのか御答弁をお願いを申し上げます。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） その件については、実情を検証して対応したいと思います。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1番（河野浩二君） そのようにお願いいたします。

次に、土壌検査の充実についてお伺いを申し上げます。

商業を営んでおります私が言うのも何でございますが、農業は土づくりからと言われます。そういう意味でも町にこの施設があることは非常に有意義なことと思われれます。

土壌診断は安納芋だけではなく、野菜全般やレザーリーフファンなどの花卉栽培でも活用されております。ただ、残念なことにこの施設にも人員が足りません。現在土壌診断の技術を持った職員が1人で頑張っている状態であります。また、その職員はほかにも仕事があり、なかなか手が回らないのが実情でございます。

分析点数が一番多いのが安納芋の土壌となっていますので、これもこの時期だけでよいですので、人員をふやせないかお願いばかりでまことに恐縮でございますが、お伺いを申し上げます。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 今質問者の意見でもありましたが、この辺についてはそういう実情でございますが、総合的に運営を図らなければ、同じところに1人に固定してしまうとなかなか問題点があるということはわかっておりまして、これについては私も課長にも指示してあるわけですが。

種子島に熊毛試場と南種子町にしか土壌分析する職員がいないということでもありますから、その辺でいくと大変な処理量なんですね。これを考えると、しかも無料で診断しておりますから、これについては詳細なことについてはまた課長のほうからも説明させますが、こういったような問題を乗り越えてきちんとやらないといけないのかなと。

まだ、議員の質問に足りないような大変なことというのがあるということでございますから、課長から説明させます。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 土壤診断室については年間600点ほどの診断を行っております。近年、鹿児島県の認証制度やK-GAPとかいろいろ認証制度関係を含めまして、今後も個々の診断についてはふえるような状況であります。

その中で今現在職員が1名ということで対応しております。10点の診断を行うのに約2日間ということで、それを計算していきますと、かなりの労力がかかっているということでもあります。

職員の雇用の増員関係であります。今現在では土壤診断室等の要望等も出しておりますが、かなり厳しい状況もあります。西之野大野地区の農業施設関係の全般を含めた形で運用できないか、内部のほうで再度10月より開始できないかということで今検討に入っている段階でありますので、その集中する時期をどういうふうな形で対応して、的確に処方していくかということで、時期を過ぎればその手法自体も効果が落ちるといったことがありますので、ここについては農家から生産者から上がってくるのを、時期をある程度指定をするなりということで改善を含めて、この土壤診断というのは農業振興の基礎となるところですので、十分充実させていきたいと思っております。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1番（河野浩二君） 実は平成27年度は、人事異動の関係で依頼してから2カ月以上たちました。ほとんどの生産者は植え付けを終了をいたしておりました。こういうことがないように、ぜひ28年度はしっかりとお願いを申し上げたいと存じます。

安納芋関係については、これで終了をいたします。

ふるさと納税について質問を申し上げます。

平成20年度に始まったふるさと応援寄附金ですが、地方の自治体にとってはまさに宝の山であります。

寄附をする側にもすばらしいメリットがあります。例えば、600万円の年収がある家庭が6万円の寄附を自治体にした場合、それに見合う特産品をもらえた上に、5万8,000円は還付金として戻ってくるという画期的な制度であります。実質2,000円で寄附した自治体からは感謝され、おまけにその地方の特産品を手に入れられるということで、全国で大きなブームとなっているようでございます。

本町でのこれまでの実績と返礼品には何を送品しているのかお伺いを申し上げます。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） お答えいたします。

ふるさと納税制度は、ふるさとに貢献したい、ふるさとを応援したいという納税

者の思いを、寄附を通じて実現するための制度でありまして、平成20年度から導入されているわけでありましたが、制度導入からの現在までの各年度ごとの実績で申し上げますと、本町に直接申し込みがあったもので、平成20年度は1件でございまして5万円、21年度は5件の123万5,000円、それから22年度は2件で8万円、平成23年度は4件で受納額が111万円、24年度は3件で受納額は25万円、平成25年度は4件で受納額17万円、26年度は8件で受納額は22万円と、こういう状況であります。27年度からは9月15日現在で申し込み件数が570件来ております。申し込み額は741万7,658円、今年4月から返礼品として町の特産品の贈呈を開始したことによりまして、寄附件数が大幅に伸びてきているということでもあります。

返礼品の内容については、南種子町の特産品をPRするということを目的にしております。安納芋、お米、宇宙食及び海の幸などが選定されておりますが、申し込みの大半は安納芋となっているわけでありまして、近年はここ1週間ではありますが、ずっと1日、30件ぐらいの申し込みがあるんですよ。

そのことを考えるといかに反響が大きいかということでもありますから、やはり出荷についても、きちんと1カ月ぐらいおいて出荷するとか、そういったものをしないとまた問題になるのかなということもありますので、こういうことに注意しながら、やはりふるさと納税制度については町外含んでお願いをしてまいりたいと、このように思います。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1番（河野浩二君） 南種子には、たくさんすばらしい特産品がございます。ポンカンに始まりましてタンカン、早期米のコシヒカリ、パッションフルーツ、町長もつくっていると聞いておりますがマンゴー、そして安納芋、ほかの自治体に負けない特産品が数多くございます。生産者の売り上げにもつながりますので、全力を挙げて知恵を出して頑張っていただきたいと、このように思います。

地方の自治体にとって、これほど得をする制度はほかにないと思います。今後各自治体の広報合戦とアイデア勝負となりそうでございます。我が町としては今後多くの人に寄附をいただくために、どのような施策を考えているかお伺いを申し上げます。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 現在本町では、ふるさと納税制度を地域の魅力発信のチャンスと捉えて、本町のよさを大いにアピールし、寄附の獲得は少しでも多くできるよう積極的に工夫を促進する取り組みを進めているところでございます。

平成27年度4月に南種子町ふるさと納税制度実施要綱を施行し、寄附をいただいた方に本町の、先ほど申し上げました特産品を返礼品として贈呈するというので、

寄附件数及び金額ともに大幅に増加をしてきているわけであります。

出身者で100万円以上というそういうのをする方も出てきておりますから、こういったことを踏まえながら本町の出郷者にPR活動を行ってきております。他町、中種子町、西之表市はそれを大いにやっているわけでありますので、私どもとしてもそういう形の中でお願いをすることを含んで、ふるさととのつながりを持っていただいて、より一層この特産品等が国内にあるいはまた郷土出身者に伝わるようなことをしなければいけないんじゃないかということを考えているところでございます。

現在までの取り組み状況については、広報紙に掲載する、9月からはポータルサポートナンバーワンのふるさとチョイスとの提携やクレジット決済ができるヤフー公金支払いの活用を図っております。

今後においても特産品の選定や南種子町の魅力を体験してもらう独自の返礼品を検討するなど、全町的な取り組みを積極的に進めていきたいと、このように思っております。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1番（河野浩二君） このふるさと納税制度、初めは出郷者を目当てにしたようでございますが、なかなか出郷者の皆様方も大変なのか余り反応がよろしくなかったようでございます。ぜひこの出郷者の面においても、町長は中部とか大阪、鹿児島、いろいろな件で年に1回行かれるようでございますので、ぜひ強烈的なトップセールスの展開をしていただきまして、出郷者にもぜひ南種子を助けてほしいというようなことでお願いをいたしたいと思っております。

実は、これはもう既に御案内だとは思いますが、4月から要するに返礼品を始めたということでございます。これも大切なことです。これがまずきっかけであるわけでございますが、それよりこれは大幅に伸びた、結局私が聞いたのは450万円ほどでしたが、それからちょっとしかたっていないのに、もう700万円いってるわけですね。これは理由はネットでございます。ネットでしか要するに島外の人たちは、このことはわからないわけございまして、ネットで皆さん例えば見て、ああ、南種子の安納芋が欲しい、いろんなもんが欲しいというようなことで申し込みがあつて、そしてさっき町長、570件と申し上げましたが、私は293件までしか聞いてなかったんですが、これが1週間でこんなふうになるということですね。これはもうすごいことになりやせんかなと、ひよっとしたら1億円ぐらい集まりやせんかなと思うわけでございます。

これは例がございまして、曾於郡の大崎町です。曾於郡の大崎町がネットで大体的にやったところ、今や1億円ですよ。大崎町といったら人口1万3,900人、私ど

もの倍ですね、面積はほぼ一緒です。そういう町が1億円集めております。

私どもの町も別に、大崎町の商品を見ましたが負けるものではございません、本当に勝つ商品をたくさん持っております。ましてやロケット打ち上げもありますから、例えば景品に、これは私が考えたことじゃなくてほかの人から聞いたことですが、特等席を用意してあげまして、例えば何万以上したら打ち上げに特等席を用意してあげますよというようなこともアイディアとして出させていただいて、そして興味を引くというような方法もあろうかと思えます。

私どもの町のホームページは、もうすばらしいホームページがございます。もう非常に微に入り細に入りすばらしいホームページ、今ちょうど持ってきましたが、あります。

ところが、大崎町のホームページ、別に内容は、これ大変失礼な言い方かもしれませんが、大崎町のホームページはそう厚くないんですね、内容が。内容が厚くないのでございますが、このふるさと納税についてはすごいですね。公式ホームページのトップにボンとふるさと納税があるわけですよ。そうすると、大崎町のホームページを開いた人はそこに目がバンといくわけですね。

普通、あんまり出身者はホームページを詳しく見るかもしれませんが、他市町の人は、ほかの人の市町村をよっぽど調べものがない限り見ません。要するに自分の都合のいいところだけ見るんですが、そういうふるさと納税でボンと目の前にマンガや肉やらこういうのがあると、おお、ここから一つ買ってみようかと、ここに寄附してみようかという気になるようでございます。

ところが、南種子町の場合は、2ページになるんですね。2ページの左側にバナーがあるということで、これは非常にもうそこまでいきません、お客様は、ネットを見る方は。ぜひ1ページのど真ん中に持ってきて、町長の顔もあるかもしれませんが、町長よりちょっと大きくボンとやっていたら、まさにまたこれがふえてくるのじゃないかと、このように思うわけでございます。

ぜひこのネット社会でございます。ネットを有効に使ったものが勝ちだと私は思っております。おかげさまで本屋のほうは全くだめになりましたけども、それはどうでもいいことございまして、個人的なことでございますが。本当にネット社会に追いついていかないと、今世の中ついていけませんので、ぜひ皆さんネット社会ということで頭に入れておいていただきまして、宣伝活動を展開していただければいいなと思っているところでございます。

ちなみに、今ヤフーと契約をしているようでございますが、ぜひJTBとも検討していただきまして、このJTBとやるとポイントがついて、そしてこれは手数料10%取られるそうです。ですから1億円もらったら1,000万円やらなければいけま

せんが、1,000万円の中には、そのJTBがしっかりとしたホームページをつくってくれます。皆様方は公務のプロですけども、やはりそういう要するにネットのプロというのがいるんですね。ネットの人たちが撮った写真と素人が撮った写真では全然違います。また構成も違ってまいりますので、ぜひこのJTBのポータルサイト、これにも広告を載せていただければなと思うところがございますので、その辺も検討していただければなと思うところがございます。

時間がなくなってきました。次にまいりたいと思います。

最後の質問です。平成25年4月1日付でスタートした条例公民館制度であります。本年度で3年目を迎えております。この制度につきましては、町民各位からさまざまな意見が出ているようでございますが、町長としてはこの制度を来年度以降も存続させるつもりかどうか、お伺いを申し上げます。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 議員の指摘の条例公民館制度につきましては、平成25年の4月1日からスタートして2年半を迎えているところでございます。市町村が設置する公民館を条例公民館と呼んでおりまして、その名称は社会教育法第24条の規定によって条例公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならないとされているわけでありまして。

生活文化の振興と社会教育の推進に寄与するという目的で、総合的、多目的な社会教育施設であり、本町で自治公民館と条例公民館が一体となった南種子町独自条例公民館制度を確立し、その制度の発展に向けた取り組みを展開しているというところでございますが、人口がわずか5,900名でありまして、何万人もあるという例えば下中地区で200人人口的にはいないわけでありまして、そこに1人年間175万円も払う公民館主事を置いて成り立つかというのは、公民館で研修する、人を集めてやるというのは不可能なんですね。せいぜい学校のPTAを集めてやるとか、そういうことを考えれば、いろいろやらなければいけないことがあるわけでありまして、これは検討事項でありまして、内容的には教育長からまずは答弁をしていただきます。

○議長（小園實重君） 教育長、遠藤 修君。

○教育長（遠藤 修君） お答えします。

平成24年度まで各地区公民館が管理していた公民館を条例公民館の館として位置づけを行い、町が直接管理運営するために各公民館に公民館主事と条例公民館長を配置をいたしました。

館の維持管理の経費や条例公民館長、公民館主事等の配置に伴う諸経費については町が負担をしております。また、公民館の活動に関しましても、条例公民館

長、公民館主事の立場で各業務に携わっていただいているところであります。

条例公民館制度へ移行しての2年半の実績を踏まえ、各地区自治公民館長や議員の皆様方初め各関係団体の皆様の御意見も集約させていただき、公民館活動のさらなる充実を図るため、制度の内容を含め見直しの方向で検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1番（河野浩二君） 初めて行政側から「見直し」という言葉を聞いたところでございます。先ほど町民各位からさまざまな意見が出ていたと申し上げましたが、そもそもスタート時に町民への説明が足りなかったのではないかと考えております。

館長を初めとして役員の負担と館費の軽減が目的だったように私は理解しているのですが、開始時に町としての考えはどうだったのか。また、公民館主事にどのような仕事をさせるつもりだったのかお伺いをいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 担当課長から説明を申し上げます。

○議長（小園實重君） 社会教育課長、高田健一郎君。

○教育委員会社会教育課長（高田健一郎君） お答えをいたしたいと思っております。

まず、条例公民館制度への移行に伴いまして、公民館組織の充実、活性化に向けた取り組みといたしまして、館に関しましては地域の教育力向上の拠点施設、地域の課題解決を図る学習機会を提供する施設、防災・減災に関する学習会を提供する施設、地域ネットワークの拠点施設、地域の関係機関や学校との連携を提供する施設として取り組むこととしております。

2番目に、今まで夏休みに研修センターで実施をしておりました自習学習「寺子屋みなみたね」を各地区公民館において開設をする。

3番目に、公民館主事を地域コーディネーターとした学校応援団、ボランティア組織であります。この組織づくりを進め、放課後子ども教室への取り組みに向けまして地域の充実を十分把握した中で整備を図り、関係機関や学校との連携強化に努める。

4番目に、公民館への加入促進を図るために、各地域集落の現状把握が必要性大ということから、会員名簿の作成に向けまして各地区公民館長や地区主事を中心に関係自治館長へ協力依頼をし、取り組みを進める。

5番目に、地区公民館につきましては、条例公民館移行に伴い館、施設の名称を〇〇地区公民館として位置づけをしておきまして、町による施設の維持管理を行う館長、主事を配置し、社会教育施設としての取り組みを行う。

6番目に、これまでの地区を代表とする自治公民館としての組織につきましても、

これまで同様に各地区の規約に基づき自治組織としての活動を行い、条例公民館として行う事業と自治公民館独自の活動を並行して展開をしていく。

7番目に、条例公民館長は地区公民館組織の推薦に基づき、教育委員会が任命、非常勤とする。条例公民館長の業務につきましては、公民館を代表し統括する。

8番目に、公民館主事は、町の契約職員として採用、常勤とする。

公民館主事の業務といたしましては、1番目に社会教育施設としての公民館管理運営の業務といたしまして、公民館講座や高齢者学級の開設を行う。各地区内の団体、老人クラブ、婦人部、青少年育成部等の支援を行う。施設の維持管理、環境整備を行う。各種会議への参加をする。学校応援団、放課後子ども教室の取り組みを行う。行政機関との連携を図る。地域巡回連携強化を行う。町行政連絡員となる。

2番目に、地区公民館組織の業務といたしましては、地区公民館組織の書記及び会計業務を行う。

以上のような申し合わせ事項によりまして、スタートをいたしているところでございます。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1番（河野浩二君） そうですね、公務員の方というか行政の言葉で言うと、そのようなことになりまして、もうそういうふうに言われると、そうかというふうになるんですが。

具体的に、じゃどうなっているのかと今の公民館が。そういうふうに具体的に考えたときに、例えば主事の仕事ももう全てばらばらです、8校区ばらばらです。中には何をしたいのか、はばしか人がおってですね、仕事もさっさとしま。例えば昼から仕事がなくなったとか、そういう話も聞くことがあるわけですね。それは幾らでも仕事はあるし、その人ももちろんやる気があるんですよ。やる気があるんですけども、どうも行政から委託を受けたとかというふうなことです。余計なことができない、いらんことができないというようなこともあるわけですね。

それともう一つは、だから主事さんが初めは館長のかわりに各種会合に出るという約束だったんじゃないかと思えます。各館長さんというのは、非常に恐縮な話ですが、時間的に言えば私ども議員より忙しいです、はっきり言って。私どももすごいプレッシャーを受けながらやっておりますけども、館長さんが実働的には150日ぐらい年間出ます。ですから、言うてみれば本当にボランティア精神がないとやっていけない役務でございます。

何とか館長の仕事を軽減をしてやらなければいけないと私は思うのであります。ですから、その辺のところを主事さんに少し分けてあげる。それで主事さんは会合に出て、館長のかわりに。それを館長に文書なり何なりで確実に報告をするという

ような方法を考えないと、このままでは館長さんが潰れてしまいます。なり手がますますいなくなります。

ましてや、報酬が減っているんですよ、館長さんの報酬が。やってる仕事は一緒だけでも、報酬が相当減っております。これはつまり館のほうから報酬は出ないんですよ。要するに行政連絡員の3万5,000円掛ける12ですね、それで初め、ないところもあります、それ以外はないところもあるわけですよ。

報酬だけが全てではないんで、皆さん、各地区公民館長の皆様方すばらしい方たちばかりで、ボランティア精神でやったださるということは本当にありがたいことだと思いますが、その辺も含めて主事の仕事の内容、それから館長の仕事の軽減負担、この辺のことを今さっき検討すると、見直しをするというようなことが教育長から答弁をいただきましたので、もう一度仕切り直しをしていただいでやっていただければなと思います。

一つ申し上げておきますが、私この間、連協長とお話をいたしました、地区公民館連絡協議会としては、全館長の総意として条例公民館存続を希望しているということでございます。このことを申し上げまして、私の一般質問を終了いたします。

○議長（小園實重君） これで、河野浩二君の質問を終わります。

ここで11時30分まで暫時休憩します。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時30分

○議長（小園實重君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、上園和信君。

[上園和信君登壇]

○7番（上園和信君） 国際宇宙ステーションに物資を運ぶ、無人補給船こうのとり5号機を乗せたH-II Bロケット5号機は、8月19日午後8時50分、種子島宇宙センターから打ち上げられ、打ち上げは成功。5日後の24日夜には、国際宇宙ステーションに滞在中の油井宇宙飛行士がISSのロボットアームで、こうのとりをキャッチする作業を行い、無事に物資を国際宇宙ステーションへ届けることに成功しました。

H-II Bロケットは、こうのとり打ち上げを主目的に2009年の1号機以降、5回連続打ち上げ成功となり、H-II Aロケットと合わせた成功率は97%。宇宙開発における日本の技術力の高さを世界に示したことになります。

ロケット打ち上げ射場を有する町として、ロケット打ち上げ成功を大いに喜び、

誇りとし、全面支援していきたいものであります。

国は、2016年度から、次期基幹ロケットH3の開発を本格化させ、種子島宇宙センターの改修にもとりかかる、との明るいニュースも報道されたところであります。

それでは、質問に入ります。いじめの現状と対策についてであります。

法務省が平成24年に発表した調査によると、学校でのいじめが3,306件で過去最多を更新したということであり、平成21年との比較では、1.85倍に上ったそうであり、

日常生活におけるいじめの問題に加え、東日本大震災に関連したいじめなども報告されております。

いじめられる側も、いじめる側も、ともに日本や地域の将来を担う子供であるだけに、見逃すことのできない、深刻な問題と受けとめております。

そこで、第1点としてお伺いしたいのは、本町におけるいじめの現状であります。幸いに生徒・児童が自殺をしたというケースは発生しておりませんが、だからといって、本町の小中学校にいじめが1件もないということは、考えられません。

教育委員会では、本町におけるいじめの実態を把握しておられるかどうか。把握しているとすれば、その実態は、どうなっているのか、現状について、詳細に説明をお願いいたします。

○議長（小園實重君） 教育長、遠藤 修君。

[遠藤 修教育長登壇]

○教育長（遠藤 修君） 上園議員の御質問にお答えします。

教育委員会としては、各学校に毎月生徒指導に関する報告をさせており、その中にいじめの発見及び対応状況という内容を設けておりますので、それで、いじめの実態を把握しているところでございます。

また、毎年、県教育委員会が7月に、いじめ実態調査を、文部科学省が3月に、問題行動等調査を実施しており、本町もこの調査にあわせて、各学校のいじめの実態把握をしているところでございます。

いじめの実態については、各学校からの報告によりますと、平成26年度は、小学校9件、中学校14件で、計23件の報告がありました。

把握したいじめについては、担任による教育相談等を実施し、双方の意見を丁寧に取りながら、解決を図ったところでありまして、全て解決済みであります。

また、平成27年度については、小学校4件、中学校13件で、計17件の報告があったところでございます。

集団生活をしていく中で、児童生徒の軽率な行動による、いじめもございまして、深刻ないじめにまで、発展しないよう指導しているところであります。

また、いじめほどの子供にも起こり得ることですので、今後とも早期発見、早期解決という基本認識にたち、学校及び保護者との情報交換、情報収集に力を注ぎ、いじめ根絶に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○7番（上園和信君） やっぱり、いじめというのはあるんですね。

平成23年、学校側が、いじめはなかったとして、適切な対応をしなかったことが原因で起こった、滋賀県大津市の中学2年生男子生徒いじめの自殺事件が、平成24年になって発覚し、大きくマスコミ等に取り上げられたところでもあります。

これが、契機となって、平成25年6月28日に、与野党の議員立法によって「いじめ防止対策推進法」が国会で可決、成立し、同年9月28日に施行されております。

いじめが全国的に問題になり、対応に熱心に取り組んでいる最中、ことしに入り、岩手県矢巾町の中学2年生の男子生徒が、いじめを苦に自殺をしたと、こういう悲惨な出来事も発生しております。

また、宮城県仙台市の市立中学1年生男子生徒は、校内でからかわれたり、仲間外れにされたりといったいじめを受けて、昨年の秋に自殺をしていたことが今になって判明したとのことです。

心身に重い障害を受けたり、長期欠席を余儀なくされたケースは、「重大事態」とこの法律で規定をされ、文部科学省によると、いじめ防止対策推進法施行後の半年間で、「重大事態」が全国の小中学校で、180件も起きているという報告もあります。

このいじめ防止対策推進法第4条に、児童等はいじめを行ってはならない、と明確に示されております。

矢巾町の中学校も、いじめ防止対策推進法に基づいて、基本方針をつくり、組織づくりはしていたが、問題解決のために機能していなかったのではないかと、このように言われております。

町内の学校では、児童生徒に対し、いじめ予防のため、どのような指導をし、取り組んでいるか、教育長にお尋ねいたします。

○議長（小園實重君） 教育長、遠藤 修君。

○教育長（遠藤 修君） 本町では、いじめ防止対策推進法に基づき、南種子町子どもいじめ防止条例を制定するとともに、いじめ防止のための対策を総合的に推進するために、南種子町いじめ防止基本方針を策定したところでございます。

そして、この基本方針に基づき、全ての小中学校で、いじめは決して許されないという認識の情勢を図るなど、いじめ防止に取り組んでいるところでございます。

具体的には、いじめ問題を考える習慣を設定して、朝の読書タイムを利用した読

み聞かせや、いじめ撲滅宣言の表示をしたり、思いやりや生命の尊重を主題とした標語の掲示、道徳の授業をしたりするなど、各学校においては、それぞれ工夫した活動により、いじめの未然防止に取り組んでいるところでございます。

また、家庭との連携も大切であることから、PTA等で早期発見のための家庭でのチェックポイントを示したり、中学1年生の保護者には、県教育委員会が作成した家庭用のいじめ対策リーフレットを配布したりして、いじめ問題への意識を高めてもらうようにしているところでございます。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○7番（上園和信君） このいじめ防止対策推進法施行に基づいて、本町にも南種子町子どもいじめ防止条例が制定をされており、平成26年の9月から施行されております。

いじめ防止対策推進法では、いじめを定義し、国や地方自治体、学校及び教職員がいじめ防止に取り組む責務が定められ、学校にいじめがあった際の調査を義務づけ、事実関係を保護者に伝え、全国の小中高等学校には、いじめ防止対策の組織をつくるよう求めているようであります。

児童生徒の行動に、きめ細かく目を配り、常にいじめの芽はあるとの認識を持ち、いじめの芽を早く摘み取る。子供の命を守る重い責任を負っていることを、教育委員会、学校現場は再認識し、いじめのない学校経営に当たってほしいものであります。

本町におけるいじめ防止対策の組織づくり、各学校の取り組みについて、お尋ねをいたします。

○議長（小園實重君） 教育長、遠藤 修君。

○教育長（遠藤 修君） 教育委員会としては、南種子町いじめ防止対策委員会や、南種子町いじめ問題調査委員会などにおいて、各学校におけるいじめの未然防止、早期発見等の取り組みへの支援、重大事態にかかる調査などを行うこととしております。

また、各学校では、南種子町いじめ防止基本方針に示されている、学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針に基づき、対応しているところでございまして、いじめが発生した場合は、その都度、学校で対策のための会議を開催し、情報を共有しております。

そして、いじめを受けた児童生徒の心のケアをしたり、保護者に連絡して、いじめの実態や今後の対応策等を説明したりしながら、一人一人に丁寧な対応をするとともに、家庭訪問等の実施により、担任だけでなく、校長、教頭が積極的にかかわり、生徒指導主任を中心として、早期解決を図っているところであります。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○7番（上園和信君） いじめ予防のために、国や自治体は、必要な財政措置、これをするように義務づけをされているようであります。

このいじめがないように、教育委員会、行政しっかり連携をしながら、取り組んでほしいものであります。

次に、キャトルセンター、堆肥センターの経営についての質問に移ります。

両施設、2つの施設とも、一般会計で処理している関係から、経営状態が町民には全く見えない状況にあります。黒字で運営されているのか、赤字なのか。畜産振興、農業振興、農作物の生産性向上につながっているのか、そういう関係から、私は、毎年9月の定例会で、一般質問に取り上げ、経営内容をただしているところあります、その内容は、議会だよりで町民に正確に報告をしているところあります。

まず、キャトルセンター、平成22年4月22日に業務を開始し、本年度開設5年目となります。

建設の計画では、子牛常時200頭、年間400頭。成牛は常時20から25頭を受け入れ、子牛の生産性向上と畜産振興、農家所得向上につなげるとの経営方針であります。これは、名越町長が建設に際し、議会に示した内容であります。

オープン時から赤字経営が続き、改善の兆しが一向に見えない状況にあり、厳しい経営環境下に置かれているようであります。

キャトルセンター、平成26年度経営状況をお示してください。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 上園議員の御質問にお答えします。

町肉用牛キャトルセンターにつきましては、農家の投資を抑制することにより、肉用牛の生産の基盤強化を図るというために設置し、管理運営を行ってきているところあります。

子牛生産の増頭を図り、畜産農家の所得向上と、堆肥センター原料確保等を目的に施設設置が図られて、運営が進められてきておりますが、生産頭数の確保に群内の各市町に比較して、歯どめをかけている点については、評価をいただきたいと思いますが、経営状態につきましては、担当課長から説明をさせますので、お聞きいただきたいと思ひます。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） それでは、御質問にお答えいたします。

キャトルセンターの運営につきましてはありますが、受け入れ頭数につきましては、平成26年度実績で271頭、前年対比で43頭の増であります。飼育頭数でありま

すが、372頭、前年度比較39頭の増。競り市出荷頭数につきましては281頭、前年比からしますと49頭の増ということで、預託農家数につきましては、27戸、前年度より3戸増というような状況であります。職員数であります、職員につきましては、正規職員1名、契約職員2名であります。ただし、正規職員につきましては、キャトルセンター及び堆肥センターの現場責任者を兼務しており、畜産関係の行政事務も担当している状況であります。

運営収支についてであります、平成26年度実績で、預託費等の収入につきましては、1,917万5,614円、人件費や飼料費等の支出の経費につきましては、2,492万88円、差し引きの574万4,474円の赤字の状況であります。

今後は、この預託等数のさらなる増加を図るために畜産農家と話し合いを続けて、経営努力をしていきたいということで考えております。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○7番（上園和信君） 574万円の赤字ということであるようです。

次に、堆肥センター、平成22年10月から業務が開始されております。総事業費4億円超をかけて建設をし、優良堆肥の製造、農用地の地力増進と土壌改良のための堆肥製品の供給を進め、農産物の生産性を高める、との方針であります。この施設も目的どおりの経営には、ほど遠い状態にあるようであります。

堆肥センターの平成26年度経営状況をお示してください。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） お答えいたします。

上園和信議員の御質問であります、町堆肥センターについては、家畜排せつ物等の有機質の資源を堆肥化处理し、良質な堆肥を町内の農地に還元し、土壌の生産能力の維持増進と畜産環境保全を目的として、設置しておったわけであります。そういうことで、管理運営をしているところでございます。

生産性の向上対策につきましては、何といたっても原料の牛ふんの肥料加工が課題であります。現在隣接の中種子町からも、原料を提供いただいているところであります。

製品単価がJAが取り扱っている製品と比較しても、半額であることから、町内の多くの農家の利用をいただいているということで好評をいただいておりますが、具体的には、担当課長から説明させますが、言い訳になっては困ると思っておりますけれども、実は私が、1年ちょっとくらいで、不注意によって退任したこともありまして、できた年の堆肥というのは、いわゆる土層改良事業、県の事業ですよ、ここに全部をやっているというのもありました。

こういったようなこととあわせて、今度は堆肥センターの菌をどうやっているか

というと、最低でも菌200トンは入れないといけないんですが、4年間のうちの200トン、400トン入れています。800トンでありますから。こういった点で行くと、熟する堆肥ができてないということじゃないかと思うわけであります。

これは、1週間前に、バイオ菌の社長の山村さんに来ていただきましたが、できた堆肥が黒い堆肥でありまして、これは内容的にそうじゃないんだということがはっきりわかりましたが、基本的には、飼料を集めようと思っても、なかなか集まらないというのが、実態であったようでございます。

それで、草払いをやっておりました。草は私がいるときは機械も順調でありましたから、その機械が悪くなったかどうかですね、現在草払いは全部その山に押し込んでいるんです。これは擁護であります。こういったこととか、改善しない点がたくさんありまして、今回、9月議会で、その関係の予算を、現状下では赤字でありますが出させていただきました。

具体的な点についての現状についてをまず、担当課長から御説明申し上げます。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 堆肥センターの運営について、お答えしたいと思います。

平成26年度におきます、堆肥仕込み量であります。仕込み量につきましては、2,570トン、堆肥生産量につきましては、2,259トン、販売量につきましては、825トン、差し引きの1,434トンについては、戻し堆肥ということで活用させてもらっているところです。

販売額については、571万2,894円、職員につきましては、契約職員3名、臨時職員1名であります。

収支決算につきましては、収入の571万2,894円、支出につきましては、2,017万6,808円で、1,446万3,914円の赤字でございます。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○7番（上園和信君） 赤字額が1,446万4,000円。この堆肥センターの稼働に伴って、各家庭から出る生ごみ、週に2回収集しておりますが、これが全然堆肥になっていないということです。ほんの数%。堆肥になったとしても、これ、販売が何かできないようであります。

この収集運搬経費、これが堆肥センターの運営費に計上されておらず、衛生費のじん芥処置費一般廃棄物収集運搬業務委託に計上されているようであります。焼却がされているようになってます、予算上では。

どうして、こういう予算計上をしているのか、何かこれ入札に関係があるのか、どうも不思議でなりません。

保健福祉課長、この生ごみの収集運搬委託料、これは幾らかおわかりでしょうか。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 生ごみについては、一般廃棄物と位置づけられており、燃えるごみ拠点収集、自然ごみ収集合わせて、一般廃棄物収集運搬業務委託として、一括して契約をしているところでございます。

平成26年度は契約額3,291万8,400円でございますが、生ごみのみの正確な委託料は出ておりませんので、正確な数字は答えられません。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○7番（上園和信君） 昨年度は、ちゃんと七百幾らという数字が出ていますよ、26年度は、それが出せないということですか。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 車両等の案分の関係もございますので、人件費、燃料代、等々あるんですが、正確な数字が出せない状況だということでもあります。

平成25年度は、758万2,093円という答弁が出てるようでございますが、これには車両費の維持管理が入ってませんので、正確な数字は出せないとうことでございます。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○7番（上園和信君） 予算にも組んでいると思いますので、幾ら支払ったかというのは、出せると思います。

キャトルセンターと堆肥センター、オープン時から赤字経営が続いております。赤字は町民の税金から補填をしていると。補填をして、経営を続けているということ。

どうして、こういう赤字経営が続いているのか、その主な要因はどこにあると分析をするか、お尋ねいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 私は、つくってからいなくなったんですよ。

それにしても、堆肥が集まらない、そういう中でも、きちんと職員は4人も雇っているわけですから、だからこういうことを考えると、やっぱり、経営というのは、それに合った、見合ったようなことをやらないといけないと、堆肥センターでいえば、菌を入れないと腐らないわけです。あれは、最高107度まで上がるようになってるんです。これが65度とか、70、よく上がって85度しか上がってませんから。全体では、検査を受けて通っておりますが、私にいわせれば、2,400トンの生産予定に前年度は1,000トンしか生産しておりません。

この状況から考えたら、やっぱり、きちんと計画どおり、せんといかんというそ

ういう状況の中で、運営されてきているというのはあると思いますので、これをやっぱり、きちんとせんといかんのじゃないかというのが私の考え方でございます。

このことにつきましては、農業振興上からいきますと、非常に堆肥をつくるというのは大事ですから、私はやっぱり所期の目的どおりきちんとやるようなことをせんといかんのじゃないかということで、これからとりかかりたいと思っておりますが、一般廃棄物である生ごみを適正処理に資する目的で、建設運営してきたことは事実でありますから、関係農家の努力をいただきながら、所期の目的に近い運営をしようとしてきておる考えてありますが、今後経営運営については、キャトルセンターの預託数含んでですけども、それに見合ったような形でやっていかなければいけないと、あと、前の問題になります。キャトルセンターでいえば、200頭常時置くようになっているのを、現在、当選して行ってみた段階では六十数頭しか入っていないんです。これはとてもじゃないが、やっぱり飼い方が悪いということがはっきりしましたから、こういうのを全て改善すべく、今検討しておりますが、堆肥センターにおいても、原料の牛ふんが確保できないという、そういう状況を持っておりまして、これをやっぱり担当課としては、これからきちんと生産組織のほうとも協議しながら、できるだけ多くしてもらいたいような体制を、積極的にやらんとだめじゃないかというのが、私の考えでございます。

そのためには、つまり、子牛生産農家との連携もあわせて、やっぱりやっていく必要があるというふうに思いますので、畜産の関係含んでどうしても堆肥が必要でありますから、これをサトウキビ、さつまいも、水稻とか野菜等含んで、畑の土壌をよくしないといけないと、いうことです。

19年度に私がまとめた、元気のでる農業への提言というのをまとめてあるわけですが、もちろん拝読いただいたと思うんですが、これからは、歳月も過ぎておりますし、その内容をもう一遍原点に戻って、これから私としては行政を進めて行くべくやっております。

赤字の原因については、もろもろありますが、一口では言えませんので、総体的にきちんとやっていく中で、それをせんといかんと、赤字の要因については、担当課長から説明させます。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） それでは、運営関係についてお答えしたいと思います。

これまでも、キャトルセンター、堆肥センターについては、管理しております職員については、努力をして運営をしてきております。

しかしながら、先ほどの状況もあるんですが、キャトルセンターの赤字についての要因関係について、分析してみますと、平成22年から運用してきております。収

入の部でなりますと、預託頭数の数が一番であるということであって、5年間の平均を見ますと、268頭ということで、これが計画対比67%、それと預託期間については、当初180日ということで、6カ月間の預託を計画しておりました。その預託期間の平均でいきますと、129日ということで、71%。支出関係で見ますと、賃金関係で138%、飼料費、敷料、あと原材料費、動力光熱費については、節減に努めていて、計画からしますと、かなり低く押さえられているということでもあります。

キャトルセンター等につきましては、詳細に分析をおこない、適正に努力をしていきたいということで考えております。

堆肥センターであります。堆肥センターの主な赤字の要因をいいますと、家畜排せつ物の原料受け入れが一番の問題でありまして、ここにつきましては、昨年度、家畜排せつ物で1,846トン、当初計画の61.8%、それと、収入の部で、本格稼働した平成23年度から4年間平均の堆肥の販売代金を見ますと、散布料を含めて35.8%ということで、ここの販売する数量等がかなり低いということが、一番の原因だと思えます。

この収入の部の堆肥の販売量が少ないため、経費節減を行っておりますが、賃金、燃料費、光熱水費自体が下げられていないと、というのが実情でありますので、赤字となっている要因を、担当課としても、今後適正に運用していくということで、貴重な税金を使って運用させてもらっておりますので、最大限の努力をして、農業振興に努めていきたいということで考えております。

以上です。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○7番（上園和信君） 当初の計画案が甘かったということになるんじゃないかと。

キャトルセンターには、専門の職員を配置して、栄養化の高い濃厚飼料も与えて、利用料も1日500円、ことしの7月の競りでは、雌53万1,000円、去勢雄で62万4,000円で、高い取り引きが、されているようであります。

それにもかかわらず、預託数が思うように伸びない、当初の計画どおり経営を軌道に載せることが必要ではないかと思えます。それで、畜産の振興と農業の推進、農産物の生産性を高め、農家所得の向上につなげていくことについて本腰を入れて取り組んでほしいと思えます。

町長の所信をお聞かせください。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 結果から言うと、今、上園議員の指摘どおりです。肝に銘じて、これを建て直します。ということ、まず最初申し上げておくわけですが、本町の農業振興と農家所得の向上という点では、そのようなことで進まないといけないと

思うんですが、一般廃棄物である生ごみの適正処理の問題があります。この問題でいけば、実は生ごみを処理したのは、私はきちんと堆肥として販売されていると思っておりましたが、実は販売されておられません。御指摘のとおりです。

ここについては、きょう堆肥センターから生産責任者が見えて、堆肥センターの改善の協議をやりますが、その辺でいうと、先ほど申し上げましたように、年間最低200トン入れないといけないのに、それが入ってないので、温度が上がらないということで、きちんとした結果が出てませんから、こういうのもきちんとやるようなことを、しながら、やればどうなのかというのが、この生ごみの点で大きな引っかかりです。

実際は、1,000トンくらい——ケースに積んであるんですよ。これは大きな問題ですから、これは、実は。1週間前に私はわかったわけでありまして、この問題は堆肥生産の責任者ときちんと処理の方法についても対応したいと思っております。

それから、預託頭数の増等を図っているということでありましたが、これは私が行ってわかったことは、預けている牛をきれいな所に置いてないんです。これをちょっと行って、何回か注意した中で、今はきちんとやっております。

今度は、敷きワラがないんです、敷きワラは先の倉庫に行ってみれば、きちんとたくさんありましたから、これもどうして敷かないのかということもしながら、今、ここ1週間程度は、きちんとやられておりますが、これをずっと継続してやる中で、うちのキャトルセンターに集めた牛が、これまでの競りでは、種子島では、平均よりも高いと出ておりました。今度のやつはちょっとそうなってませんが、これをするには、きちんとした清潔なところにおいて、規定とおり、食わせて管理するというのを、今後徹底してやらせたいと。それで、堆肥センターの、今度は生ごみの問題にいけば、非常にその辺は、当たり前のございますから。

これは、生ごみ処理のほうに予算組んでありますから、焼くよりも、どういうことかという、焼く量が、わずか1週間に2日くらいでも焼くんですよ。生を焼きませんので、これは、こっちのほうで、相当足しになっているわけでありまして、その辺で理解はしていただきたいと思います。

ふん尿の確保が一番大事なことでありますから、これをどうしても進めるべく対応してまいりたいとこういうふうに思います。

これには、いろいろ施策もありますので、生産牛の方々、組合のほうも総会もありますし、私、十分話を聞く中で、お願いもしていきたいというのが今の考えであります。

販売価格の問題であります、やっぱり堆肥販売が適正に行われているかということになると、農家の方々の意見も聞かないと、これを上げるわけにはいきません。

上げる前に、きちんとやっぱり目標のそこに上げるような施策をとりたいと思っております。

後ほど、いろいろありますので、具体的な点については、また、後ほど、御質問に答える中で明らかにしていきたいと思っております。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○7番（上園和信君） 次の質問に移ります。宇宙の町づくり推進についてであります、H-II B ロケット5号機打ち上げに成功しました。喜ばしいことであります。打ち上げには夏休みとあって、県内外からたくさんの方が訪れ、打ち上げの前後、南種子町全体が大きなにぎわいをみせました。宇宙開発が本町にもたらす経済効果、相当大きなものがあります。

国策で進められております宇宙開発、将来に向けての宇宙利用の拡大をにらみ、次期基幹ロケットH3の開発を本格化させ、種子島宇宙センターの改修にも着手するとの計画が明らかになり、平成28年度宇宙開発予算の概要要求に、27年度と比べ、2倍近い225億円を計上したとのマスコミ報道であります。本町にとっては明るいニュースと受けとめます。

本年度もあと2機の打ち上げが予定されており、1機はカナダの衛星打ち上げとお聞きするところであります。

カナダの衛星関係者の方々が多数来町し、長期滞在が予想されます。次も種子島宇宙センターから打ち上げたい、という気運を高めてもらうためにも、宇宙の町づくりに取り組んでいかなければなりません。

この外国衛星打ち上げに向け、関係者の受け入れにどう取り組む考えか、詳細にお示しをください。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 11月にカナダのTelesat社の商業衛星を種子島宇宙センターから打ち上げるということを聞いておるところでございます。

これに伴いまして、カナダ人と衛星メーカーのフランス人などが、1日あたり滞在最大30人程度の、来島が見込まれるということ、三菱重工業から聞いておりまして、これらの外国人の受け入れの対策といたしまして、フランス語版のパンフレットの製作配布ということと、英語版のパンフレットの配布でございます。それから危険動植物のフランス語版の資料作成。

ドル、ユーロと日本円の両替を鹿児島相互信用金庫南種子支店のほうに実施してもらうという要請。それから、希望のある飲食店、商店の案内、メニューをフランス語で表示するというようなこと。

地元との歓迎交流パーティーを実施するということがあります。それから、高速

船乗り場や、空港、飲食店、商店、ホテルで、使用できるフランス語と日本語版を表示した、指差しシートというんでしょうか、の提供などを準備して対応したいということでありまして、今、フランスの方に来ていただいたおりまして、そういった準備を進めております。

また、公立種子島病院での診療、受け入れにつきましては、三菱重工業さんのほうから、病院のほうに来てるということを聞いておりますので、そういった協議もしております。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○7番（上園和信君） 体制はしっかり整えているという町長の答弁であります。受け入れについて、抜目のない体制づくりをお願いしたいと思います。

何か、企画課長、インターネットの光通信回線、これも将来的には必要になってくるとは思いますが、導入するためには、相当な金額がかかるということをお聞きいたします。もし、南種子町で導入する場合には、幾らくらいの予算が必要になりますでしょうか。

○議長（小園實重君） 企画課長、河口恵一朗君。

○企画課長（河口恵一朗君） お答えいたします。

N T Tの試算ですけれども、南種子町で導入する場合、全事業費約10億円程度が必要と聞いてございます。来年度向けの予算要求の中で、3分の2補助の制度が来年から始まると聞いておりますけれども、後にそれを適応するとしても、3分の1、3億円ちょっとほどの自己負担が必要と考えます。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○7番（上園和信君） 宇宙の町ですので、近々やっぱり導入が必要ではないかと思えます。

次の質問に入ります。

私、この打ち上げのたびに、宇宙ヶ丘公園のイベント広場に、キャンプで打ち上げを見学する方がおりますので、いつも話を聞きに行きます。

今回も金沢市から来ました、横浜市から来ました、8月15日来てもうずっと滞在しております。打ち上げまでいるつもりです、そういう答えが返ってきました。

町も相当、にぎわいを見せ、潤いです。商店街も相当お金もぎくぎく入ってきたんじゃないかなと思う。やっぱり、キャンプを利用する方が、滞在期間中快適に過ごしてもらうために、宇宙ヶ丘公園のイベント広場、今のくみ取り式のトイレ、これ、やっぱり水洗に改修する必要があるんじゃないかな、いつも思っております。

あわせて、簡単な洗面所の設置、これも必要と思えますが、これについて町長がどのように考えるかお尋ねいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） まず、ごみステーションの件については、その期間については、担当課としては、やっぱり設置するという対策をとりたいということで、私のところに来ておりますが、具体的については、課長から説明をいたしますが、その水洗トイレの点については、はっきり言って大変なお金がかかるわけでありまして、現段階では簡易水洗トイレということで、今度予算を出させていただきましたので、総合的には、また長期的な展望に立って、これからそのトイレの点については考える必要があるんじゃないかという思いをしておりますので、当面は、その簡易水洗に改修するという予算を今出させていただいてるということで御理解いただきたいと思っております。

それから、洗面関係については、若干余裕のあるような点ということで聞いておりますが、それ含んで、担当課長のほうから説明を申し上げます。

○議長（小園實重君） 建設課長、島崎憲一郎君。

○建設課長（島崎憲一郎君） 上園和信議員の御質問にお答えいたします。

現在、宇宙ヶ丘公園内には3カ所のトイレを設置しています。うち、水洗トイレは1カ所のみでありましたので、今回、町長も申し上げましたが、補正予算におきまして、簡易水洗ではありますけれども、現在の多目的広場に隣接したトイレ施設を整備することとして計画をしているところであります。

また、手洗い洗面施設についても、トイレ内に整備をする予定でございます。また、今後ロケット打ち上げは続きますので、ロケット打ち上げに合わせて今年度内、できるだけ早い時期に整備を終えたいと考えております。

それから、洗面のできる施設については、現在15人程度が同時に使用できる場所がございますけれども、施設の位置など、わかりやすく利用者にお知らせするために案内看板を整備する予算も今回補正予算の中に計上予定でございますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○7番（上園和信君） 私はこの打ち上げ前に、宇宙ヶ丘公園によく行きます。今回もイベント広場に、生ごみの受け入れ用のポリバケツが4個は置いてありました。非常にすばらしい心配りだと感じたところであります。

立て看板にこう書かれていました。「燃えるごみ、空き缶、ペットボトルなどは公園内に捨てずに持ち帰りましょう。建設課。」県外から来た方が、空き缶とかペットボトル、そういうのは持ち帰らないと思います。高速船乗り場の南埠頭にもちゃんと、空き缶用、ペットボトル用の容器の受け入れ箱が設置されております。このロケットの打ち上げの前後数日間、キャンプを利用してる期間、イベント広場に

そういう臨時のごみステーションを設置する考えはないか、お尋ねをいたします。

○議長（小園實重君） 建設課長、島崎憲一郎君。

○建設課長（島崎憲一郎君） 議員の御質問にお答えいたします。

ごみ処理につきましては、議員も公園のほうに行かれたということでもありますけれども、利用者の方々からの要望もありまして、前回から、持ち帰りが特に厳しい生ごみについては、ポリバケツを用意して対応しているところでもあります。空き缶、ペットボトル等につきましても、今後、町の宇宙開発推進協力会とも期間等を協議をし、連携をとって、必要な措置を講じてまいりたいと思っております。

なお、御指摘の看板の記載内容につきましては、公園の使用規程で、基本的には持ち帰りをお願いすることとなっておりますので、この点については御理解をお願いをいたしたいと思っております。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○7番（上園和信君） ロケットの打ち上げと同時に、いろいろ主要な箇所に、ロケット打ち上げ成功のぼり旗、これが立ちます。今回も長谷の十文字から公立病院までの区間、それから上中本町の本通りに、今回は3本ぐらいでしたかね。それから、船川石油店前から役場前の町道の両サイドに14本ほど立っているのが見受けられました。

見てみると、上に、「祝」祝い、その下に縦書きで、打ち上げ成功。ロケット打ち上げ成功とは理解をいたします。下のほうに横書きで、南種子町宇宙開発推進協力会、このように記載されております。宇宙開発推進協力会で打ち上げ成功を喜びましょうということだと思っております。やっぱり町長、南種子町が必要じゃないかと思っております。やっぱり南種子町民みんなで成功をお祝いするというその気持ちが必要じゃないかと思っております。これについては、今後検討をお願いしたいと思っております。

次の質問に移ります。

公立種子島病院の診療体制についてであります。現在の外来診療体制をお示しく下さい。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 本来であれば、公立種子島病院組合議会において議論されるべき内容であります。議長には許可をいただいておりますので、お答えしたいと思います。

9月末日の野口院長の退職に伴いまして、現在は永嶋先生と中西先生のお2人で外来診療、あるいは病棟の管理、救急時、時間外の遂行についての状況などを踏まえて、外来診療を2人で要するにやっているとございまして、午後から病棟管理、それから救急時間の外診療のほかの診療、それから予防接種等、学校、保

育所等の健診でありますとか、これいっぱいやらないといけないというのはもう義務づけられておまして、実は、野口先生の任期が9月の末であります、もう既に離れておりますので、これをやるためには、もう9月の初めからいずれにしてもそういうことが予想されておまして、中種子両町の町民に対してお願いをしているところでございます。

そういったことを踏まえて、現在の体制では、非常に病院としては今一番窮地に立っているということを御報告したいと思えます。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○7番（上園和信君） その診療体制はどうなっているかということです。何か町民に聞くと、午前中しか診療していないと、午後は診療を休止しているということを聞きますが、その診療体制についてお願いいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 診療体制については、午後はもう全くそのとおりで、おっしゃるとおりです。ということは、宿直の関係もこのお2人はまた持っているわけでありまして、当然のことながら、もう診療しなければいけないということでありまして、ちょうど田上先生にも急患のこともお願いして、場合によってはストレートで救急看者西之表に運ぶということも、私も直接院長とお会いして御相談申し上げたところでありますが、それはそれで、現状はそうだとということでお願いします。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○7番（上園和信君） 8月3日から午前診療体制に入っていると。影響は町民であり、困っているのは町民であります。

野口院長の後任かどうかわかりませんが、小原俊一医師が10月1日から着任をすると、それで診療に当たるということを聞いております。小原先生は、昭和63年の3月1日から数年間、南種子町立診療所長として勤務をされております。本町の地域医療に大変貢献をされた方であり、町民も顔見知りの方もたくさんおるようで、大変期待をしております。また、いい先生です。長田副町長が広島まで足を運んで、この招聘が実現できたということでもあります。

また、旧診療所の事務長をされておりました古市弘蔵さん、この方も小原先生と勤務していた関係があるのかな、知り合いであるということで、この方も相当な協力をしていただいた。ありがたいことでもあります。

この外来診療の午前診療、小原医師着任と同時に、10月1日から通常診療体制に戻すことについて、町長はどう考えているか、所信をお願いいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） ただいま上園議員からお話もありましたが、実際にはそういう

状況でございますので、小原先生に来ていただくようになりました。私は就任してすぐ、県の関係機関、それから医師会長とか回ってお願いしてきましたが、その後事務長と副町長によって大体進んでおりますので。10月1日からは、小原先生は着任しますし、10月には3人の先生でスタートしますので、院長ということではありません。院長は今までの永嶋先生にしようということの内示をしておりますので、そういった中で、4人体制に早く、5人体制に早くするということでの見通しもほぼそのほうにいておりますから、これをきちんとやることによって、若干町民の負担を軽減していくということにしないといけないんじゃないかと。これは中種子町も全く一緒でありまして、これはきのう、おととい、病院議会もありましたので、議員の意見も聞きましたから、その意見も踏まえながら、今後対応をしていく必要があると、こう考えているところでございます。

○議長（小園實重君） 町長、10月から小原先生が招聘可能になった後、午前診療もできるかという質問です。答えてください。午後診療も可能になるのかっていう。

○町長（名越 修君） それについては、可能な限りやっぱりできるような方向で3人の先生方をお願いをして対応していきたいと、こう思います。現時点では、それぐらいしかちょっと言えませんので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○7番（上園和信君） 小原氏の着任と同時に、午前・午後診療という通常診療体制に戻すということを実現をしていただくことをお願いして、私の一般質問を終わりたいと思えます。

○議長（小園實重君） これで、上園和信君の質問を終わります。
ここで、暫時休憩します。再開を午後1時40分とします。

休憩 午後 0時29分

再開 午後 1時40分

○議長（小園實重君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
一般質問を続行します。大崎照男君。

[大崎照男君登壇]

○3番（大崎照男君） 一般質問をいたします。

茎永農地整備事業について。

茎永水田農地整備事業については、明治の初期、明治の2年ごろと聞かされておりますけども、その後、幾度と農地整備事業計画もなされながら、難題が多く、先に進まないところであります。種子島一の水田面積の広い地域でありながら、農地

整備がなされないということは、非常に残念な至りです。

機械化に伴い、浦田では、3枚、4枚の畝町を1枚にし、は迫田では、7枚から10枚の畝町を1枚にし、農作業をするという始末です。作業に当たりましては、他人の水田を通してもらえないと農作業ができない状況で、地主に通してくださいとお願いをし、お断りを言ってから農作業にかかる始末です。その中でも、一番の不便な点は、用水路整備が十分になされていないことから、水回りが悪く、ポンプアップして水を水田に入れて作業にかかるという始末です。

まずは、用水路整備事業を早急に実施をしていただきたい。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

[名越 修町長登壇]

○町長（名越 修君） 大崎照男議員の御質問にお答えいたします。

茎永地区の圃場整備につきましては、議員のおっしゃるとおり、明治時代に整備されたまま、幾度となく整備計画、地元説明会を開催し、実施の方向での検討をされてきましたが、事業の実施に至っていないのが現状であります。今回、経営体育成基盤整備事業を活用し、農業経営の効率化と安定化を確保するため、話し合い活動による茎永地域の農業の方向性や生産基盤の状況などを勘案し、圃場整備、農道や用排水路の整備を実施して、担い手農家の育成、支援を一体的に進めていく計画であります。

8月6日に、種子屋久の新しい農業農村整備を進める会において、県農政部農地整備課長へ、茎永地域水田地帯の事業実施の地元負担率の軽減について強く要望したところであります。県の回答といたしましては、平成28年度より実施設計、平成29年度事業採択で進んでいるとの回答を得たところでございます。

詳細については、担当課長から答弁を申し上げます。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） それでは、質問にお答えしたいと思います。

茎永地区の圃場整備におきましては、平成29年度経営体育成基盤整備事業の採択に向けて、地元説明会を開始したところであります。今後の大まかなスケジュールとしましては、平成27年度、本年度中に話し合い活動や説明会を実施していく予定であります。

事業については、平成30年から31年にかけて、圃場整備を実施する計画であります。その中で、農道や区画、用排水についての事業内容につきましては、平成28年度に事業計画作成となっておりますので、地域に合った、地域の要望を反映した基盤整備を進めていく計画であります。

また、地元負担についてであります。町長が述べたように、県のほうにも要望

してあるところであります。補助率の高い事業実施を計画しております。平成26年度から国の施策として始まりました地域の話し合い活動による人・農地プラン等の作成により、地域集積協力が地域に交付されます。この地域集積協力を活用しますと、地元負担がかなり軽減されるということになっております。

水田地帯では、米価の低迷により、水田農業経営は極めて厳しい状況にあります。その中で、現在、飼料用稲のWCSの栽培がふえてきております。農業従事者の高齢化や耕作放棄地、耕作者の不足などということで増加傾向にありますので、将来を見据えた水田の農業経営、美しい農村環境を守っていくためにも、平成30年度に事業実施に向けた地元の説明会、関係機関一体となって取り組んでまいりたいと思います。

○議長（小園實重君） 大崎照男君。

○3番（大崎照男君） 次に、米軍基地、馬毛島問題について、質問させていただきます。

南種子町議会は、米軍基地等馬毛島移設問題対策協議会からの離脱決議をしましたが、その理由は、反対ありきでなく、今後正確に情報を収集し、種子島、南種子の将来にどのようなメリット、デメリットがあるのか。このことを町民に正確に伝え、その上で、町民の意思決定を判断することが、私たちの議員としての責務であると考え、脱会し、南種子町議会は公正中立な立場で関係機関に十分な説明を受けながら、町民に正しい情報を提供するために、米軍基地等馬毛島移設問題対策協議会を離脱することを決議したわけです。

この件について、執行部はどのような方向で町民との対策をとり、米軍基地等馬毛島移設問題に取り組んでいくのか。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） お答えいたします。

現在、本町は、熊毛の1市3町と西之表市議会、屋久島町議会で構成する米軍基地等馬毛島移設問題対策協議会に加入しております。最近、防衛省が馬毛島調査費の入札公告を実施する記事が新聞に出ており、動きが出てきたと認識しております。

米軍基地等馬毛島問題については、防衛省が外務省防衛担当閣僚会議で、馬毛島での米軍空母艦載機の離着陸訓練FCLPを実施すると書かれていますが、これまで特に目立った動きはありませんでした。今回動きが出てきたことで、状況をよく調査した上で対応を検討してまいりたいと思っております。

私が町長になって考えていることにつきましては、直接防省に、私はお話を聞く予定にしておりますので、上京の折、寄って考え方を聞きたいと思っております。それはどういうことかということ、任期の最後の年に1市3町の議長、町長で行った折に、

防衛省の事務局の関係で、もう人が出ていった後だったんですが、言ったことが気になっておりまして、そういうようなことを踏まえて確認をする必要があると思います。私も住民を、5,900名ですが抱えておりますから、こういうことを考えるとき、この辺については住民の意見もきちんと踏まえた上での私の判断ということになるということを御理解いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（小園實重君） 大崎照男君。

○3番（大崎照男君） 条例公民館について、今後の条例公民館制度、運営について質問をしたかったわけですが、先ほど河野議員が質問をしまして、何か重複になりそうですので、多くは申しません。答弁はいただいたようなものです。

現在のままではないですが、この条例公民館は継続していくという答えでございました。活動とかいろいろな内容については見直しをするということでもございましたけども、このことについて我々議員はよくわかりました。

しかしながら、一番大事なのは町民です。我々がいつもこの南種子町を回りますと、まさに公民館長として、主事として働いている人たちには、本当に言葉悪い、御迷惑な言葉か知りませんが、我々が回るたびに、条例公民館とはどんな仕事をしてるのか、内容はどうなってるのか、主事は何をしてるのか、幾らお金をもらってるのか、そんなことばかり聞くわけです。

先ほど課長からも説明がございましたけども、この説明を町民の一人一人の皆さん方によく詳細に説明をして、把握していただきますように、よろしく願い申し上げます。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 河野議員の質問でもお答えいたしましたわけですが、この条例公民館制度の移行に関しまして、申し合わせ事項により運営がなされているところでもあります。詳細に関しましては、先ほどの答弁のとおりではございますが、省略させていただいて、また見直しの件につきましては、先ほどの答弁で申し上げたとおりではございますが、公民館活動の推進を図るために、公民館主事を配置してやれるような人口であるのかどうかとか、じゃあ学習を、例えば下中など小さいところで、人口が百二、三十名、小学校の子供が10人ぐらいとか15人とか、そういったようなところでどんな学習ができるのか、その辺から言うと、地区公民館長の役割、これは町は報酬を払っていないようでありますので、どちらかという、行政的な仕事を地区の公民館長というのはやっているわけです。これのほうも踏まえて、私は検討したいということはずっと思っているわけでありますから、これを始めるという説明会に行って、そんな説明をしたんですが、これはもう全然聞き入れていただけませんでしたから、公民館主事で教育委員会に昭和45年に来まして、今の公

民館の制度というのは私のときにつくったんですが、それまでは小組合制度でありましたから、12年間、社会教育主事をしているそういう中で考えると、実際それはそぐうかどうかと。

上中地区に公民館主事を置いて、公民館活動をやるという点ではいいんでしょうが、でも、各校区においては現在非常に助かっていると。いろんなことにその公民館主事がある、携わってやってくれているということで、公民館長の負担が軽減するというようなことがあります。私としては、公民館長とまだ1回も話っておりませんから、近く、どうしてもそういう話もして実情を考え、私の考え方も示し、また教育委員会の考え方というのものもあるわけですから、そういう点については、教育上の問題と行政上の問題とのその一致点というのは必ずあるわけでありまして、また、教育委員会法の改正によって、町長と教育長との関係というのがもうはっきりしてきたわけでありますので、それを含んで十分協議して、ちょっとその報酬の点も含んで、実際全部の校区に置くべきものかどうか。そうじゃなくて、財政的な援助をすることによって、自分たちの集まる機関の中で、なんとかできないのか。あるいはまた、役場の職員で58集落の担当を決めているんです。1週間に1回は文書をちゃんと持っていつてるわけです。そういった点でのかわりとか、総合的に検討する必要があるんじゃないかということをお先ほど河野議員には申し上げませんが、その辺をつけ加えておきたいと、このように思います。

○議長（小園實重君） 大崎照男君。

○3番（大崎照男君） 次に、学校教育についてお尋ねいたします。

平成27年8月26日付の南日本新聞が、「全国学力テストで鹿児島県中学校平均届かず、中学生学力低迷に危機感が」などと報じています。鹿児島県は昔から教育県と言われ、偉大な先駆者を多数輩出しながら、県教委を初め、教育関係者や県民の大多数は衝撃を受けたことと思います。現在、鹿児島県は、一月に2週目の一日だけの土曜日授業のようです。

昨日、私は、宮崎県に孫の運動会に行つてまいりましたが、その後、宮崎県の中学校の校長先生とちょっと話をすることができました。授業のこととかいろんなこと聞きましたけども、10月の週から毎週土曜日授業をするということをお聞かせされました。

今後、南種子町として、鹿児島県の学校教育方針についてお尋ねをいたします。

○議長（小園實重君） 教育長、遠藤 修君。

○教育長（遠藤 修君） 南種子町においては、宇宙のまち教育振興基本計画に沿って、30の施策を設けて教育行政を進めております。その中で、学力の向上につきましては、学力の実態把握に基づく個に応じた学習指導の充実とか、学業指導の充実など

によって、確かな学力を定着させるようにしているところでございます。

先ほど、全国学力学習状況調査の件が出ましたが、この調査につきましては、国語、算数、数学、理科の3教科で、小学校第6学年及び中学校第3学年の児童生徒を対象とした調査でございまして、その内容は、基礎的、基本的な知識、技能の習得と、それらを活用することができるかどうかを見る問題となっております。結果につきましては、学校によって差はありますが、全体を平均しますと、若干ではありますが全国平均に届かなかったところであります。

したがって、今後、全ての教科において結果の分析をし、課題改善策を整理して、授業の質を上げる取り組みを強化してまいりたいと考えております。

○議長（小園實重君） 大崎照男君。

○3番（大崎照男君） 次に、観光振興についてお尋ねをいたします。

高速船の島間港寄港観光ルートで、運行会社との交渉と港湾整備が必要となりますが、この件について進行中か、実現がかなえそうか、お聞かせください。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 種子島観光振興のための屋久島と最短で結ぶ島間から屋久島ルート的高速船就航は必要だと考えております。また、島間から西之表経由鹿児島行きも、町民の利便性向上のためにぜひとも就航を求めるものでございまして、種子屋久高速船株式会社へは、島間から鹿児島、屋久島への就航に向けて、要望活動を進めているわけではありますが、いろいろ事情がございます。もしばらくすると、種子島から鹿児島行の7時の便ももうなくなるということもございますので、そういうような点の船の問題がございますので、これについては町、議会の協力も得ながら、要請活動は続けていきたいと、このように思っております。

○議長（小園實重君） 大崎照男君。

○3番（大崎照男君） 南種子町内に宿泊する観光ルートの設定について、平成28年3月に、旅行ガイド種子島版が刊行され、ロケット基地を抱え、宇宙のまちの看板を掲げ、2014年度は過去最多の5回のロケット打ち上げもありました。2014年には、広田遺跡ミュージアム、トンミー市場、マングローブパークなど、観光目玉スポットが相次いで開設されました。にもかかわらず、観光客はピークだった2003年度の4割以下にまで落ち込んだと聞いております。

これにちなんで、種子島・屋久島ツアーの観光客を素通りの観光客でなくして、南種子町内での滞在時間を延ばし、町内の物産消費とホテル・旅館の宿泊客の増加につなげる工夫をしていただきたい。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 南種子町は宇宙センターや鉄砲伝来とか、景勝の地、門倉岬に

代表されるような、種子島の中でも特に多くの観光資源を有するまちであると思っております。数多く、こういったところはあるわけでありまして、本町自慢の観光資源を大事に、このルート設定というのは必要だと思っておりますが、他の地域にはない本町の観光資源をどうしても活用するためには、現段階では、やっぱりエージェントとの関係とかそういうのは非常に大事でありまして、今回そういった関係では、それにかかわるエージェントも出てきているわけですので、この辺も踏まえて、私どもは種子島観光協会とあわせまして、例えば屋久島に行くのに、西之表から南種子に行って、また西之表に戻っていくというそういうことを、観光客の利便性からいってもそういう不都合なこともありますので、また、種子島は私どもの鹿児島、屋久島への利便性をいうと、太陽丸は就航しておりますが、高速船で行くと、わずか25分で行くというそういう状況を考えますと、こういった運動の展開というのは、私の前任時代進めてきたことでありますので、ぜひそれは進めていきたいと、このように思います。

○議長（小園實重君） 大崎照男君。

○3番（大崎照男君） 竹崎海水浴場について。

竹崎海水浴場が現在閉鎖中ですが、再開すると、町内、地元の利用者はもちろん、観光拡充に大いにつながります。平成28年度をめどに、再開をお願いいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 竹崎海岸一帯は、世界一美しい景勝の地でございますから、それを考えますときに、風光明媚で多くの観光客がサーフィンで訪れるという場所でもあるわけでありまして。

議員の御指摘のとおり、竹崎海岸の海水浴場、残念ながら平成23年度から中止になっております。これは、余儀なくされた理由といたしましては、漁港の整備が進みまして、結局潮の流れが完全に変わってきたと、こういうことでありまして、その辺を考えますと、海岸線約70メートルの沖合にせり出しているというのは、砂浜がせり出しているということで、遠浅がなくなったと。つまり海底が急傾斜となっているということでございます。この状況変化は、特に幼児や低学年の遊泳する場合には大変危険であることから、残念ながら中止することを余儀なくされたということでありまして。

これの再開については、非常に万能なといましようか、おぼれてもすぐ飛び込んで助けられる、そういう補助員を配置したにしても、これは、死亡事故が2件も起きているわけでありまして、不可能じゃないかというような判断のもとに多分中止されたんじゃないかと思っております。したがって、安全性を第一に考える上で

は、現在のところ中止せざるを得ない状況にあるということでは御理解いただきたいと思います。

再開については、潮流のその流れが左右しかないんです。これが元どおりになれば、確かに港の横のあそこの線までは砂がなくなって、遠浅になってくということですが、現在は完全にえぐられたような格好で急に深くなっておりますから、このことを考えると、現段階では非常に不可能だということですが、それぞれ担当課の実際要望も伺っておりますので、お答えさせたいと思います。

○議長（小園實重君） 課長からの説明はいいですか。観光課長。

○観光課長（坂口浩一君） 現在の海岸線は、平成12年と平成21年の航空写真がございまして、それを比較してみますと、わずか9年間のうちに、海岸線が延長600メートルほどあるんですけども、沖合へ約70メートルほど砂がせり出してきている状況が確認できます。今後もこの状況が進んでいくんじゃないかというふうに思われます。

また、この砂の堆積状況は、休止してから毎年調査を観光課のほうでは進めておりますけども、ことしも確認しましたところ、前年の堆積状況と比較しても、ほとんど変化は見られず、波打ち際から10メートル海の中を沖合に進みますと、大人の身長を超えるぐらいの高さまで深くなるような急勾配の地形になっております。

この状況では、特に先ほど町長も申しましたが、波打ち際で遊ぶ幼児とか小学生では足元をすくわれるなどの事故につながる危険性がありますので、残念ながら休止せざるを得ないというような状況にあります。

なお、海岸の堆積状況調査は今後も進めてまいりますので、改善されることがございましたら、関係者の御意見を伺うなどして、再開へ向けて準備はいたしたいというふうに思います。

○議長（小園實重君） 大崎照男君。

○3番（大崎照男君） 確かに今の説明でわかりました。大変竹崎の海岸は、毎年毎年地盤の変動がございます。しかし、私の見た目では、ことしの夏は、大分二、三年前よりも条件が昔の海水浴場のようななったなど、自分では考えているところでありましたので、こうしてお願いをするところではございました。どうか永久的に閉鎖じゃなくして、できれば先ほど観光課長が申し上げましたけれども、できる限り再開に向けて、何年先でもよろしゅうございますから、ひとつお願いいたします。

次に、公立種子島病院について質問いたします。

現在の常勤医は2人、野口院長が退職となり、後任医師として小原俊一先生が10月着任予定。今後の常勤医は何人になるのか。

累積赤字は約6億円に膨らみ、厳しい運営から抜け出せない状態になり、国の新

公立病院改革ガイドラインで、地方交付税の算定基準は設置病床数から稼働病床数に変更され、医師や看護師不足で稼働病床数が減れば、交付税が減額されるおそれがあるわけですが、常勤医五、六人体制ができるのか、その医師はどこから来るのか、いつごろからその体制ができるのか。町民はこのことについて、非常に不安と心配をしています。今後の対策について、お聞かせください。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 病院問題というのは、選挙戦の柱でもありましたから、皆さんそういうようなことで町民全体が心配をされていると。実際心配する状況にあるということだと思います。

結論から言うと、6人の体制がそろうという確信は、決まっているとか、それはありません。現在決まっているのはその3名でございますので、折衝中の先生があとということ、場合によっては、私が5人ぐらいいは大丈夫だといったようなことを言ったように受けとめたとしたら、それは今折衝をしておりますので、その辺がどうかというのは人間対人間、また医学者ですから、多分うそは言わないわけでありまして、じゃあ、この次勤めてるのどうしようかというのは、最低でも2カ月から3カ月かかるわけでありまして、こういう形で折衝を一生懸命やっていると、これは間違いありません。そういったようなことを考えあわせまして、今二方の質問にはお答えしたところでございます。

野口先生と、それから永嶋先生、中西先生の3人でおったわけでございますが、9月になりましてからは野口先生の夏休みもありましたから、もう既にその辺、9月の30日までは、先ほど申し上げましたように、まだ院長という職を残していておりますので、それまでは、後どうするというのは今言えない状態ではありますが、次の院長については内示をしております。それははっきり言って、もう現在いる先生方が頑張ってくださいって、一生懸命頑張るということを踏まえておりますので、それだけははっきりしておりますが、後は10月1日、小原先生が見えてから、事務局それからスタッフがおりますから、全体でこの病院をどうするのかという私が注文を幾分して、協議をするということになっておりますので、今おる先生方には申してありますが、これをお互いに認識する中で、両町の町民にわかっていただけるような、理解していただけるような接し方をさせていただくということで、もとに戻してもらおうと。つまり、62床ですから、少なくとも80%、85%ぐらいにいくようなことをしないとどうしようもないと。

その辺については、現段階では、田上先生から私のところにも依頼がありました。私もまた田上先生に、2人になっている状況の中で、午後から救急患者を見ることできないと、先生お願いしますということでは、もうその辺は病院として、種

子島は県の方針として中南を南の拠点、それから西之表を北の拠点としてやってもらわんといかんというのが公立種子島病院の設置の要件でございましたので、この辺を十分踏まえた上でこれからやっていきたいと思えます。

病院のそれについて、現状の段階では、看護師1人が15人の患者を診るという、15対1ですが、そのことによって一定の補助金もあるわけで、年間を通すと、それでいくとやっぱり二千五、六百万円を上回るんです。4年前までは、あと5人そろえば10対1になる。その点で13対1でございましたから、そういう状況でありましたけれども、その後看護師が数名やめたことによって、看護師も代わってきておるということございまして、全体の職員をそろえることも必要ですし、それから、そのほかの方の一般質問もありますが、やっぱり条件を整えるというのは、医者がおって、それから職員をどうする、それから施設整備をどうしていくという、そういうのを先生方、あるいは事務局の方と事務長と協議しながら、先生方とそれに向けて実施してもらおうというようなことで進みたいということに思っておりますので、理想とする6人ということについては、それはずっと折衝をしていくわけでありまして、私は、8年前のそれから言うと、1年ぐらいできちんとそろえて、それじゃ後は、先生方が医者をきちんと4年間呼んでいただきましたから、こういう体制でないと、素人が医者を寄せるというのは非常に難しいということだけははっきりしていることを伝えさせていただいて、現状では、病院の副管理者であるうちの副町長と事務長と一生懸命頑張っております。

それから、きのう、おとといの病院議会におきましても、やっぱり両町きちんとやってもらうようにせんといかんということを含んで、議会そのものも動いてもらうというようなこともございますので、その線に沿って一生懸命頑張りたいと、このように思えます。

○議長（小園實重君） 大崎照男君。

○3番（大崎照男君） 診療科拡充と医療の質を高めなければなりません、まずは医師の安定確保が先決ですが、医師の安定確保とともに、MRIを導入してもらえないか。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） MRIは病院をつくる時、MRIを設置するべくちゃんと部屋もまだきちんとあるんです。ですが、そのとき種子島にはございませんでしたから、その後、田上病院が設置したい、設置するという方向で動いておったんですが、実を言うと大変な高額な問題でありまして、じゃあそれを使って手術をする、いろんなことを考えますと、現段階で四、五人の先生の中ではどうなのかというのが一つあります。このことを踏まえて、やっぱり状況からいうと、整形外科の先生を招

聘しなければどうしようもないわけであります。

そこで今度は、手術をしようかということになると、麻酔の先生がいないと手術はできませんから、もうちっちゃな手術もはっきり言ってできないんですよ、麻酔の先生がいないということで。かすり傷をどうのこうのという、そういうことはもちろんやっていただけますが、やっぱり切開してこうやっていくという点でいくと、そういうことは医師法で決まっておりますから、大変難しいような状況でございますので、私としては、その辺については、はっきり言ってちょっと難しいんじゃないかと。

先生がそろった段階では、他の病院との関係でありますけれども、田上先生からの要請をまた受けている部分があります。つまり、種子島に脳神経外科の先生がいないんです。このことによって、きのう、おとといもへりで運びましたが、残念なことに結果的には終わりましたけれども、これを1市2町の自治体で何とかしてほしいという要請も受けておまして、今後そういったことも含んで、種子島の病院が全提携してやっていくという方向を見出さなければいけないんじゃないかというのが現状ですが、しかし、南種子町では、これから打ち上げが年5回も6回も、10年もすると10回もということになれば、今のような病院体制では、はっきり言って不足です。緊急に備えて。

今回の場合で言うと、直接うちの病院に三菱重工業が来て、協議しておりますが、そういうこと等もございますので、そこについては現在のところ考える余地がないというか、時間がかかるということで御理解いただきたいと思います。

○議長（小園實重君） 大崎照男君。

○3番（大崎照男君） 衣食住という言葉がございます。その次に大事なのが福祉です。福祉の中でも一番大事なのは医療です。ですから、今町長が答弁されたことは十分におわかりでございます。しかしながら、このことは前向きにひとつ考えていただきたいと思います。

次に、農林水産業の振興について。

どのようにして農産物の向上、農業者の所得向上ができるのか。今後の方針をお教えください。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 大崎照男議員の御質問にお答えいたします。

具体的な振興策と所得向上対策についてであります。私も今回の選挙で、基幹産業である農林水産業の振興により、商工業への波及効果を狙いたいと、つまり町民の所得向上につなげていきたいということをお約束として掲げているわけでありまして、この辺では今いろんな形で提案が来ているわけでありまして。

このようなことを踏まえて、やっぱり取り組む必要があると感じているわけですが、農業振興策については現状の分析が非常に重要であると思います。現状どうなっているかということですが、本町に限らない課題であります。担い手が不足しておりますし、また離島であることから、輸送費などの生産販売コスト等が増大するなど、多くの問題を抱えているということでもあります。輸送費とかその辺については、国もそれぞれ対応しようとしているわけですが、またそれを利用するような制度というのもし出てきつつありますが、そういったような状況の中で、じゃあ振興を図るためには、どうしても生産基盤の整備推進とあわせて、担い手をどうしても何とかせんといかんと。

農業やっている平均年齢っていうのは、相当60歳を超えているというそういう状況を考えますときに、これは担い手を何とかせんといかんということが第一にあると思います。農地を集積して大規模経営のほうに進めないといけないんじゃないかと。若い担い手や認定農家などの育成、それから法人化への取り組みなどの支援などをあわせて、特に高齢者でも生産できるような農業というのがあります。これについては、近く来ていただく県の農業技術の先輩の先生方、この辺の事情もありますが、そうした中での知恵も借りながら、機能集団が相当それぞれできておりますから、この辺と十分協議する中で進めていく必要があるんじゃないかということを実感しております。

つまり、各関係機関と連携を図りながら、さらに充実を図っていくということですが、農業の基盤、大半がやっぱり堆肥ですから。中種子町と南種子町のサトウキビの単収の違いというのは堆肥にあります。中種子の人というのは、全て堆肥に集中して入れてます。私もそれには命をかけたというぐらいやっていますが、もう早速きょうから製造を始める手はずでやっているとありますが、具体的な点については、担当課長から説明申し上げます。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 農業振興関係の具体的な振興策についてであります。

ここにつきましては、町長のほうで詳しく述べましたので、現況としましては将来を担っていく担い手不足、あとそこの中の耕作放棄地とかいろいろありますが、その中で本町の中には広い耕地を有している温暖な気候という形の耕地条件、恵まれた条件があります。これを十分に活用しながら、今現在で台風とか気象災害等、あとそれに加えて近年では鳥獣害関係の鹿の被害等も重要視されております。その中で農業振興については既存品目のサトウキビ、でん粉用甘しょ、早期水稻等の既存品目については、いかに単収を引き上げていくか、それと畜産と複合経営しております。それ以外に野菜関係のレザリーフファンを中心とする輸送園芸野菜関

係を今後収量、品質とも上げていくというような形で考えております。この中で認定農業者、農業参入企業、あと企業的な農家、農業の指導士とかというところを育成しながら新規就農、あと担い手農家関係を育成を図っていきたいということで考えております。その中で大きく分けて7つの基本方策ということで、地域を支える担い手づくり、生産性の高い産地づくり、有機質を使った里づくりと、特に近年では土づくりに対する堆肥投入量がかなり減っております。ここについては、農家共々関係機関一緒になって原点に帰った農業、気象災害等に強い収量を確保できるような土づくり対策を強化していきたいと、それと4番目には農業生産の基盤づくり、それと地域産物の付加価値をつけた消費拡大、それと地域の話し合い活動、それによる推進体制づくりということで7つの項目に分けて平成27年度から頑張っていきたいということで考えております。

○議長（小園實重君） 大崎照男君。

○3番（大崎照男君） キャトルセンターについて質問をしたいわけですが、先ほど上園議員が質問をいたしましたので、重複されるようですので、多くは言いませんが、1つだけ質問させていただきます。

現在、牛の預託が100頭前後と聞いております。1頭当たり500円ずつの預託料ですけれども、今後、預託の牛が、先ほども答えの中でありましたけれども、もう一度今後の方針をお聞かせください。

○町長（名越 修君） はっきり言いまして、やはり管理体制がなっていないんじゃないかというのを私は感じまして、1月ほど前に県の畜産課に行ってまいりました。ここにいた係長が畜産の課長補佐に昇進しておりまして、あれは後から来た若いあの人もう畜産課の企画を担当する職員として鹿屋地帯の一番多い牛を所管していた係長であります。そういうようなことを含んでお話を伺ってきたところではありますが、やっぱりキャトルセンターみたいなところでも、管理の仕方というのはあるということですのでございますから、管理に従事している職員、これはやっぱり研修をさせる必要があるのかなというのを感じたところがございます。現状から言いますと、1人の契約職員の方が、月曜から金曜まではずっと朝から夕方までその人が1人でやっているというのが実情で、あと土曜、日曜については職員である2人の人が交代にやっていくという、そのほか、予算の問題とか畜産に関する調査とかありますから、総合農政課というところは、言っちゃあなんですが、いろんな仕事が多すぎまして、そこに全職員が行って一緒にやっていくというケースが多いわけです。また全体でやらないといけないというのがありますから、その辺からすると、そこが欠けているというのが私もはっきりわかりました。でも、職員そのものもやっぱり改善せんといかんということだけははっきりしておりますし、それと同時に

キャトルセンターがこれならいいという農家は見れば私は預けると思うんです。そういう状況でなかったということじゃないかなというのは、先週の状況で私が町長になってからでありますけれども、行った状況では65頭ぐらいでございましたから、これは話にならんということで、改めて最初からやり直そうと、こういうこと言うとはつきり言って1人じゃできません。3日に1回くらい、ものを食べるころと、後ろのほう寝るところとそうあるんです。ところがそれを仕切りがありますが、それをやってやるというのは1人じゃできませんから、だからキャトルセンター、それから農場との管理を生かしてやることによって、きちんとそれができると判断しておりますので、一生懸命頑張っただけで満杯になるような対応をしたいと、このように思っております。

○議長（小園實重君） 大崎照男君。

○3番（大崎照男君） 最後に堆肥センターのことについて質問をしたかったわけですが、先ほど、総合農政課長が、私の農作物の向上、農業者の所得向上について質問したところ、このことについても十分にお答えをいただきましたので、このことについてはもう質問をいたしません。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小園實重君） これで大崎照男君の質問を終わります。

次に、塩釜俊朗君。

[塩釜俊朗君登壇]

○5番（塩釜俊朗君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をいたします。

スポーツの秋、読書の秋と言われております。先日も南種子中学校の体育祭に行っていました。いろんな競技に頑張る姿を見て感動したところでもあります。今後も各小学校などの運動会も計画されているところであり、雨天により中止にならなければと、このように思うところでもあります。

スポーツをすることにより、健康の増進また体力づくりに役立つと言われております。その中で南種子中学校出身の川元清文君が鹿児島実業高校軟式野球部のエースとして全国大会に出場をいたしました。また、中平小学校6年生の河野将太君が第12回全国小学校学年別柔道大会6年生50キロ級において優勝をしたところでございます。これからの活躍を期待をするものであります。

その一方で台風18号の影響で茨城県常総市においても、河川が決壊し多数の被害が出たようであります。お見舞いを申し上げます。

それでは、質問に入ります。

まず防犯対策でありますけれども、鹿児島県警察が地域の駐在所の統合が計画されてから数年過ぎておるところでございます。このまま存続してほしいという地域

の要望もありましたが、結果的には町内4カ所の駐在所が廃止され、南種子交番に統合すると、このようになったようでございます。運用開始は平成29年3月ごろとのことであります。

南種子交番の設置場所の計画また内容等については、行政から議会に説明がありましたが、その後の協議において旧中平中学校跡地に決定したのか。したのであれば、町はどの程度まで造成をして貸し付けるのか、お伺いをいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

[名越 修町長登壇]

○町長（名越 修君） 塩釜俊朗議員の質問にお答えをいたします。

南種子交番については、全員協議会にお話ししたとおりでありまして、旧中平中学校跡地に設置する方向で種子島警察署と現場立ち会いのもと、協議を行って、決定をした次第でございます。

どの程度という、その次の質問の点も申されましたので、ここで答えいたしますが、町単独予算で西側及び南側のフェンスを撤去して西側の歩道を幅員を広くするというにしたいと思っております。それは警察署に来る用件の方のそれも含んで、向こうは狭いですので取得したほうが良いというそういう判断でございます。また、現在残土の処理用として盛り土をしているところにつきましては、整地をして対応するという計画でございます。

契約期間につきましては、1年契約といたしますが、双方に特別の意思表示がない場合には、自動継続となる契約とする考えでございます。固定資産税は非課税対象となっております。ということは、地方税法第348条の規定によって県には固定資産税を課税することができないというきまりになっておりますので、それを適応するというところでございます。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） 旧中平中学校跡地に決定をしたと、そういうことでありますので、いろいろと数年間場所についても、いろんな協議事項についてもいろいろありましたけれども、一番いい場所じゃないかと、このように私も理解をしております。

課税については先ほど町長のほうが説明されましたので、非課税であると、そういうふうなことでございましたから、理解をいたしました。

次にいきますけれども、南種子町に立地する4つの駐在所の自宅の利活用でございます。各地域の要望としては、地元に住んでいただき上中交番に通勤してほしいという声もあるわけでありましてけれども、町としてどの程度まで警察との協議をしているのか、また今後の利活用についてはどのような話し合いのもとにおいて町民が理解ができるような協議をしていっているのかどうか、そこのところをお聞きを

したいと思います。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） この問題については、上中の駐在所、これを移転するという段階から現在の署長と話をしてきたわけでありますが、基本的には4カ所の駐在所にしばらくは住ませるといっているのをお願いしていただいておりますが、これは間違いなくそうだと思います。しかし、だんだんつくってくれば、ロケットの打ち上げが盛んになるとか、警備の問題をいうと警察官が上がってくる時間帯とか昼間はあちこちいったにしても、近い方がいいというのが警察の判断じゃないかなと思っておりますが、そのことについては私としてはそこに住んでもらうことを条件にお願いするとしても、最終的にはそういうことで固まるのかなというのも予想せんじやあないです。現段階における警察のやりとりというのは、その程度でございます。今、塩釜議員から言われたことについては、どうしてもずっと住んでほしいということについては、思いとしては伝えたいと思っているところでございます。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） そのような形でぜひとも地域のほうから通勤をしていただいて、安心できるようなことを警察のほうにもお願いをしていただきたいと、こういうふうに思いますが、それと、上中の駐在所でありますけども、今回交番ができるこの施設の中におきましては、宿舎もできると、そういうふうな話であります。そういう中において、多分上中の駐在所も宿舎は空きになるんじゃないかと、こういうふうに予測するわけでございますけれども、そここのところについてはどのように町としてはお願いをしていくのかどうか、そここのところをお聞きしたいと思っております。当然、つくるまでは当然居住をしなくちゃいけないので、つくってから後の対応はどういうふうに考えているのか、そここのところをお聞きいたしたいと思っております。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） これは私の考えでございますが、警察としては地方にある住宅については、当然町に渡すなりするんじゃないかというように、私は予想をしているわけです。町は無償で提供しますから、そういうことを含んで。高等学校の場合は町有地につくった関係があって無償貸与して住宅も全部町に13棟か14棟ですか、無償で提供して、看護師住宅としてとってあるのですが、まだ入居者しておりませんから、看護師がふえることによってここに住ませたいというそういうのがありますが、それと同じ感覚でした場合には、住民をそこに入れるということは可能であります。その辺については、本部から設計の担当も来て協議しましたから、来年度設計書ができ上がって着工するという段階になれば、恐らく警察のほうから私のところに協議があるんじゃないかと、じゃあ住宅を上中につくるとすれば、どう

いったところかどうかとかありますから、その辺を含んで議会の皆さんが思っていることも私が思っていることも同じだと思いますので、皆さん方とも協議しながら進めていきたいと、このように思います。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） 次に行きたいと思えますけれども、毎月1回種子島警察署から「よら〜いき」という安全ニュース、また南種子駐在所発行の「宇宙ヶ丘」という便りが届いております。いつも拝見しているところですが、平成27年6月の管内の犯罪発生状況は島内で42件、南種子町は11件、前年同時期の比較は減っているとのことであります。この中で公表されていない犯罪もあると私はそういうふうに思えますけれども、あるとすれば何件ぐらいあるのか、把握しているのであればお聞きをいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 警察署の生活安全課、安全刑事課によりますと、確認したところ、届け出があったものについては全て掲載している、公表しているということでございまして、公表していない分はないというのが警察署の答弁でございます。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） 当然、届け出のある部分については報告っていうか、そういう形でチラシ等で町民あるいは皆さんにもお知らせしているとそのようなことで理解をしているところであります。4カ所の駐在所が上中に統合されることによりまして、地域の皆さんは少なくとも不安になるのではないのでしょうか。このような状況の中に本町にも空き巣、振り込み詐欺の電話、高齢者を狙った訪問販売等があると聞くわけであります。事前の抑止力となり得る広報活動等をするために、防犯指導員の重要性を思うわけであります。この防犯指導員について、インターネットで調べたら、いくつかの市町村は設置をしているようであります。ある市町村では、犯罪及び事故のない明るい町づくりが趣旨で、目的が犯罪の未然防止や防犯意識の向上を図るため安全安心な町づくりを実現に取り組むとこのように示しております。

我が町におきましては、知ってのとおりそれほど重要な犯罪等はございませんけれども、早めにこのような防犯指導員を立ち上げるべきではないかと私はこのように思うところであります。南種子町安心安全まちづくり条例第8条に、安心安全に対する施策の推進のため、必要な体制を整備すると、このように示しております。町長、先見の明として本町にも防犯指導員を設置できないか町長の所信を伺いをいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 現在いるその辺の動きも含めながら、いい提案だと思いますか

ら警察のほうとも協議しながら対応してまいりたいと思います。いつからどうということについては、あとに譲りたいと思います。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） 前向きな答弁として理解をいたしたいと思います。

次に行きたいと思います。防災対策について質問をいたします。

エリアメールについてお聞きをしますが、本町も町防災行政無線デジタル化の整備も完了し、エリアメールを発信できる体制は整えていると私は理解をしているところであります。

現在も鹿児島県危機管理課から緊急時地震速報とか近隣町からのエリアメールも届いているところであります。

エリアメールということで私も調べてみたのですが、気象庁が配信する緊急地震速報、避難情報を受信できる携帯用向けサービスのことのようにあります。南種子町ではこの町防災行政無線、デジタル化の整備の中で、サービス規約15項目程度あると伺っておりますが、その規約内での災害事前情報等のエリアメールの発信はできないかお伺いをいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） この件については、携帯電話を活用して市町村エリアの携帯電話利用者に防災情報を配信するというそういうことのようにございますが、それは今議員の説明のとおりであります。これにつきましては、NTTやソフトバンク、auのいわゆる携帯3社キャリアに一斉送信できるソフトを平成26年度に導入して27年度4月から正式な運用を開始しているということですが、緊急速報、メールの送信内容については、携帯電話会社の利用規定によって制限がなされているというのは今議員のおっしゃったとおりであります。

この件については、総務課長から答弁をさせます。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 町長の答弁でも今ございましたが、緊急速報メールを利用して送信できる内容は、携帯電話会社の利用規定により定めているところあります。本町については平成27年からこのサービスを実施することとしておりますが、現在のところ、それに該当する情報はありませんので、現在は利用されておられません。

その利用規約につきましては、15項目あります。15項目につきましては、避難準備情報、避難勧告、避難指示、警戒区域情報、津波注意報、津波警報、大津波警報、噴火警報、レベル3未満の火口周辺警報を除きます。指定河川洪水警報、土砂災害警戒情報、東海地震予知情報、弾道ミサイル情報、航空攻撃情報、ゲリラ特殊部隊

攻撃情報、大規模テロ情報ということで、この15項目についてこのサービスが利用できるようになっております。

先ほど言いましたけれども、現在本町におきましても緊急速報メールを運用しておりますが、運用開始以降、これまでの大雨や台風などの災害等においてこれらの発信できる情報がなかったところでもあります。

なお、避難所等の情報につきましては、防災行政無線のほか、テレビのデータ放送を利用して周知しているところでもあります。

今後におきましても、利用規約に定めている内容の災害が生じた場合は、エリアメールなどの緊急速報メールを利用した情報発信を行ってまいりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） ただいまの15項目の説明をされましたけれども、その項目の中で該当するものがなかったので発信はしなかったということで、そのようなことで理解をしますけど、例えば、畑や山とか、そんなところに行った場合、屋外無線等で聞こえない場合も多々あることを聞くわけです。また、漁師の皆さんたちは、海に行けば必ず携帯電話は持参をして、危機的なことについては、すぐ携帯電話で把握できるような形をとっているんだと、そういうふうな諸々のいろんな話を聞くわけでございますけれども、今回の茨城県常総市の災害、突発的な河川の決壊に置いてはそういうふうなすぐ発信できるような体制、そういうところが必要じゃないだろうか、それが危機管理の1つの手段ではないだろうかとはこのように思うわけでありまして。ですから、いろいろ15項目の中で緩和できるというか、ここまでは大丈夫だとそういうふうな場合には、やっぱりこのサービス規約の緩和をしながら、早めに発信の体制を整えてほしいと、こういうふうに思いますけれども、町長はいかがお思いですか。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 課長に答弁させます。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 今、議員の御質問の点はよく承知をしております。防災行政無線については、エリアを拡大するという事で、住宅地以外のところにも大型のアンテナを設置して、ある程度の範囲まではほとんど聞こえるようにはしておりますが、当然、気象条件とか風の状況でそういう形もあろうかと思っております。そこら辺については、また今後いろいろと状況も把握しながら、全ての町民がそういう情報が得られるようにしたいと思っております。エリアメールにつきましては、当然携帯会社との規約上のこともありますので、どこまで拡大してできるかというのは

いろいろと協議もしないといけませんので、当面は今ある防災行政無線等のエリアの拡大というか、それを活用しながらやっていきたいと思っておりますので、それについて引き続き検討させていただきたいと思えます。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） ロケット打ち上げ後の対策について質問をいたします。

8月19日午後8時50分、南種子町の種子島宇宙センターから打ち上げられた、このとり5号機は約15分後、高度約290キロの予定軌道に投入され、打ち上げは成功をいたしました。全機がH-II Bで打ち上げられ、5機連続の成功をしたところでもあります。また、8月24日午後7時半ごろ、無人補給機をキャッチしたと報じられております。

この8月19日の打ち上げの後でしょうか、一部の地域に粉じん、白色粉が飛来し、屋根、車、花木類・太陽光パネル等にも積もったと、このように聞くところであります。その後、聞き取り調査があったとこのようにお聞きしますが、このようなことは、めったにないことと理解をいたしますけれども、今回の場合は、風の方向により飛来したと、このように思われます。このような場合、今後どのような対策をしていくのか、対策が必要か、町長のお考えをお聞きをいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 8月19日のH-II Bロケット打ち上げに伴い、固体燃料、固体補助ロケット燃焼ガスに含まれている酸化アルミナが平山地区に降下したことが確認されております。このアルミナの降下については、JAXAが地元住民等へ対し、打ち上げ計画の説明会で無害であると、車等に付着したら水で洗い流しておけば問題ないということを説明しておりましたが、平山地区への降下が初めてということでありましたから、多くの住民が驚いたということでございます。

それに対しまして、JAXAとしましては、平山地区全戸を訪問して、御迷惑をおかけした旨を説明して回ったと報告を受けております。また、ロベ等への路地作物への降下も確認されましたので、この降下状況を町役場と一緒に調査を行いました。

アルミナはおおむね水で落ちると言われておりますが、湿度との関係により水しかけるだけでは落ちずに残るものもあったということでございます。特に、太陽光発電のパネルでございますが、水道水での清掃は問題があるということで、JAXAが業者を雇って太陽光のパネル清掃を実施し、システム点検は設置者が行うこととし、保証期間については清掃業者が担保することとしましたと、こういうことでございます。

また、9月中に打ち上げ事前説明会を開催している集落の公民館長及び漁業者を

管理している浦長を集めて今回のアルミナ降下についての説明会も実施する予定だと聞いております。

また、今回以降、路地作物等への被害が発生した場合の対応については、その対応策の作成をJAXAへ依頼していると、どうするのかということを町としては依頼しております。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） そのような対応は万全にやっているとそのようなことで理解をいたしますけれども、ことしの6月5日開催されました南種子町宇宙開発推進協会の総会資料におきましても、平成27年度打ち上げ計画等、また白色粉についても説明が載っておりました。町内の方もこのことについては心配する人もおりますが、町外、島外の人たちがこのようなことに遭遇したら大変だと、このように思ったところでございます。先ほど、町長のほうからも白色粉についての無害であるというふうな説明がございましたけれども、このアルミナというふうな白色粉、実際に吸ったらどうなるのかということも含めて、安全であるというふうなことを説明をしているわけでございますので、本当に安全であるのかどうか、答弁をお願いいたします。

○議長（小園實重君） 企画課長、河口恵一郎君。

○企画課長（河口恵一郎君） 質問にお答えいたします。

先ほどの町長の答弁にもありましたけれども、アルミナについては無害ですので人体に影響はないとJAXAからは聞いてございます。現在のロケットの粉じんの状況では特に影響はないと聞いてございます。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） 無害であるということでございますので、安心をしたところがあります。

次に行きたいと思っておりますけれども、ことしの3月18日に南種子町の水をペットボトルにして販売することで、地域振興に貢献したいということで、「宇宙の種水」プロジェクト調印式が行われました。この会社は国際宇宙ステーションに運ばれる「宇宙飛行士の飲料水」の製造を受託をしている会社であるそうでございます。この飲料水は南種子の水を使用しているとのことで、さつそくH-II Bロケットにも載せて、打ち上げ当日、販売を開始したとのことであります。このことについては、8月13日の南日本新聞にも載せてありました。また、本町の広報紙9月号においても、南種子町の水600リットルが搭載されISSで活動する宇宙飛行士の生活の支えになっていると、このように示しておるところでございます。南種子町の水は以前から品質がよいとこのように言われております。これを機会に行政の立場として

応援をして、南種子町をアピールする一つの機会ではないかと、このように思っているところでございますけれども、行政としては何らかの情報発信ができないか、町長の答弁を求めます。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 宇宙の種水につきましては、本町と株式会社ユニケミーとの間で宇宙の種水プロジェクト協定書を結んでおるわけでありまして。宇宙の種水には、町から湧き出る水を活用している商品でありますので、町の特産品の1つでもあります。他の特産品も合わせて情報発信の必要性があると考えておりますので、今後部内でのあらゆる関係の機会に要請なりしていくことが必要かなというのを今感じているところでございます。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） 私も早速購入をして飲んでみました。1本500ミリリットル300円でございます。

水に対してはいろんなミネラルウォーターが販売されておりますので、その水の味というのはあまり私素人でありますけれども、もちろんわからないわけでありましてけれども、まろやかでおいしい水ではないかというふうな感じを受けたところがあります。

職員にもぜひとも1本とは言わず、2本も飲んでいただくように職員のほうにもそういうようなことを言っただけませんか。私がやっぱり収益金の一部を本町に寄附すると、そういうふうここに書いてありますので、そういうふうな収益金をぜひとも自然保護活動に活用していただきたいと、こういうふうに思うわけでありましてけれども、やっぱり町長自らも飲んだことあると思うんですけど、職員にもそういうことも話もして朝礼の中で、そういうこともいいんじゃないかと、こういうふうに思いますので、町長、どう思われますか。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） それは一応わかりました。基本的には私が高いというのを言ったんです。300円というのは高いんじゃないかと、もうちょっと安くできないのかというのを僕は問題提起をしておりますが、飲んだ水は冷蔵庫に入れて飲めば、本当に私としては1日2リットル水を飲みますから、非常においしいと思っております。でも、安くしてもらわなければ、ちょっとここではそのほかの安い水が多いということだけは伝えておいてあります。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） 私もうちょっと高いんじゃないかというふうなことをいろいろと伺うんですけども、しかしこれはやっぱりいろんな経営の政策、経営の方のいろんな

考え方でしようからやむを得ないと思いますけれども、やっぱりこれはパッケージが非常に良くて、ペットボトルを捨てるのがもったいないと、そういう感じがするわけです。ですから、記念に、今町長言われたような形でのやったこともいいんじゃないかと、そういうふうに思いますので、そのような方向を考えながら応援をしていただきたいと、そういうふうに私も思っております。

次の質問ですけれども、この宇宙の種水の取水地は町が管理する水源地からかというふうなところで質問をさせていただきます。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 取水につきましては、長谷の摺久保の水源地から取水しているということで、ほかに問題は一つもないようでございますから、これを今後も幾らとっていいというような状況だということは私は聞いております。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） 実は私も摺久保の近くに山がございまして、そこから水が湧くんです。それで私平成24年の2月ごろでしたか、その水を取って水質検査をさせていただきました。一応、個人で飲む場合というのは10項目あれば、汲んで飲んでもいいとそういうふうなことでございましたので、私10項目を水質検査をさせていただいたところですけども、これが検査項目全てに適合をしていました。ですから、あの界隈の水は非常にいい水じゃないかと、こういうふうなことで私も思いましたので、ぜひとも自信を持って摺久保の水だと、そういうことも示していいんじゃないかと、このように思ったところであります。

次へ行きたいと思っておりますけれども、町の水源地からの取り水であれば、水道使用料は発生しないのか、このことについてお聞きをいたします。

○議長（小園實重君） 建設課長、島崎憲一郎君。

○建設課長（島崎憲一郎君） 塩釜俊朗議員の御質問にお答えをいたします。

原水提供の対価についてでありますけれども、これにつきましては、平成27年3月18日に株式会社ユニケミーと町が締結した宇宙の種水プロジェクト協定に基づくものでありまして、町の簡易水道事業の給水条例に基づく給水ではありませんので、売り払い収入として対価を受け入れているという状況でございます。対価の価格の決定については、給水条例に基づく船舶給水金の価格等を参考として算定をしております。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） 対価を受け入れているということでございますので、理解をするわけでございますけれども、地方自治法の第225条の普通地方公共団体第238条の4第4項の規定による、許可を受けている行政財産の使用または公の施設の利用に

つき使用料を徴収することができる、このようになっておるところですけれども、その中での町の水道条例に基づいて対価を受け入れているというふうなことで理解をしていきたいと思えます。

課長に伺いますけれども、この種水に利用する年間の見込みでありますけれども、取水の量、その量に対する概算の1年間の料金は大体どれぐらい発生するのかどうか、このことについてお聞きをしたいと思います。

○議長（小園實重君） 建設課長、島崎憲一郎君。

○建設課長（島崎憲一郎君） ただいまの御質問にお答えをいたします。現在のところ、取水の量は13トンという実績でございます。今回、売り払い収入として受け入れた原水の売り上げ価格は2,505円という実績でございます。今後の取水の計画については、特に何か月後に幾らという計画は協定の相手方からはお聞きはしておりませんので、現在の取水量で2万本以上のものが生産されたようでございますから、この販売状況によって取水の申し込みがあるかと理解をしているところでございます。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） 13トンの2,505円、町の財政とかいろいろ考えれば、私ももっとそういうような料金はあるのじゃないかと、こういうふうに思ったわけでございますけれども、何よりも少なくとも、こういうふうなことについては、やっぱり条例とかそういうものに基づいてやっぱり求めるべきであると、こういうことでの質問をしたわけでありますけれども、当然、町からの水源地であれば、水質検査、原水の場合は基準が38項目、浄水場であれば基準項目の消毒剤の入っている水であれば51項目を実施しなければならないと、こういうようなことになっておるわけでございまして、その中で安全な水の供給ができるわけでありまして、取水し過ぎて水源地水量の減、または雑菌等の混入等の危機管理体制については、業者等と協定はしているのかどうかということをお聞きをするわけでございますけれども、取水量が少ないから、そんなに水の減にならないと、そういうようなこと言えばそれまでございまして、しかし、今後そのようなせつかく浄水場からの水を供給するわけでございますから、当然、安心安全な水を提供するためにもちゃんとした危機管理が必要ではないかと、私はこういうふうに思うわけでありまして、そのことに対して、業者との協定はしているのかどうか、このことについてお聞きをいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 協定書の中で第3条に会社は採水を行う際は、あらかじめ町へ申し入れることとし、水質の悪化にぬかりがないように水質環境保全について必要な措置を講じるものとするというふうになっております。採取した水の販売を行う際は、町が信頼を損なわないように、厳重な水質管理のもとで販売を行うものとす

るという協定を結んでおるわけでありますから、厳重な水質管理のもとで販売されているということで御理解いただきたいと思います。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） 次に行きたいと思います。

宇宙の町にふさわしい情報通信整備を推進すべきではないかと、このことについて質問をいたします。

町長の考えをお聞きしたいのですが、国際宇宙ステーションに物資を運び、日本の無人補給機こうのとり5号機が打ち上げられ、成功をしたところでございます。これは、先ほど述べたところでございまして、5号機連続成功ということであります。H-II Aを含めると、日本の基幹ロケットの成功は27回連続であります。今年度は、あと2回程度と聞いているところでございます。

打ち上げには多くのスタッフや町内に宿泊する皆さんは、少なくともインターネットを活用すると、このようにお聞きをすることでございます。しかしながら、今のインターネット回線では、スピードが遅すぎるということをお聞きしているところでございます。このことについては、以前から私も話を聞いておりましたけれども、また、同僚議員も前の議会、また今回も、そういうような光回線のことについて若干、質問をしたところでありますけれども、たまたま、この前の打ち上げ時にスタッフの皆さんと話す機会がございまして、南種子町は光回線はないのですかと、宇宙の町ですよと、そういうふうな話を聞いたところであります。

私、この前、2週間前でありまして、県の情報政策課、情報推進係に行つてまいりました。なぜかといいますと、補助事業がないかというところで伺ったところであります。その中で、総務省が、地域情報基盤の整備促進で、情報通信利用環境整備推進交付金という補助事業がありまして、補助率は3分の2というふうなところでございました。補助残は過疎債、辺地債でも地方財政措置がされるというふうなことでございました。しかしながら、この事業は今年度までと、私はお聞きしましたけれども、先ほど、企画課長のほうがずっと継続的な補助の導入というふうなこともあるように、話を聞いたところでありますけれども、私が言う事業については、平成27年度をめどに全世帯に超高速線ブロードバンドの利用が可能になるよう「光の道」構想の実現に国が取り組んでいるようであります。ブロードバンドの整備率でありますけれども、全国平均が95.1%とのことであります。ちなみに、県下の高速ブロードバンド整備市町村が35市町村、そのうち全域普及は13市町村とのことであります。医療、福祉、教育と、また生活をする家庭、そういうようなことについても有効な活用がされるというふうなことでございます。

また、情報通信の中においては、県のほうもそういうふうな話がいろいろござい

ますので、国のほうにもぜひとも、平成28年度からもできないかというふうなことをお願いをしていくと、そういうことでありますし、また、国も「光の道」というふうな光ケーブルを全国的に整備していこうと、そういうふうな国の方針もありまして、また、国も引き続き検討をしていくというふうな話を聞いたところでございます。

補助事業でありますけれども3分の2補助、事業費も先ほど10億円程度というふうな話も聞いたわけですがけれども、これは、多分、全町にケーブルを張ったときの金額ではないかと、また、それに附帯するあらゆる施設の金額ではないかと理解するわけですが、町長、やっぱり、宇宙の町ということであれば、みんな都会の人はそういうふうな情報の取り方が非常に早くて、やっぱり期待するんです。そういう中において町長は、この高速ブロードバンド、このことについての町長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 町長にならなければいけないように迫られたその後、回ったら、まず、これを言われました。これは西之でですけど、ぜひやらないと人は来ないよと、地方をよくするというか、やっぱり都会から来ても、田舎には住みたいという人も、出郷者で都会におる人たちというのは、連携、連絡が必要だと、今は、家において仕事ができるというのは、こういうのがあってできるというようなことを言われまして、これは企画課長とはずっと話して準備はしておりますが、実は、きのう、地方創生推進委員会というのがありまして、東大の教授であるとか、読売新聞の偉い方も大阪から来ていただきましたが、そのほか鹿児島県の方、大体8人集まりましたが、6名欠席しております、東京からを含んでそういった集まりの中でもこの問題が出たわけでありまして、これは先おとつ、国会議員とサトウキビの調査に来た時期に中種子町の町長と、またお会いしまして、この問題についても中種子町も一生懸命やろうということで話がありましたが、私どももそういうのを合わせて、10億円の3分の2、それからあとはそれぞれあるというのが、実は公言していない部分があるわけでありまして、それはどうかは別にして、財政、特に総務課が予算を立てる場合にはきちんとそこまでせんと議会に説明ができませんから、大体、計画としてはまとめようと、方向で進めているということは御理解いただければと思います。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） 町長のほうもそういうようなことに対しては、目線があるなどそういうことで思っているわけですが、西之表市では、平成23年の3月に完了をしております。公共施設にももちろん、災害時の対応の活用等はさまざまである

と、このように聞くところでありまして、災害時の活用はどのようにしてるのかなといひますと、西之表の場合は鴨女川というのがありまして、そこが氾濫すると、そういうときのために水位を測っているそうであります。その水位を日夜、一晩中、観測もしていると、それも市のホームページに出ておりましたから、そういうふうないろんな活用にもできるんじゃないかと、そういうふうな話を聞いたところであります。西之表市の場合は加入率が30%程度とそういうことと言っておりましたけれども、採択基準としては、加入率が幾らあるんですかと、これ以上なければだめですよと、そういうふうな基準もいろいろ設けているというふうな話も聞くわけですが、そのことについては、やっぱり国もそういうふうな形でしているわけですので、何とかクリアして、この導入に前向きに考えていただきたいと、こういうふうに思っております。

また、中種子町のこういうふうな光ケーブルは設置をしたいというふうな話も聞くわけですが、ですから、中種子よりも早く、やっぱりこういうものに手を挙げていただいで、そういうような気持ちを振っていただくと、そういうふうなこともひとつの南種子町の、さすが南種子町だなと、そういうことのいえる一つのことじゃないかと私はこういうふうに思いますので、勝ち負けは別にして、やっぱりそういうふうな早目の導入をお願いをしておきたいと思ひます。

それでは最後でございますけれども、入浴設備のない公営、町営住宅について質問をいたします。

昭和48年ごろ建設した住宅においては、全部ではありませんけれども、入浴設備がないというふうなところがございます。聞くところによると計画的に整備していると聞きますが、先月も山崎団地の募集がありました。入浴設備は個人負担と、このように書いておりました。入居する人は、説明によってやむを得ないと、そういうことで理解をし、申し込みをするという方もおられるかもしれませんが、住宅としては現在の生活水準に合わないのではないかと、こういうふうな思うところがあります。町長はこのことについてどういふふうな思われているか、町長の答弁をお願いいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 風呂場の問題も含んで、住宅の補修問題について、建築士と担当のほうとお話をしていられるんですが、役場はきちんと設計書をつくって、見積書を出して、それによって最低制限価格をつけて入札ということになりますから、それは、基本的にはそういうことは必要です。私は、建築の担当にきのう話したこととしては、逆に、こことここを変えてこうしたらどうなるのかというのを資料を出させる方法で、一人親方的な点、つまり、業者は大工を雇わないとできないんです。

だから、それもあっていいんじゃないかと、だから同じ建物も一緒に、例えば500万も600万円もやる、そういう事業についてはそれは当り前の話ですが、公営住宅、私が担当のとき100戸つくったわけですから、あれを考えると、もう大分たちましたから。寿命的には、本当はもう寿命が来てるわけですが、まだ、修繕したら10年とか15年は住めるということを考えたら、他の周囲の住宅と同じようなレベルになるような見積もりをさせるようなそういう基準で、そして補修費を組んでやらしたほうがいいんじゃないかという、私が提案もしておりますから、職員もそういうことはわかっておりますので、恐らく、そういう形でしてくれると思います。課長の答弁ももちろんありますけど、しかし、それは、やっぱり修繕せんといかんことについては、町がそういうことで修繕するようなこと、させるようなことにしないと話にならんわけですから、今の意見も参考にしながら、これからの工事をやる場合の参考にして対応してまいりたいと、こういうように思います。

要は、新しいものをつくるというよりも修繕を優先するというのが、行政の管理上の第一の条件でありますので、それを周知したいと、こう考えているところでございます。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） 入浴設備がないというふうなことは、本当に生活には非常に大変なことだと私は思うんです。ですから、課長に後もって聞くわけでございますけれども、やっぱり、入浴設備だけは、生活の1つとしては非常に大事だと思いますので、町長としては、実際ないところを実施できるのか、できないのか、そのところをお聞きをしたいと思います。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） ないんであれば、それは生活困窮者含んで移ってきてそのままいるんじゃないかと思えますから、修繕と合わせて検討させて、建築係に調査をさせたいと思います。しかし、そういうのが山崎にまだ七、八軒とかあるようなことを聞いておりますから、それは建築係に聞いたらすぐわかると思いますので、一応、わかりました。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） 建設課長にお聞きをしますけれども、町内、入浴設備がない住宅が何戸あるのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○議長（小園實重君） 建設課長、島崎憲一郎君。

○建設課長（島崎憲一郎君） 塩釜俊朗議員の御質問にお答えいたします。

公営住宅等における入浴設備の設置状況でございますが、公営住宅で管理戸数が182戸、現在ありますが、町が建設当時に設置した入浴設備でないものが60戸の状

況でございます。

そのほかに、特定公共賃貸住宅、それから一般住宅、教員住宅それぞれございますが、この種別の住宅につきましては100%建築時から整備されております。

現況としては以上のような状況ですが、議員が御指摘の町が設置する入浴施設のない公営住宅、現在のところ60戸については、現状の状況としましては、それぞれ入居の時期が違いますので、入居時から入居者が町の占用許可を受けて、入居者の負担で入浴設備を整備しているという状況が発生をしておりますので、実質的に入浴設備がない公営住宅というのは、現在ないところであります。

現在管理する公営住宅182戸は、昭和39年度から平成21年度までに建設されたものであります。公衆浴場等の活用が多かった昭和39年度、それ以降もあつたかもしれませんが、その時期から現在まで40年以上経過しております。そのうち、90戸のうち30戸については、建てかえ等によりましてその機会を捉えて入浴設備を整備し、現在、入居中のものについては入居の状態にありますので、今後におきましては、先ほども町長が申し上げましたとおり、退去時に対応年数等加味しまして判断をし、整備を、ほかの必要な部分もニーズをお聞きいたしまして判断をして、今後、計画的に整備をしてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） 町の南種子町住宅等整備基準の第10条の2項、これに設置しなければならないとかそういうこと書いてありますので、これは、平成24年12月14日条例第20号で示しておりますので、そういうことも踏まえながら、計画的に、やっぱり町民が安心して住宅に住めるような形で整備をしていただきたいと、このように思いますのでよろしくお願いいたしますと思います。答弁はいりません。

これで、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（小園實重君） これで、塩釜俊朗君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。再開を15時35分といたします。

休憩 午後 3時28分

再開 午後 3時35分

○議長（小園實重君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行します。柳田 博君。

[柳田 博君登壇]

○2番（柳田 博君） 許可をいただきましたので、これから私の一般質問をしたいと

思います。

冒頭ではありますけども、これからの質問につきましては、私は、町民の声を議会に届け、反映させるという信念を持って質問をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

まずは、公立種子島病院の現状と、今後の運営について、お聞きしたいと思います。

このことについては、先ほど同僚議員からも質問があり、一緒になることがあるかと思いますが、お聞きしたいと思います。

まず、医師の招聘と確保についてであります。

先週、公立種子島病院だよりの第1号が発刊され、配付されました。その中に、10月1日より、野口院長の後任として、以前町立診療所時代、御尽力をいただきました小原先生が着任されるということで、安心と安堵をいたすところであります。

きょう現在、9月も中旬となり、いささか私の質問は遅くなった気がしますが、8月、9月と公立種子島病院の診療体制は、町民にとりまして非常に心配と不安にかられた日々ではなかったかと思うところでありました。

8月の全員協議会でも意見を出しましたが、西之表市の田上病院の受付は、毎日のごとく早朝より長蛇の列、待合ロビーは患者たちで超あふれかえり、あちらこちらでは口げんかも起こるほどでした。どの診療科にしても、予約制でありながら、2時間前後の待ちとなり、このような状況下では、治る病気やけがも悪化させること間違いのないと思うことでした。

本町の医療機関として、公立種子島病院の一日でも早い、いや、1分1秒でも早い診療体制の正常化をお願いしたいと思います。町長にお聞きしたいと思います。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

[名越 修町長登壇]

○町長（名越 修君） 柳田 博議員の質問にお答えいたします。

先ほどより、上園議員や大崎議員の質問の中でお答えいたしました。今回の2名の医師確保につきましては、長田副町長が精力的に幾度となく交渉を重ねた結果として得た成果でございます。

その前に、医師の確保というのは、我々素人がやるという点では、非常に問題があるというのを、どの医者のところへ行っても言われます。当選して5月の段階で、県立病院を事務長と回りましたが、やっぱり医者は医者の方持ちというのがあるわけでありまして、そういうことも言われましたし、ですけど、鹿大からは、それぞれ今でも2名の先生も派遣していただいているわけでありまして、皆さん、鹿大の教授含んで、いい対応をしてくれたという、さすがに医学者として、それぞれの

住民の健康という立場で、全県的に、いろんな苦しみはあるんだなという、そういう思いを心得ているということを感じた次第であります。

それから、県の機関などについても、当然のことながら、全部回りました。中俣先生という先生は、医者を配置する、そういう県の重要なポストにいるわけですが、それは5年前からまだいるわけでありまして。

それから、県立病院局というのがありますが、そこには、県のほうから行って、次長を務めて、管理課長を今、務めている、そういう方もおりまして、いろいろ教えていただきましたが、実を言うと、県自体も医者はいないという、そういうことはわかっているわけでありまして、でも、何とかせんといかんという、そういうことについては、どこどこでどういったような情報というのはあるよということなども教えていただけるわけでありまして、その辺を含んで、町民からも相当意見が来ておりますから、それをつぶしているという、つぶすという表現はまずいですが、お願いをして、状況を把握しながら折衝を続けているということでございます。

例えば、うちの病院の場合で申し上げますと、野口先生がいなくなるというのを、8月30日には語らんといかんかったわけでありまして、その段階で語るとすれば、その前から交渉を、話をしていく中で言いますと、先生はほとんどここに、17年間もおって勤務しているわけでありまして、土曜も日曜もなく勤務しておりますから、休暇も代休もあるわけです。

そうすると、1カ月は完全に働かなくてもいいという状況にあることは間違いのないわけでありまして、そういった中で今の2人体制が続いているわけですが、それについては、お二方の質問に答えたとおりであります。しばらく辛抱をしていただいて、10月1日からは3人体制にはなると。

もう一人の体制については、来る日にちのその辺については、副町長がまた出向くことになっておりますが、18日の予定が延びまして、教授が出張の関係で、20日にはなりますが、そういったようなことで、一つ一つつぶしていくということをしたいと、しているということで御理解をいただきたいと思っております。

私としては、ちょうど8年前、9年前になりますが、三菱重工業が何万人の職員を抱えてるんです。今後、本格的に三菱重工業はロケットの打ち上げをやるようになってるんです。そのとき、名古屋の病院に行ったんですが、そこで要請したわけですが、でも、それは機関から、こういう状態で打ち上げがあるということで、今度の大きなロケットを打ち上げる、このとりを打ち上げる段階では、三菱重工業は県にあって、県から田上先生にお願いをして、それで、もしかというときはお願いしますよというのをちゃんと田上先生が引き受けて、それを田上先生がまた私のほうに来て報告をし、こういうような連携をとっていることは間違いのないわけで

ありますが、そういう中で言うと、三菱重工業は、これからどういうことになるかという、ここに従業員も残るわけでありまして、5回もということになると、1週間ぐらいずつおりますから、大変な期間いるわけです。

その人のためもありますし、じゃ、その打ち上げを支えるコスモテックさん、JAXAの通信関係、それから、SED関係とか、400名ぐらいの人たちがいるわけですが、それが恐らく、人数は多くなりますが、期間は短くなりますけれども、こういうことを考えたとき、関連企業との連携というのは当然必要だという、こういう動きも方向としてやらなければいけないというのは自覚をしておるわけがあります。

従来、3名の医師を派遣していただいていた自治医科大学、これは都道府県でつくっている大学の卒業生、これは全て、いわゆるへき地医療と離島関係を義務づけられておりますから、これは12年であるわけですが、ほとんど離島関係、総合医的な、そういう判断もしているわけがあります。

しかし、ちょうど私が不徳の致すところで落選した、その段階で3人の先生がやめなければいけないという、それに対するいろんな大きな問題というのはあるわけですから、それもきちんと説明しなければいけないという、一応説明は第三者を通してやっておりますが、この報告に行く必要があると思っておりますし、3人がそのまま来てくれじゃなくて、揃えつつありますから、そういうのを含んで関心を持ってほしいということの中で、これからおつき合いをさせてほしい旨のこととか、そういう動きをこれからしていく必要があるんじゃないかというのを今感じていることを、他の2人に言わなかったことをつけ加えて報告して、これから副町長、それから、事務長、4人になれば、きちんと事務局会議等、今言った住民のためにこの病院が何をすればいいかというのは、医者も全部わかっているんです。

じゃ、これを全職員にどう周知するかということが、これから事務長と院長の分野になってまいりますから、ここについて、これから新しくなる院長についても、そういうお願いをし、4人の先生方が、あるいはまた来る5人、6人の先生方が一致協力して、中種子町民、南種子町民のためにやってほしいということを田淵川町長とも語り、それから、病院議会の議長さんは中種子の議長さんでございますし、全国の離島議長会の会長さんでございましたから、その辺を含んで、議会のあり方も含んで、議会も一緒になってやらんといかんというようなことも主張してくれましたので、こういうことで、私も気を強くして、こえから対応をしてみたいと、このように思います。

○議長（小園實重君） 柳田 博君。

○2番（柳田 博君） 町長、今、私の、言われたことについては十分理解していると、

私も理解しました。

しかし、田上病院に、私も事あって、お世話になったんですけども、その中で、向うの先生方も、公立種子島病院がどうかしてもらわんと、この体制じゃ僕なんかはご飯も食べる時間もないというふうにはぼやいております。

きのうも田上病院のほうから整形外科の先生が来られて、列が並んで、私も終わったのが4時半ごろだったですか、そういうような格好で、非常に、先生が来ればそういうような患者も多いということも十分わかっておられると思います。

町長に個人的にも話をしたように、首長あたりも医局に口を余り出さんようにしてくれということ私を私が以前言ったこともあると思いますし、議長、副議長にもそういうお願いをして、医者については、どうにかつてを使って、組織を使って、機関を使って、できるだけ優秀な医者を確保していただきたいというふうに思うところでございます。

次に、スタッフの確保についてお聞きしたいと思います。

町長の公約に、医療現場に優秀なスタッフをそろえ、最良の医療を提供するという事を言われております。ぜひともそのようにしていただきたいものだと思いますが、現在、外来者数は122人、昨年同時期144人、前後でマイナス22人減だそうです。率にして15%の減と聞いております。

また、入院患者数にしても62床に35名の入院患者、昨年同時期は45名前後あったそうですが、22%超えの減であるとお聞きいたしております。

だからといって優秀なスタッフを確保できないということではなく、共同体でもあります隣の種子町にも全面的に患者の招致もいただきながら、適材適所にスタッフを配置し、地域医療体制を確実なものにしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 今、まさに柳田議員のおっしゃるとおりでございますから、この辺については、田淵川町長、それから、議長さんを含んで協議、お話ししているわけでありまして、今後、中種子町民も、どうしてそうなのかということが言われておりますから、これは、南種子町民の町民性の問題もあるのかもしれませんが、医者ばかりじゃなくて、町民も、先生方がどんな苦勞をしているかということもよくわかってもらって、それで、相互にお願いしますと、逆に患者のほうから聞くことによって、その辺が、いやそれはだめだとか、いやいけないとかと言えば別として、こういうような医者との問診の中で成り立っていくという。

だから、小原先生なんか来るということを聞いて喜んでる人というのは、昔の先生という表現はまずいんですけど、あの当時、診療所から公立病院、南種子町立

病院になった段階での小原先生の対応などというのは、みんな覚えているわけでありますから、そういうような南種子町民になってもらいたいと思いますし、また、中種子町民は南種子とは性格が違います。はっきり言って、みんな人の悪いことは余り言わないです。うちの町民が言うということじゃないんですけど、それをお互いによって、いい病院だとか言ってもいいんじゃないかという安堵感を与えるようなことを、医者とスタッフ、看護師が言わないといけないと。

まず最初は、医者を完全に確保することによって、それから看護師を、今、事務長のほうで15対1が現状だと言っておりますから、それを、私がやめるとき13対1でございましたから、これは先ほども言いましたけども、10対1ぐらいになると大分補助金が違うんです。今度は7対1までできているんです、決まりとして。

そういうように、このあるべき病院については、きちんとした資格を持った者に働かせろという、そういうことを国はすると同時に、この公立病院などは、まさに熊毛でいうと3分の2をベッド数を減らせというわけでしょう。これは鹿児島県の医師会長が、私に絶対それに応じるなということ強い力をくれましたが、県のほうにもその辺は申ししておりますが。

そんなことをする中で、医師をそろえて、それから、先生方の協力も得て、今、資格がない職員については、きちんと研修するなり、また、南種子町の奨学資金制度もたくさんあるわけでありますから、そういうこととか、便宜を図ることをする中で、やめさせるんじゃないくて、新しい職場に変えていく中で、きちんとした職員をそろえていくという、すぐはできないことですが、将来に向けては、そういうのも頭に置きながら、今のスタッフがきちんとやってもらうということに心がけてやる必要があるのかなというのを感じているということをお願いしておきたいと思えます。

○議長（小園實重君） 柳田 博君。

○2番（柳田 博君） 町民も今、町長の答弁を、議会だよりなり、そういったもので見て感じ取っていただければなというように思うところでございます。

次に、病院職員と契約（パートを含む）職員との格差是正について、お聞きしたいと思えます。

職員の方、複数にお聞きしましたところ、職員と契約職員との格差があると、給与・福利厚生・休暇取得など、さまざまな面であるとのことでした。この場では細かいことは申しませんが、格差の是正をしていただきたいと思います。

私自身、サラリーマンを40数年間勤めてまいりましたが、努力・真面目さというものは報わなければなりません。医師や看護師は特殊な業務であり、昼夜を問わず診療や看護に従事されている御苦勞は、いわずと知れたことです。このような業種

では、絶対に格差はあつてはならないと私は思いますが、将来のことも含め、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 格差があることには、私は反対です、はっきり言って。やっぱり格差がない職場でないといけないと思うんです。しかし、それには、職員として採用をする、臨時職員として採用をされるという、そういう機動的な問題によって賃金の決まりがございますので、その格差はあるんですが、その人が5年、10年したら職員と同じような給料になるというのを、事務長からは私は説明を受けましたが。しかし、例えば、病院で子供を預かっています職員の。この辺について、職員の子供は預かっていないんです。それで、遊具も何もないんだそうです。そこで、ばあちゃんが預かっていると、そういう状態だという、ということ言うと、臨時職員のそれを預かるだけということでしょうから、私としては、そういうのもきちんと保母を雇ってやるようなことによって、みんなが気持ちよく預けるということも含んで。しかし、中身はいろいろあるようでございますから、私は、その辺については事務長に、それは変えないといけないというような指示もいたしましたが、格差のない病院でない、職員の中からそれが出てくるというのは非常に不愉快になりますから、だから、私はその辺を今後、職員には、副町長、副管理者、大体、副管理者がその関係の責任を負うような形になっていて、私も12年間、病院にそういうのを、柳田町長のとき言ってきたわけでありますから。

だから、今後は、今やっている長田副管理者が病院との関係を密にして、医者との関係も密にする中で、よりよい病院経営になっていけばいいと、その後は、1年間その人数をそろえたら、それから医者全体、あるいはまた、病院医局全体とする会議は月に1回必ずあるわけですし、これを、私が聞いた上で、職員朝礼で全部にそれを周知するという役目がありますから、そういうようなことをやっていけば、医者が医者同士、また職員を呼ぶという体制になってきました。

だから、9年前にあった当時のその状況というのは、1年間頑張っただけ、あとは全部、残った院長、先生方が医者はそろえてくれましたから、これがないといけないと思いますので、そういったようなことに気をつけながら、格差のないことをしていきたいと思います。

若干格差はあるというのは、ないとは言いましたが、あるのは事実です。例えば、パート職員のその辺は、職員の点は、もちろん預かっていませんから、そういうような点を含んでとか、まだパート職員の賃金が、役場のパート職員の賃金と同じ扱いにしておるので、これは非常に安いということで、わずか1日5,000円幾らですから。その辺、経営上から言うと、また赤字の問題もありますので、職員一体にな

って、改善をしていく中で、全てがスムーズにいくような形に変えなければいけないんじゃないかというのを思っていることを、お伝えしたいと思います。

○議長（小園實重君） 柳田 博君。

○2番（柳田 博君） 格差は当然、職層によってあるというのは、私も認識しております。職員のお子さんは預かっていないということでございますが、そこら辺も、子供を安心して預けて働ける職場づくりというのは、職員であろうが委託職員であろうが、同等の立場で子供を預けて働けるという格好にしていなければなという、そういうようなことを私は示唆していることでありまして、これからも、いろんな経営もありますので、そこら辺を十分協議していただければなというふうに思うところでございます。

次に、看護師・事務職員を採用する時点では、先ほどもありましたが、託児所もあり、土日祝祭日を問わず子供を預けられ、安心して働ける職場である旨をアピールしておきながら、9月度からか体制見直しにより、土日祝祭日はもちろん、夜勤前後も幼児受け入れをやめる旨の通知があったとこのことを聞いております。

ある看護師は、保育所や託児所を探したが、期の途中であるため受入先もなく、仕事と育児の両立が困難と思ひ、途方に暮れている看護師もおるそうです。

このような対応では、反少子化や優秀なスタッフ、女性の働く場の喪失にもなると思うが、町長の指示でこのような対応が病院内で行われたのか伺いたいと思います。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） それはさっきも言ったような気がしますが、格差をなくそうじゃないかと。困っている人についての、今わかったことについて、私も気づいておりましたが、遊具も何もない点で、全く、ばあちゃんが預かるという、そういう体制を改善することによって、職員のそれも雇わんといかんと。

今、年間500万円ぐらいしか使っていないようでありますから、そういうことだけで職員の確保というのはできませんので、それについては、また副管理者である副町長、それから、病院長、事務長を含んで検討をして対応をしてまいりたいと、このように思います。

○議長（小園實重君） 柳田 博君。

○2番（柳田 博君） そのような格好で、いろんなこともあるでしょうけども、経営が今赤字であるからということで、そういうことじゃなくて、優秀なスタッフを揃える意味からも、できるだけ赤字覚悟でもよろしくお願ひしたいなというふうに思うところでございます。

次に、上中地区本町交差点に信号機の設置をということでございます。

本町商店街は、昔も今も町民よりどころの繁華街であり、朝夕を問わず人通りの多い所だと思っております。

朝夕は、勤め人の車両や、児童・生徒や買い物客の往来が非常にふえます。私も、御年輩の方やPTA会員・乳幼児を持たれている方々より強い要望を受け、幾度となく見に行きました。正直、このような状況下で今までよく事故が起きなかったものだと感心するほどでした。

年末年始には、町の三役、各課の課長も交通立哨をされており、十分御理解されていると思います。ぜひとも早急に信号機の設置を要望いたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 本町の交差点については、これまで種子島警察署に対しまして、信号機の設置要望をしているというのは事実のようでございます。ただし結果、そういうことで承っておりますが、警察署の交通課によりますと、現場の交通量や交差点での状況などから、現地調査において、上中西之線が交通量が多いのに対しまして、本当に、共栄線に行く人が少ないと、こういうことが一つの大きなそれになっているということと、あそこの24時間の店のその辺が非常に、主でございますから、いろいろあるようでございますが、つまり、エブリワン駐車場からの、エブリワンへの横断歩道が利用者が多いというそういうことが一つありますし、その他の横断歩道では、利用者が少ないこと、または付近に信号が多くて、かえって交通の妨げになるというのは、中平小学校前の信号機を押せばあそこは1分まではかかりませんか、全部とまるという、それがわずか50メートルの範囲とかというのは、今度は、県道の設置の場合は、本道につけるには直角というのは決まっています。道路改正法によってそういうようになっているというんで。

それから、ほかに道路がある場合には、勝手に道を狭めることはできないとかというのは決まりがあるようでありまして、そういうもろもろがあって現在できていないということは、説明にはこっちに書いてあるわけでありまして、現状の段階では、何かそれにかわるものとして立てているようでありますが、引き続いて警察署については、警察署は県の公安委員会に言うだけだということになっていますから。

設置するには、大変なお金がかかるわけでありまして、年間、県下で幾らかという決まりがありまして、そういうことも含んで引き延ばし策かなと思ったりも、勘ぐってはいけませんけども、ありますから、また直にこういう話もあわせて警察署のほうには申し上げてみたいと、このように思います。

○議長（小園實重君） 柳田 博君。

○2番（柳田 博君） この信号機についても、以前もそういった話が出たということでもあります。そういったことで、再度お願いしようかなという気持ちで質問したと

ころでございますけども、点滅の信号でもいいから、交通の、そういった子供たちが安心して渡れるような施策をしていただければなというふうに思うところです。

いろいろと協議するところもあるでしょうけども、ひとつよろしくお願ひしたいというように思います。

続きまして、町道の整備についてお伺いをします。

長谷、小平山集落から県道588号線につなぐ町道は、道幅が狭く、中央線もないほどの道路です。道幅の一番狭い所は4メートル程度しかなく、そのまた一番狭い所はカーブであります。農業用機械も大型化し、普通乗用車とバスの離合もできない箇所もあります。このような危険が多い道路でありながら、1日にスクールバスやコミュニティバス5本の往来があります。

過去には接触事故や事故を回避するため、道路脇の側溝に脱輪したり、土手に乗り上げたりする事象は幾度となくあります。路面もあばたになり、部分的に補修工事を実施されておりますが、継続して実施計画をいただきたい。

また、危険視される狭いカーブだけでも拡幅工事を実施できないかお伺ひしたいと思います。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 柳田 博議員の質問にお答えいたします。

つまり、長谷小平山線の整備につきましては、これまでも防災安全給付金事業の舗装補修工事を年次的に取り組んでいるということですが、今後も農道で整備した道路を県費事業で舗装整備等、保全対策事業として採択を受けることができるということになりますから、農道保全対策事業を活用した整備を計画的にしているということでもあります。

私はまだその現場を確認しておりませんが、今後、そういう現場も確認しながら、つまり危険箇所の用地買収を、幅員を広げるといふ点については、遠慮なくこの場所がどういふことを言っただけならば、即、私としては議会に相談する中で、危険箇所の改修を図りたいと思っておりますので、ぜひ、それは申し出ていただければいいんじゃないかなという思いがしております。

全体の、国の補助事業を活用した場合であれば、いずれにしても、計画してから3年目でないと事業ができないわけです。それが、国は、非常に最近では創生事業の関係もありまして、熊毛支庁のやる事業に押し込んでおかなければできないとかいろいろありますから。

だから、そういう点では事業の幅は広がったんですが、町がやるについては、単独でやるのか補助をもらってやるのかということになると、また、起債事業になると、起債がふえますので、その辺考え合わせてやる必要がありますが、詳しい内容

については、課長から一旦答弁をさせます。

○議長（小園實重君） 建設課長、島崎憲一郎君。

○建設課長（島崎憲一郎君） 柳田 博議員の御質問にお答えいたします。

議員御要望の長谷小平山線は、当初、農道整備事業で事業を実施した路線でありまして、総延長が4,814メートルであり、平均車道幅員が5.4メートル、先ほども議員のほうからもありましたが、最小車道幅員が4.2メートル、最大車道幅員が10.7メートルという現状であります。

議員御指摘のとおり、大型車等の通行に十分な幅員が確保できているとは言えない状況であります。現在計画している事業については、町長も申し上げたとおり、国の防災安全交付金事業や、平成28年度以降は農道保全対策事業で、舗装補修事業に取り組んでいく計画でございます。

現在のところ、幅員を拡幅しての全体的な事業の計画はございませんが、町長も申し上げたとおり、危険箇所については、必要な部分、補修工事ができていければというふうに考えているところでございます。

国の採択事業の状況についても、議員も御承知のとおり非常に厳しい状況で、要望額に対して30%に満たない決定額という状況で、新規事業を持っていくには非常に条件的には厳しい状況でございますが、先ほども申し上げましたとおり、安全対策の舗装補修事業を含めまして、特に危険な箇所については調査をし、県の補助事業等要望を重ねながら対処してまいりたいと思っておりますが、当面の間、舗装路面の補修整備、それから、側溝関係のふたの敷設等、実施可能な対応を図りながら、事故を未然に防止する安全対策を図っていければと考えているところでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（小園實重君） 柳田 博君。

○2番（柳田 博君） 今、担当課長からもお話を伺いましたけども、私も自主財源でやれとかということじゃなくて、異常気象もありまして、日本全国各地でいろんな災害が起きております。そういった格好で、国としても、県としても、いろんな財源としてできない状態だというふうに理解するわけですので。

しかしながら、それを甘えて見ているんじゃないくて、長期的にでも計画をして予算化していただきたいなというふうに思うところでございますので、ひとつよろしく願いいたしたいというふうに思います。

次に、町内公衆トイレの整備と車椅子通路の整備について、お伺いをしたいと思います。

複数の障害者からの御意見です。現在、既存の公衆トイレは、障害者用ニーズに合っていない。基準やマニュアルがあるはずだが、要を得ていないと強い口調で話

を聞かせていただきました。このことは、要介護の指定を受けた自宅で介護を受けながら日々生活をしている方にも言えることではないかと思えます。

福祉住環境コーディネーターという資格があるそうです。その資格者は、知識と技能を生かし、福祉施設の基準やマニュアルを作成し、実用的で、よりよいものにコーディネートする調整役として動いている方だそうです。本町にもそういった資格を持った方がおられるのか、もし不在ならば、その代行はケアマネージャーが行っているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 今のことについては、私の耳に届いていませんで、なんですが、改善せんといかんというのはわかるんです。だから、まずは調査をさせます。どこにある身障者用のトイレ、これがそうであるのかどうかという、これが必要ですから、福祉のほうと、それから、建設のほうがそれぞれありますので、それは調査して、当然やっていかなければいけないわけですし、やっとな市のトイレを去年かおととしか、二、三年前やったんでしょうか、福祉センターはまだやっていないんじゃないかと思えますし、今後つくる、例えば西之の運動場につくったトイレなども1,000数百万円かかっておりますので、あれはほとんど使えないんです。あれが入り口のほうにつくっておれば、僕行ったら、奥にあつて、ぬかっておりますので、行けなかったです。あいてないというのがありました。だから、あれは維持管理費が相当かかるんです、水洗トイレというのは。大きければ大きいほど。それも、これはつくってしまっているわけですから、これをきちんとやらなければいけないというのは当たり前のことですので、このことについては、まずは調査をして、それで取りかかるということをお前提にして、予算の関係とか、建築士との協議もする中で調査をして、また、いつかの時点でそれに対する話をすることはできると思えますので、しばらくお待ちいただきたいと思えます。

○議長（小園實重君） 柳田 博君。

○2番（柳田 博君） 今の町長の答弁で十分だと思います。既存の公衆トイレについては、一日も早くそういったニーズに合うように心がけていただきたいなというように思うところでございます。

次に、車椅子の通路についてであります。今、町長も答弁をされましたけども、上中の商店街を障害者が車椅子で通行をすると、陥没や段差など、非常に危険な箇所が多いと、だから、商店街には買い物にも行けないということでございます。日ごろは気づきにくいことですが、健常者には何気ないことでも、障害者にはさまざまな形で不安を与え、生活されています。

障害者や高齢者、幼児目線に立って物事を感じとり、福祉に関しては、安心・安

全は本町がナンバー1だと言える町づくりをしたいと思うが、町長はどのような考えをお持ちか、お聞きしたいと思います。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 町の商店街の改善を、ことし、通り会がやるようになっております。

これは、はっきりいって全額町であります。今は、それぞれ申請したら国は町が全部やらんといかんという、そういうシステムになっておりまして、そういう計画をやって町に申請し、あるいは、それを県に申請することによってやるというのはいいことですから、いい方向にこれはいくと思います。

つまり、花壇などを取ってしまって、ガードレールみたいなことで、歩道を広くしてということですから、それによって改善することができないかどうかというのは、建築士にその辺もきちんと検閲していただいて、そういう方向で改善をさせたいと思います。

そこばかりじゃなくて、今度は例えば警察署の交番もあります。あそこも、例えばそこと同じような、あの前全部はそうしないといけないのかなというのをずっと思っておりましたが、その辺を含めば、今、町の草刈りと剪定をするというのに大変だったです。

今の議員でいうと、立石議員とか、上園議員とか、日高議員などはわかっているかもしれませんが、以前は、私は旧中平中学校の木を切ったんです。あれを議会から大分怒られまして、何で物を大事にせんのかということで、どっか直さんばやなつかということもありましたから、そしたら最近またそこを倒してしまいましたので、いやそれはだめだと、残せということで、桜の木は残しましたが、あとは切った後でしたから。

ですから、そういうように残すべきところは残す中で、道を広く使えて、みんなが行きやすくなったなというのは、そこは改善せんといかんと思いますから、これも町づくりの一貫として承っておきたいと思います。

それはしないということじゃないです。やっぱり改善の方向をとらないと、一方のほうの、例えば上野の通りがあります。今、10センチぐらいに全部切っているんです。ところが、どうしても草が先に出るんです。だから、ああいったところは、本町のあそこをやる、そういう方向でやれば、剪定するそれもなくならずし、非常に通行するほうも便利になるというのは変わってきています。

だから、田舎の場合でいうと、種子島の場合でいうと、そういったような方向を見出す必要があるのかなということになると、西之表線というのは、西之表市までほとんどが50キロ制限です。だから、住民の方がなれるまでは時間がかかりますが、

住民にもそういうのを周知しながら交通安全対策に気をつけて改善の方策はとりたいと、このように思います。

○議長（小園實重君） 柳田 博君。

○2番（柳田 博君） 今、町長が前向きに検討するということでございます。本町は、福祉に関しては本当に進んだ町だと言えるような日が来るようにひとつお願いをしたい。

また、10人の議員がおって、いろんな要望、希望もあると思いますが、執行部も大変だと思います。一つ一つ改善をしながら、一緒に住みよい町にしていければなというふうに思うところでございますので、よろしく申し上げます。これで私の質問を終わります。

○議長（小園實重君） これで、柳田 博君の質問を終わります。

○議長（小園實重君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の本会議は、あす9月17日午前10時に開きます。

本日は、これで散会します。御苦労さまでした。

散 会 午後 4時17分

平成27年第3回南種子町議会定例会

第 2 日

平成27年9月17日

平成27年第3回南種子町議会定例会会議録
平成27年9月17日（木曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第2号）

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第42号 南種子町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第3 議案第43号 南種子町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第4 議案第44号 南種子町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第5 議案第45号 平成27年度南種子町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第6 議案第46号 平成27年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第47号 平成27年度南種子町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第48号 平成27年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第49号 平成27年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 同意第7号 固定資産評価員の選任について

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

1番	河野浩二君	2番	柳田博君
3番	大崎照男君	4番	西園茂君
5番	塩釜俊朗君	6番	広浜喜一郎君
7番	上園和信君	8番	立石靖夫君
9番	日高澄夫君	10番	小園實重君

4. 欠席議員（0名）

5. 出席事務局職員

局 長 濱 田 広 文 君 書 記 日 高 一 幸 君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	名 越 修 君	副 町 長	長 田 繁 君
教 育 長	遠 藤 修 君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局 長	高 田 真 盛 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	野 首 知 子 さん	企 画 課 長	河 口 恵 一 朗 君
保 健 福 祉 課 長	小 西 嘉 秋 君	観 光 課 長	坂 口 浩 一 君
総 合 農 政 課 長	羽 生 幸 一 君	税 務 課 長	小 脇 秀 則 君
教 育 委 員 会 社 会 教 育 課 長	高 田 健 一 郎 君	建 設 課 長	島 崎 憲 一 郎 君
教 育 委 員 会 管 理 課 長 兼 給 食 セ ン タ ー 所 長	小 脇 隆 則 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	古 市 義 朗 君
保 育 園 長	小 川 ひとみ さん		

△ 開 会 午前10時00分

開 議

○議長（小園實重君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（小園實重君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許します。初めに、日高澄夫君。

[日高澄夫君登壇]

○9番（日高澄夫君） 北関東、東北地方の記録的な豪雨で、一級河川鬼怒川の堤防が決壊し、甚大な被害が出ました。被災されました方々に心からお見舞いを申し上げます。

国会に目を向ければ、安保法案——戦争法案の強行採決が段取りになっております。平和憲法のもと、70年平和を守ってきた日本を戦争する国に導く安倍自民党・公明党政権であります。

何でもかんでも経済界言いなりの安倍政権が、一生正社員にしなくてもよい改正派遣法が強行成立、施行は9月30日、とんでもないことであります。

沖縄の名護市辺野古への新基地建設問題は、協議決裂、新たな段階に入りました。「沖縄の心」であらゆる手段を講じて阻止をしていただきたいと思います。

さて、南種子町議会での問題を取り上げてみたいと思います。

第2回定例会で広浜喜一郎君が、上中下中線の問題について、前町長を擁護する立場に立って取り上げてくれました。広浜喜一郎君は、日高澄夫が裁判したことがけしからん、税金の無駄遣いだ。裁判を起こしておきながら取り下げたから、日高澄夫に損害賠償請求をせよと、こういう発言がありました。

問題の本質を改めて自分なりに考えてみました。裁判を提訴したのは日高澄夫ですから、広浜喜一郎君は名指しをして堂々と事実に基づいて発言をしてほしいでした。

裁判に町民の大事な税金が使われている。裁判をしておきながら取り下げた、全くおかしい話だ。取り下げたので裁判費用が税金の無駄遣いとなった。名越町長は損害賠償請求する考えはないか。南種子中学校側からの幅員14メートルの道路は、道路建設を中断していた道路だ。これら広浜喜一郎君が指摘をしたことに対して、日高澄夫は事実に基づき改めて反論をしたいと思います。

学園通り線の建設事業は、広浜喜一郎君が言う事業の中断ではありません。事業

の終了です。柳田長谷男元町長、当時の建設課長、企画課長が終了だと答弁していることについて明らかにしてきました。

ですから、柳田長谷男元町長は、一般の補助事業の道路建設事業で旧南高側から工事に取りかかりました。そして、塩釜俊朗君が建設課長のときに300万円の測量設計の予算で（発言する者あり）6,000万円ぐらいで残り事業を完成させることが議決されていきました。

○議長（小園實重君） 日高議員、発言中ですが、一般質問の時間です。

○9番（日高澄夫君） 前置きとして発言をしております。

梶原氏が新町長になって。

○議長（小園實重君） 一般質問に入ってくださいよ。

○9番（日高澄夫君） 方針転換をしました。方針転換が6人の信任で確実なものになりました。方針転換が法律違反になるとは言いません。

しかし、方針転換で（発言する者あり）1億1,339万円の税金の無駄遣いが生まれたことは事実であります。このことを町民にどう説明をしますか。裁判は国民の権利であり、地方自治法第2条第14項「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない」、地方財政法第4条第1項は「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最小の限度を超えてこれを支出してはならない」と規定をしております。この規定に違反するので、裁判を起こしたものであります。

裁判を取り下げた第1の理由は、南種子町に多大な損害を与えましたが、敗軍の将を痛めつけるのは大人げないと判断をして取り下げをしたものであります。

それでは、質問をします。

トンミー市場の運用についてであります。トンミー市場の道の駅構想は、漁協の天空のパラダイスに任せてはどうでしょうか。大和ホテルの土産品店、天空のパラダイスも出店していますから、自治体が直接民間の施設と競合するのは望ましくないと思います。いかがでしょうか。道の駅構想についての町長の考え方をお伺いをします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

[名越 修町長登壇]

○町長（名越 修君） 日高澄夫議員の質問に答えなければいけないんですが、基本的なことを申し上げれば、道の駅についての、いわゆる建物について、申請した経緯があります。その経緯は、事例で申し上げますと、今の研修センターをつくったときに、県の補助目的に沿ってないという、そういう状況の中で大変な、向こうにあ

る事務所を全部移したり、そして十数年かかった後、今の事務所になったわけですが、そういった経緯も含んでいるということが、まず念頭に私としてはあります。

まず、そこにつきましては、トンミー市場はもう去年の11月3日にオープンしたわけでありますから、漁協の天空のパラダイスにつきましては、最近のオープンでございますね。

でき上がった後を言いますと、同じようなものができたわけであります。経緯を言いますと、トンミー市場ができたことによって、大和観光ホテルを含んで、商店街の地元でつくっていたものが全部町のここに出すことによって、いわゆる客数が減ってきていると。だから、もう二重にそういうのをつくらないという、そういうこともあるということは、もう皆さん、御承知のとおりだと思います。

そういうのを踏まえて、それじゃ今つくったばかりのこのトンミー市場をどうするかということについて、担当課とまた具体的に打ち合わせ時間が、はっきり言ってございませんでした。考え方については、トンミー市場の状況については、後ほど説明させるかどうかというのは、ちょっと私も疑問であります、いましばらくこの件については時間をいただきたいと思うわけでありますが、その次の第2の質問の点もありますので、この辺については、トンミー市場との関係がありますが、私の考えとしては、前のほうが一番よかったというのはもうはっきりしてるわけでありまして、これは、いわゆる遠くなったとか、それを私の期間中に相当言われましてから、選挙に出らんといかんというふうになった後ですね。しかし、もうでき上がっておりますから、これをどう運営するかというのは、やっぱり前任から引き継いだそれを、町民がもう議会で承認したものをどう運営していくかという、そこにかかっているということでございますので、この問題について一緒にちょっと言わせていただくことに、議長には断っておりませんが、思うとすれば、総合的に検討しないといけないということでもあります。

つまり、民間の人が私たちにあれを運営させてほしいという、私に言ってくる分があります。これは1社じゃなくて、そのほかあります。

それからまた、今、トンミー市場で販売しているようなことを町外者に送るという場合、これは町内のいろんな人たちが今送っているわけですから、それとの競合があります。だから、役場としては、民間がやるそれに、商売するそこについては、私は商店街、特に商工会が頑張ってもらう方向への手助けをする必要があるということでもありますので、じゃどう運営するかとなると、やっぱり商工会にそういったものを検討をしていただいととか、いろんな関係がありますので、それまでにちょっと私の判断の時間をいただきたいというのが、正直言った答弁でありますので、

ここ辺について、私からの答弁のお願いというか、そういうことであります。きちんとそれは各界の意見を聞いて、そしてまた、いわゆるトンミー市場の運営委員会みたいなものが、出荷する団体がおりますので、そういうのを含んで意見を聞いた上でお答えしたほうが間違いないというよりも、これを方向転換するについては適当だという思いをしているということを申し上げたいと思います。

○議長（小園實重君） 日高澄夫君。

○9番（日高澄夫君） 議会は地方自治法第96条による議決ですから、その議決したものを執行部は執行するわけですので、私たちはトンミー市場のこの建設についてゴーサインを出しました。それは赤字になろうがどうしても、それは執行部の責任ということになってきますから。道の駅構想については、その後、天空のパラダイスが開所をしたわけであって、民間の公益団体である南種子漁協さんが運営をやっておりますから、そういう点からしますと、このトンミー市場等、そういうような道の駅というのは、やっぱり民間に任せたいほうがいいんじゃないかなというふうな気持ちから、トンミー市場のこの建設費は、起債償還はやっていかなければなりませんから、これはもうやむを得ないというふうに思っております。

そういう中で、従来のこの地場野菜販売所の機能で私は十分ではないだろうかというふうに思っております。

そういう中で、施設の中に空間ができるように、高齢者の生産者のサロンとかカフェとか、そういうふうな空間もあの一角に設けてもらえれば、いろいろといいんじゃないかと思ったり、また園芸農家の所得向上の一助として、曲がったキュウリでもいいんじゃないかということも、やっぱり販売をしてもよいのではないかと思うし、何が何でも黒字経営を追求するといったことではなくて、町民に喜ばれる施設で十分でないかと思うんですが。

そういうことで、今町長が相当悩んでるような気持ちでしたけども、トンミー市場というこの道の駅構想が一昨年からの計画の段階では、道の駅構想が大半を占めて議会にも説明がありましたので、そういうこととあわせて、天空のパラダイスがまた開設されたという点では、この競合する施設になってきますので、やっぱりそこはしっかりと話し合いもやりながらやっていくべきじゃないだろうかというふうに思いますので、最初、町長が心配しているような、悩んでいるような答弁でしたので、それ以上突っ込んで始まりませんから、これはこれで終わりたいと思います。また、そういうことでしっかりとこの計画を練って、天空のパラダイス事業者とも話をしたり、あるいは観光ホテルの土産品販売店あるいはAコープ、そういうところとも話をしながら、トンミー市場が一番いい施設としてどうあればいいかというのを方針を出していただきたいというふうに思います。

これだけ答弁を課長にお願いをしたいんですが、開所から月ごとの売り上げ状況について、答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 観光物産館トンミー市場の運営状況について報告をします。

昨年の11月3日にオープンしまして、8月で10カ月がたったところです。販売金額を月ごとということですが、全体の10カ月の金額合計で、月平均で670万3,000円であります。その中の運営状況につきましては、販売金額——野菜等を買った金額ですが、6,730万9,016円、収入につきましては944万6,029円です。

○議長（小園實重君） 日高澄夫君。

○9番（日高澄夫君） 2番目の公道の管理について、島間、平山、それから西海から要望がありました。というのは、この公道を覆っている樹木の枝等がダンプや路線バス等に影響をされていて、その大型自動車中央線をはみ出して対向車と危ないことがあったというふうな話から、もちろん、除草は必要ですが、国道、県道は両側に歩道がある関係で覆いかぶさっている部分が少ないと思います。そういう点では、路線バスが運行されている町道の樹木の伐採がどうしても必要になるということで質問をしたいと思いますが。

まず、境界の相隣関係で民法第233条第1項に「隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者にその枝を切除させることができる」、勝手に切除はできない。第233条第2項は「隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることができる」、勝手に切り取ることができる。この民法第233条第1項は、皆さんが御存じのとおりであります。

私がこの問題を取り上げたきっかけは、先ほども言いましたような、大型ダンプがこの覆いかぶさっている枝を避けて走っているという、そういう状況があったからでありまして、そこで民法のこの第233条第1項の規定が、公道の上の空間にも適用されるのかということ職員が勉強してほしいために取り上げたということになります。余計なことですが、町村会の顧問弁護士にどういう見解であったかということ聞いてほしいということで、前もって課長とも話し合いをしておきましたので。

東京の地下鉄なんかでは、地中には1階、2階、3階の地下鉄のトンネルをつくってありますが、公道の上の部分については、テレビとか新聞なんかにもそういう記事が、報道があったというのを見たこと、あるいは、また読んだこともないものですから、公道の上の部分については、どうなっているのかという、民法のこの精

神で、やっぱり公道の上も適用されるのかどうかということで、もしこの適用されるということになれば、1件1件この境界をはっきりさせて、所有者を確認をして了解をもらわないと、今度はますますこうなってくるということになって、所有者から調査をしなければいけないということになります。そういう点で、その境界を含めて、所有者の調査をしているのかどうか、そこまでもし課長のほうでわかればお伺いをします。

○議長（小園實重君） 建設課長、島崎憲一郎君。

○建設課長（島崎憲一郎君） 日高澄夫議員の御質問にお答えをいたします。

町村会の顧問弁護士に照会をしましたところ、民法第233条第1項の規定では、議員御案内のとおり、隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者にその枝を切除させることができるということでもあります。これの内容としましては、たとえ公道の上部であっても、その所有者が切除しないというだけの理由で道路管理者が所有者の了解を得ないで切除することは法律的にはできないということで、民法の規定により、その所有者に道路管理者もしくはそこを通行する利用者が損害を受ける理由を付して切除の請求を行い、それに所有者が応じない場合は、所有者に対して、また民法の規定による訴訟を提起して所有者の費用で枝を切除させることが必要であるということで、法律的な見解はいただきました。

ただし、何らかの理由で緊急な状況において道路通行者に非常に危険な状況を及ぼす場合等考えられますので、やむなく道路管理者が対処しなければならない場合も当然発生をしてきます。その場合、法律上は道路管理者が勝手に切除してよいことになっておりませんので、個別の事案ごとに十分にその所有者と対処しながら、それに対応していく必要があるということでの見解をいただいたところであります。

いずれにしても、議員御指摘のとおり、道路法に基づく道路の安全性の確保を行い、事故が発生しない環境整備を行わなければなりませんので、道路隣接地の所有者には定期的な伐採を要請することが必要であり、場合によっては伐採の了解を取りつけるなどの工夫をしていくことが必要だと思えます。

また、所有者の特定については、それぞれ隣地の部分については特定が可能ですので、そこについては要請をしているところであり、現在、上中の市街地でも個人的に伐採をしていただいているところもたくさんあるところでございます。

○議長（小園實重君） 日高澄夫君。

○9番（日高澄夫君） そういうことで、法律の規定が適用されるということであれば、1件1件この地権者と話をしていかなければなりませんので、特に平山線なんかは覆いかぶさっている立本国有林の周り、いわゆる山口坂の周りは覆いかぶさっておりますから、早く適切な処理をしていただきたいというふうに思います。法的な根

掘もわかりましたので、あとは職員がそこに向かって調査をし、しっかりとこの道路管理を、維持管理をやっていただきたいということになりますので、そこは十分覚悟の上でお願いをしたいと思います。

元職員の懲戒免職処分裁判についてであります。被告の南種子町が上告しなかったことで二審判決が確定しました。元職員の気持ちを聞いてみまいたでしょうか。全て弁護士に任せているのでしょうか。もし弁護士に任せっきりだったら、何をしているのかと私は言いたいんですが、南種子町役場で働くのは元職員であって、弁護士ではありませんから、本人に一日でも早く確認をして、結論を出していただきたいというふうに思いますが、町長、いかがでしょうか、簡単に。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 判決後、長田副町長が元職員の弁護士を通じ、本人の意思を確認しております。本人からは退職したい旨の意思表示がありまして、8月5日受け付け、退職願が送付されてきたところでございます。

○議長（小園實重君） 日高澄夫君。

○9番（日高澄夫君） 一日延びれば延滞金とか遅延損害金が増加されていくのでありますけども、今、退職願が出たということで、期日は決定がなされたと思いますから、それに基づいて計算がなされると思いますが、どのくらい精算をしなければならぬのでしょうか。もし弁護士から確認をされていたらお伺い、できる範囲内です。そして、その予算措置はいつの議会に提案されるかどうか。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 職員の給与等については、双方の弁護士間で調整を行っていただいているというのが実情です。これはどういうことかということ、やっぱり基本的にはそれぞれの考え方がありますので、これをきちんと私どもがこちらの判断でそれを行ったことによって、また、いろいろ後々問題が起きてはいけないことも含んで、そういうふうにしております。

予算措置の時期につきましては、調整ができ次第、議会にお願いするつもりでおります。

○議長（小園實重君） 日高澄夫君。

○9番（日高澄夫君） そもそもこの裁判は、梶原弘徳前町長が自分保身のために違法な手続による改正規程で免職処分したために起こされたものでありますから、南種子町に大変な損害を与えております。損害を与えている以上、損害賠償請求ができるのではないかと、私は素人考えですけども、思いますが、そこら辺を確認しながら、賠償請求の裁判の手続は考えているかどうか、お伺いします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） お答えいたします。

法的にできるものかどうかも含めまして、専門的な意見を参考にしながら検討を
してまいります。私の本心としては、町長が町民を裁判するというようなこと
についてはどうなのかという考え方を今持っております。

○議長（小園實重君） 日高澄夫君。

○9番（日高澄夫君） この件については、後からでもまた質問したいと思います。

次に行きます。国保事業についてであります。職員が集落や高齢者宅へ出向く
頻度についてお伺いをしたいと思いますが、町民の命を守るために、町の職員――
正規職員・非正規職員を問わず、職員みんな頑張っていると思います。

保健福祉課の職員は、誰かが町民に、特に高齢者、子育て世帯に接しているの
ではないかと思いますが。五、六年前だったと思いますけども、私のところにも非常
勤の看護師が来て、状況を確認して帰られました。しかし、ぷっつり音沙汰なしで
あります。

上之平老人部は、昨年町に健康講話や健康体操をお願いをして、ことしは
9月2日、お願いをしましたが、2人の職員がみえて、いろいろ講話をしてくだ
さいました。2人の職員は、出席した上之平老人部の皆さんを知ることになったと思
いますし、多分に一回も会っていない人もいたのではないかと思います。職員の皆
さんには、まず町民の方々を知ることから始めることが大切だと思いますし、職員
の皆さんは、情報を大いに持っておりますから、町民の健康保持のために家庭訪問
を積極的に行ってほしいと思うわけです。特に健康寿命を伸ばす対策や次の質問項
目に関係します。職員がどのくらいの頻度で町民と接しているか、もし統計的
な数字でもあれば、毎月の日程等でもあれば、簡単にお伺いをしたいと思いま
す。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 担当課長から説明申し上げます。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 日高澄夫議員の御質問にお答えをいたします。

職員が集落や高齢者宅へ出向く頻度でございますが、保健師と包括支援センター
の職員がほとんど毎日平日は訪問をしております。対象は65歳以上のひとり暮らし
の定期的な見守りが必要な方とか、介護保険要支援1、2で介護予防を利用する
方などでございます。平成26年度は延べ1,166件の訪問をしているところでござい
ます。

○議長（小園實重君） 日高澄夫君。

○9番（日高澄夫君） その千何件は何%ぐらいになりますか。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 割合は出しておりませんが、職員以外に民生委員、児童委員の皆さん、そして、ともしびグループの皆さん、手分けをして、それぞれ声かけ安否確認等を行ってますので、統計的な数字は出てませんが、必要な方には訪問をしてる状況でございます。

○議長（小園實重君） 日高澄夫君。

○9番（日高澄夫君） 平成25年度県市町村別国保医療費マップについてお伺いをします。

この医療費マップが公立病院に張ってありましたので、その中で南種子町の医療費がちょっと高いなと思ったものですから、質問に取り上げました。

南種子町は、このマップによりますと、南種子町は1.0以上から1.1未満、中種子町は0.90未満、西之表市が0.9以上から1.0未満、この指標で各自自治体でどのくらい歳出に差があるのか、調査していたらお伺いをしたいと思います。

この格差をゼロ未満にするために、今後、南種子町として四、五年で実施する努力目標を示してください。二、三年前にも成人病検診のメタボ検診の南種子町の目標数値にどのくらい達してるかということも質問したこともあったんですが、例えば、集団検診率を70%ぐらいに引き上げるための対策とか、早期発見・早期治療の推進とか、日常業務の中で戸別訪問や、西海地区で実施されております高齢者サロン、西海地区の老人クラブの皆さんはいい方向でサロンを運営をしているようですが、このサロンを全集落に広めるとか、そういう形で行政として考えていることはないかどうか。特にこの集団検診率を70%ぐらいに引き上げる、そういう計画はどのようになっていきますでしょうか、課長。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） お答えいたします。

平成25年度県市町村別国保医療費マップでございますが、県下の国保の年間1人当たりの医療費を国を1としたときに、それぞれの自治体がどうなのかというのを色分けをしたものでございまして、御指摘のとおり、南種子町は熊毛地区の中では一番高い医療費ということになっております。

ただ、県下43市町村中では、南種子町は31番目、屋久島町が32番目、西之表市が33番目、中種子町が35番目でございます。

ちなみに、平成26年度は若干下がって、1万2,865円ほど下がっております。

県下で一番高い南さつま市は、年間47万1,376円、一番低い与論町が23万1,528円となっております。県下平均は1人当たり38万1,547円でございます。本町の医療費を地区内で一番安い中種子町で単純に試算した場合、全体の医療費は5,000万円程度となります。保険者負担で3,500万円程度の抑制がなされるということになっ

ているところでございます。

さまざまな要因もあるところでございますが、議員御指摘のとおり、今、西海地区で実施をしております高齢者サロンの全地区実施や、特定健診については、平成29年度60%を目標にしておりますが、向上に向けて未受診者の個別啓発活動など取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（小園實重君） 日高澄夫君。

○9番（日高澄夫君） メタボ検診は、健康寿命の伸びにどのくらい南種子町では効果が上がっているのだろうかというふうに思いますが、朝日新聞の記事だったんですけどね、メタボ検診のシステムが不備で活用できないということで、会計検査院が指摘をしております。メタボ検診で全国の、この場合、会計検査院が指摘したのは全国的なものでありますけども、南種子町がメタボ検診で平成29年度に60%達成に持っていきたいということで、今、課長から説明がありましたけども、このシステムが不備で、あとマイナンバーのところでもいろいろと聞きたいと思うんですが、健診データとレセプトの突き合わせができないという形でプログラミングのミスが発覚したんだと。コンピューターのシステム開発に何百億、何千億円という形で使っているようではありますが、そういうことで、国は何をしているのかわからないような格好で、市町村に相当無理だけを押しつけるということになっておりますが、メタボ検診の効果について、先ほども回答もありましたけども、要は、医療費抑制のためにも健康であることが第一でありますから、先進事例も参考にしながら、高齢者や町民の意識改革にぜひ取り組んでいただきたいということを要請しておきたいと思いますが、3点まとめて最後に質問をしたいと思っておりますけども、医療費マップに示されているように、具体的な指標が示されているので、町民に対して、より積極的な啓発をぜひ保健福祉課のほうで、地域包括支援センターのほうでお願いをしてもらいたいというふうに思います。

第1目標は、このマップに示された中種子町並みの0.9以下に持っていくとか、そういう具体的な指標、行動計画をもって取り組んでいただきたいというふうに思います。

5番目のこのマイナンバー（社会保障・税番号）について、これはもう改正条例案も出ておりますけども、これはお互いに勉強をしようということで、私なりに疑問点、問題点を整理をしてみましたので、総務課長にいろいろと聞いてみたいというふうに思います。

町が住民に対して責任があるときはどういう場合かということで、まず「よくわかるマイナンバー制度」、この本、このパンフレットを見て頭に浮かんだわけでありませう。

税や年金、国保などの情報取り扱い事務で、情報が漏洩した場合だけの責任の所在というのは、情報が漏洩した場合だけだということでしょうか。通知カードは10月5日から地方公共団体情報システム機構から送られることになっているようですが、直接住民に届くために南種子町役場はどのような関与をするのでしょうか。

3番目ですけれども、役場が関与することになった場合に、住民に届くまでに役場での全ての作業で、情報の漏洩や、たまたまの問い合わせなんか等で、ついうっかりというふうに、これはお互い人間ですから、あると思いますし、そういう中で記載内容を話してしまったとか、そういうふうなことが起こり得ると思います。そういう場合に今現在どういう対応の仕方をとっているかどうか、お伺いをしたいと思います。

それから、地方自治体の場合には、マイナンバーの利用分野として社会保障分野、税分野、災害対策分野の3分野と言われておりますが、鬼怒川決壊のように災害が発生した場合に、この先進的な施設であるこのコンピューターが停電あるいは通信網がいかれるということで、本当に発揮されるだろうかというふうに思いますが、災害が発生した場合に、この機器類が死んでしまったというときに、じゃマイナンバーというのはどうなっていくのか、そういうことで疑問点をいっぱい持っておるんですけども、とりあえずこういうことで総務課長がわかっておれば教えてください。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） マイナンバー制度ということで今、何点か質問がありましたので、わかっている範囲内でお答えしたいと思います。

まず、通知カードの件ですが、通知カードについては、10月5日から地方公共団体情報システム機構というところから直接住民のほうに送付されますので、役場を経由するということはありませんので、役場が関与することはありません。

その後、通知カードと一緒にマイナンバーカードの請求書類が同封されてきます。それにつきましては、平成28年の1月1日以降、同封の封筒に入れて、直接地方公共団体情報システム機構のほうに請求するということになります。

役場が対応するのは、その後、マイナンバーカードが作成できた段階で町のほうに送ってきますので、交付事務というのは役場のほうが担当することになります。その点の安全管理につきましては、組織的、技術的に徹底した指導、措置をとることとしております。

組織的には担当者以外がマイナンバーを取り扱えないように、取り扱い責任者や事務取扱担当者を明確にし、制度概要の周知決定など教育を徹底します。ま

た、技術面においても、インターネットなど外部接続が一切できない環境づくりや、ウイルス対策ソフトの導入などのセキュリティ対策を講じていくこととしております。

そのほかにも、成り済まし防止のために、本人確認の徹底、特定個人情報保護委員会による監視・監督、また自分の個人情報の使用履歴を本人が確認できるなど、安心・安全な仕組みとなっている現状であります。

町としましては、引き続き関係機関と連携しながら、一層のセキュリティ対策を進めてまいりたいと思います。

それから、災害の件ですが、災害時につきましては、各機関の間を結ぶネットワークには専用回線が設けられておりまして、通信データの暗号化などの対策をとることとしておりますので、災害時の対応にも一応万全だと考えておりますが、なお一層万全を期したいと思っております。

○議長（小園實重君） 日高澄夫君。

○9番（日高澄夫君） ここで抽象的なやり取りをしても始まらないと思うんですが、マイナンバー制度のパンフレットを配布しただけで町の責任はそれで終わりかということで、ちょっと私の質問のイメージが湧くかどうかわかりませんが、準備段階も含めて、個人情報保護条例の一部改正の条例案とも絡めて、特定個人情報保護評価についてお伺いをします。

これは法律に基づく作業ということになっていくと思えますけども、個人情報保護のための措置として設けられたようですが、どういう制度でしょうか。個人情報が一旦流出・漏洩した場合、マイナンバーがついていれば名寄せが容易にできます。プライバシーの侵害や成り済ましの犯罪のおそれがあると言われております。

こうした事故・事件が発生する前の保護対策の柱のようではありますが、このことについて南種子町のシステムは万全かどうかということで、マイナンバー法第27条を、時間もありません、簡単に求めたいと思いますが、もし時間の都合で許されないなら、また12月にでもしたいと思えますが。

それから、評価書には3つの種類があるようですけども、どういうものでしょうか。自治体が行う特定個人情報保護評価には、第三者によるチェックが制度化されていないというのは、事実でしょうか。6月初め、年金機構から個人情報が流出するという大事件が発生しましたが、南種子のこのマイナンバーに対する対策は十分でしょうか。

ついでに、住基ネットとの関係からお伺いをしますが、南種子町はコンビニでの住基ネットのカードを発行するのを認めていらっしゃるのでしょうか。その場合に、これまで認めていたなら、町の財政出動はどのくらいあったのでしょうか。マイナ

ンバー発行費用を含めて、制度推進のために国は相当の財政出動をしておりますが、コンビニ対策を実施する場合に、システム構築の経費なんかも必要になると言われております。そういう場合にどういうふうな予算措置が必要かどうか、課長、わかっておればお伺いをします。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） まず、特定個人情報保護評価についてですが、この評価とは、特定個人情報ファイルを保有しようとする、または保有する国の行政機関や地方公共団体等が個人のプライバシー等の権利、利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏洩、その他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものであり、評価の目的として、1つ目に、番号制度に対する個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等を踏まえた制度上の保護措置、2つ目に、事前対応による個人のプライバシー等の権利、利益の侵害の未然防止及び住民の信頼の確保を目的としているところであります。

次に、マイナンバー法第27条ですが、第27条は、特定個人情報ファイルが取り扱われる前に個人のプライバシー等に与える影響を予測評価し、係る影響を軽減する措置をあらかじめ講じるために実施する情報保護評価について規定しているものであります。

次に、評価書には3つの種類があるが、どのようなものかということですが、3つの種類につきましては、基礎項目評価書、それから重点項目評価書、全項目評価書の3種類があり、特定個人情報ファイルを取り扱う事務ごとに情報保護評価について、その必要性の程度を判断する評価であります。

次に、自治体が行う第三者によるチェックが制度化されてないが事実かということですが、これにつきましては、第三者による審査チェックについては、先ほど申し上げました3段階の結果で決まってくるのでありますが、その結果に応じてチェック体制は制度化されておりますので、それにあわせてチェックはかけていくということにしております。

それから、年金機構の関係ですが、この年金機構のサイバー攻撃による約125万件の年金情報が流出した事件については、普段は基幹システムで保存している個人情報を職員がある業務で使うため、基幹システムから抽出してLANに接続するファイル共有用のサーバーに移し、ウイルスに感染したパソコン経由で流出したというものであり、1つには、職員のセキュリティに対する認識不足が原因であると考えております。

現時点では、基幹システムである社会保険オンラインシステムへの直接的な不正

アクセスが確認されていないということではありますが、この問題を受け、標的型攻撃メールなどについて、システムの構築はもとより、職員への教育についてもさらに徹底し、万全を期していくことで安心・安全な制度づくりができるというふうに考えております。

- 議長（小園實重君） 日高議員、コンビニ発行の件は、答弁はいいですか。
- 9番（日高澄夫君） もう時間がないもん。
- 議長（小園實重君） 日高澄夫君。
- 9番（日高澄夫君） 今、課長が説明した中で、特定個人情報ファイルを保有する前に、特定個人情報保護評価を実施しなければならないということに法律上なっているようですが、これは実施されているのでしょうか。
- 議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。
- 総務課長（高田真盛君） これから作成することになりますので、当然そのファイルごとに評価が必要なもの、評価が必要でないものというのは出てきますので、それはそのときのファイルによって判断されます。
- 議長（小園實重君） 日高澄夫君。
- 9番（日高澄夫君） じゃ住民基本台帳のシステム改修は終わっているかどうかというのが1点と、それから、もう時間はないな。
- じゃ簡単のところから、総務課長、住基カードはどのくらい発行されました。
- 議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。
- 総務課長（高田真盛君） 住基カードにつきましては、平成15年8月から交付を開始しましたけども、今現在298件です。
- 議長（小園實重君） 日高澄夫君。
- 9番（日高澄夫君） そのくらいでしか、もちろん宣伝も十分ではなかつたろうし、やっぱり住基カードで何百億、何千億円使っても、そういう格好なんですよね、実際言うと。マイナンバーカードについても、麻生財務大臣なんかは、マイナンバーカードを発行申請をしなければ、10%消費税の2%分について還元はないばかりよというような、そういう無責任な発言をすること自体が、やっぱり国会議員は何をしてるのかと、私は言いたいんですが、国民のための国会議員かどうかということをお願いしたいと思います。

とにかく国も都道府県も市町村も、税の捕捉と、課税客体の捕捉というのがまず第一だろうと。その一方で、今度、社会保障関係はカットしていくという、これはこれまでずっとなされてきたことでありますから、所得税の課税客体の把握、そういう格好でこれを自民党政権が国民に押しつける、そういうことが第一にあるというふうに理解をしなければならないと思います。

佐賀県の鳥栖市では、住基カードでさえ成り済ましによる不正取得があったようであり、福島県の相馬市でも、そういう成り済ましによる不正取得があったようです。総務省の調査においても、09年から12年度の4年間で226件、うち成り済ましというのは103件でした。こういうふうに住基カードでも、利活用の面あるいは発行する場合の市町村の窓口での成り済ましも含めて、大変な問題がやっぱりあるということで、そういう場合にどういう取り扱いをしていったら絶対安全だということが言い切れるかどうか、総務課長、最後に。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） その点につきましては、そういうことがないように徹底して、そういう情報管理も含めて対策をとっていきたいと思っております。

○議長（小園實重君） 日高澄夫君。

○9番（日高澄夫君） まだ来年の1月からマイナンバーカードというのが発行されて、10月5日からは通知カードと、そして来年1月1日、仕事始めが始まってからでしょうが、通知カードの発行、ICチップを打ち込む、そういう段取りになっていくだろうと思いますが。今の段階では、総務課長は、そういうことで万全を期したいと、そういう言い方しかできないというのは、もうやむを得んだろうと思いますが。

しかし、事件・事故が発生してからでは遅いということです。私の、はっきり言いますが、相互信用金庫の職員が私のこの個人情報を、鹿児島県下全体で何件か、百何十件紛失をして、その中に私の情報も入っていたと。謝罪だけでした。そういうことで、どこでも起こり得るということでもありますから、このマイナンバー制度は、国は平気で無責任な言い方をしますけども、個人にとっては大変なことになっていくだろうというふうに思います。

そういう点で、住基カードにしても、これまでのネットワークというのが、この部署、この部署という格好でなっているようですが、これを見てもわかりますけども、それを一本で結びつけるから問題はないというふうなことで言われておりますけども。

しかし、年金関係が漏れても、税関係には及ばないと、ここで結んでるばかりであって、ここを断ち切れればいいわけだというふうな説明なんですけども、事実、そうかどうかというのが一番心配をするところでもありますけども、これから戸籍の窓口あるいは。

○議長（小園實重君） 残り1分です。

○9番（日高澄夫君） はい。どういう配置を、機構改革をやっていくかどうかわかりませんが、とにかく南種子町として事故・事件が起きないように万全の対策をとっていただきたいというふうに思います。

地方創生については、時間がなくなりましたので、また次の機会にでも質問をしたいと思います。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長（小園實重君） これで日高澄夫君の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開をおおむね11時5分とします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時06分

○議長（小園實重君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。西園 茂君。

[西園 茂君登壇]

○4番（西園 茂君） こうのとりの5号の打ち上げが成功いたしました。三菱・JAXA関係者の皆さんには感謝、感謝でございます。また、宇宙ステーションの油井さん、こうのとりをつかまえました。ありがとうございます。アメリカ、ロシア国民も感謝していると思います。

そして、油井さんから宇宙からの訴えとして「小さな地球で人々が争い、水や大気を汚染することは非常に恥ずべきことだ」とメッセージが来ていました。大きな視点、高い視点から世界を見ることの大切さを痛感いたしました。

話は変わりますが、町行政、町民との信頼関係の中で成立しております。6月議会で、国道58号線上中地区整備事業について質問しております。行政の立場でありながら職員の言動、行動で町民が苦しむ事態となっております。私たちも年を重ね、わかっておるとは思いますが、人と人、わかり合えないことはないと思います。誠意をもって対応することを強く希望します。

さて、あらゆる工場でロボットが使われております。人間の仕事がだんだん少なくなる時代です。コンピューターが2045年人間を超える、いや、まだ早くなるのではとの報道もあります。

人工知能、ネット社会でのデータの集積、データの価値観も上がり、ビッグデータで未来の分析も可能となり、また全国民の番号制、マイナンバー制も整備され、「人間の知らない間にコンピューターによって人間がコントロールされる時代が来るのでは」との心配する声も出ています。

多額の国民の税金で福島原発の廃棄処分、反省ができない川内原発の再稼働、世界で多くの敵をつくる国会審議中の安保法制、人間の命にかかわる地球温暖化、未来には数多くの不安があります。

今回の私の一般質問は、南種子町が今後どのような形で運営をすればいいのか、

私の考えを述べていきたいと思います。

その中で私は、もうけがないから。生活ができないから本町に人が残りません。本町の財政は厳しい財政です。基金は1年の運用資金を残して、残額は生産につながる事業に利用することが必要だと思っております。

町民の生活が苦しい中、また人口が年々減少する中、経済規模拡大なくして町民所得は上がりません。一連の税務申告の集計資料の数値を基礎的数値として各事業の数値目標を決め、町民全員を巻き込んだ経済活動をしなければ、本町に光は見えないと思っております。

町財政について質問いたします。

平成26年度の決算が出て、過去4年間の梶原町政の実績も出ております。本町の平成26年度の町財政指標が出ていますが、財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率の報告と、町長は町財政指標の各数値についてどう考えているのか答弁を求めます。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

[名越 修町長登壇]

○町長（名越 修君） 西園議員の御質問にお答えいたします。

平成26年度決算における主な財政指標の状況についての御説明でございます。

まず、財政力指数につきましては0.25で、前年度0.25と同数値でございます。

次に、経常収支比率につきましては92.4%で、前年度93.5と比較しますと1.1ポイントの減となっております。

次は、実質公債費比率でございますが11.6%でありまして、前年度比11.2%でございますので0.4ポイントの増加となっております。

次は、将来負担比率でございますが64.2%、前年度数値が55.9%、比較しまして8.3ポイントの増加となっております。

各数値につきましては、経常収支比率は前年度に比べ改善されていることや、財政健全化法に定められた健全化基準を下回っているなど、適正な水準を保持しながら健全な財政運営ができてきているとは考えております。

しかしながら、平成20年度以降につきましては、複数の大型事業を実施したことによりまして、町債の発行額が増加したことや国民健康保険特別会計、簡易水道事業特別会計の財源不足に伴い、毎年度一般会計から財源補填を行っていることを初め、今後少子高齢化による人口の減少等経済活力の減退など地方自治体を取り巻く環境は、さらに厳しく極めて深刻な状態になることを認識しているところでございます。

こういう状況をふまえ、私としては、基金が減少して10億円余りが少なくなって

おりますので、このことを考えるとき事業の選択、それから将来人口減少に伴う財政運営というのが非常に重要であるということの認識を持って、全職員で一丸となって対応してまいりたいと、こう考えるところでございます。

○議長（小園實重君） 西園 茂君。

○4番（西園 茂君） 私、今財政規模が大きくならないと、この南種子町は未来はないということを申し上げましたけれども、大体鹿児島県で5兆7,000億のGDPでございまして、ちょっと古いデータなんでしょうけれども。本町の数字が約GDPで230億だったのですか、数字が出ているようでございます。町の財政のほうから詳しく梶原町政のこの4年間の評価と、それから今後のことについて話を進めていきたいと思うんですけれども。

財政運営の適否の総合的判断は通常3つの視点から見ますが、まず第1は、収支の均衡がとれた計画的な財政運営かどうか。第2は、長期的視野に立って財政構造の弾力性確保のため十分な配慮と努力がなされた財政運営であったか。それから第3番目は、高い行政サービスの提供に努め、行政水準の向上を目指した積極的に満ちた財政運営であったかが評価対象になります。

まず、計画性ですが、一般会計、実質単年度収支ですけれども、平成23年度から見ますと4,650万7,000円の赤字でございまして。24年度が1億824万7,000円のまた赤字でございまして。25年度は5,521万3,000円の、またこれも赤字でございまして。26年度は1億1,998万5,000円と、このように連続して赤字が出ております。実質単年度収支ですから、無計画な予算執行関係が原因ではなかったかなというふうに評価されるところでございます。

2番目の弾力性ですが、経常収支比率、平成26年度は先ほども町長からありましたけれども92.4ということで改善されているという話でしたけれども、過去10年間余り変わりません。類似団体で80.9%、75%以下が望ましいと言われておりますので、極めて財政構造の硬直化が進んでいるという現実があります。自由に使えるお金が非常に少ないということを示しています。

また、12から13%が望ましいと言われる実質公債費比率ですが、平成26年度は単年度で12.309%で、年々数値が上がっています。起債残高費は66億1,000万円と多額です。この4年間多額の起債、多額の繰入金となっております。

3番目の積極性ですけれども、全般的に、この4年間投資と言える経費がどれだけあったかといえば、疑問だらけの投資と言えます。目的を逸脱した上中下中線、目的が明確でない標示石、計画性のないトンミー市場、ロケット打ち上げ時に見れない広田遺跡館、誰のための太陽光発電、年に数回しか使用しない施設など、税金の無駄遣い、後世代の負担となる投資の数々だったと思いますし、多数決の怖さを

感じます。

監査委員の監査指摘では、「入札制限価格の設定で失格者が多数散見されるので、一般財源の無駄をなくし、効率的な財政運営に努めること」との指摘もあります。また、実質公債費率、将来負担比率の増が見られ、私は梶原町政をストップできたことで本当にほっとしております。町長の考えはどうなんでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） お答えいたします。

議会の議決によって各種事業が実施されてまいりましたから、管理運営面では多々問題があると思いますが、私はよく検討して改善の方策をとってまいりたいと、このように思います。

○議長（小園實重君） 西園 茂君。

○4番（西園 茂君） 無駄遣いがあったとか、それから維持管理がかかるとはいつでも、行政の継続性の原理からしても本町の資産でございます。どうにかして継続して運用しなければなりません。

さて、こんな本町の財政状況の中、多くの町民の生活苦、人口減少・少子高齢化が進む中、抜本的な改革が必要と考えるが対策はあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） お答えいたします。

町財政の抜本的な改革の必要性といたしましては、その対策ということではありますが、本町の財政状況につきましては、今西園議員もお示しがあったとおりでございますが、その数値に対する考え方については、先ほど説明いたしましたとおりでありまして、今後少子高齢化による人口の減少、地方自治体を取り巻く環境というのはさらに厳しくなると認識をせざるを得ないと、こういうふうに思います。

政府が打ち出しましたまち・ひと・しごと創生法に基づく地方創生は、地方における深刻な人口減少に対応し、その影響を最小限に抑制すべく推進されるものであります。現在策定作業を進めておりますが、南種子町宇宙の町総合戦略において、南種子町の目指すべき将来の方向性を検討しているところでございます。

検討につきましては、各種それぞれの機関の専門家をお願いしてありまして、12名によって一昨日も開いた状況でございます。また、8月からは行財政改革担当を配置いたしてありまして、あらゆる角度から財政構造を見直したいと、こういうことでございます。

限られた財政をニーズの高い財政課題に振り向け、よりよい高い行政体制を構築するなど、着実に行財政改革の推進を図ってまいります。

これについては全体的に申し上げますと、一つは、役場の職員という職員数の問題があります。職員数が3年間十何名か採用しておりますし、それから契約職員というのは87名、パート職員が現在83名でございます。これは県下では大変なことではございますが、実を言うとやっぱり県も、いわゆる管理委託すべきことを全て南種子町はやっておりますから、この辺では当然のところじゃないかと思えます。

もう一つは、福祉の関係がこれからどんどん人間をふやさなきゃいけないということ。それから町が事業をやるについては、どうしてもこの事業にパートを雇わんといかんというそういうのがありますから、そういうのを総合してこれからやっぱり検証していくためには、合理化をきちんと進めると。これは役場だけでやるんじゃなくて、また次の段階で町内のそれぞれの専門的な立場から意見を聞く機会をつくって、来年度に向けての行革の方向を目指したいと、このように思っているところでございます。

○議長（小園實重君） 西園 茂君。

○4番（西園 茂君） 若干外れますけれども、きのうも同僚議員の質問がありましたけれども、私もほぼ町長と同じ考えだろうと思うんですけども、昨日の公立病院職員の給与格差について、町長の所信を聞きました。実際、役場内の職員、契約職員の賃金にも格差があります。私は余り正常でないなというふうに思っております。

私の考えとしては、現在の日本社会の経済構造は、貧困者がつくられていると言われております。役場内の賃金格差、行政がやっていいことなのか。2012年の統計では、全国の相対的貧困率16%、戦後最大の生活保護受給者約162万人だったですか、行政執行上必要とされる業務を任せる以上、身分保障は当然のことで、役場内に格差があること自体私は問題だと思いますけども、再度町長の所信をお伺いしたいと思います。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 職員が、昔から言われておりますが1人雇用したら退職するまで1億円というのがあるんですよ。これは昔から言われてきているわけですが、これは若干給料が下がってきておりますから、そこまでいかにしましても、職員がどれぐらい能率的に仕事をせんといかんのかというのが、大きな今後の課題であります。

そういうことも含んで先ほど申し上げましたように、行革をやろうとしての担当を総務課に課長補佐を設置してありますので、これが逐次やっぱり小さく関係課長と打ち合わせる中で、改革を資料をつくるということが必要であります。

ただいまの質問の中で、職員と非正規職員との賃金格差のことでありますが、これはもうどうしてもやむを得ないと思えます。一つは、やっぱり職員というのは専

門的にやらないといけないわけですから、これは公務員としての役割を持っており
ますから、これをきちんとやってもらうことをこれからは、今までもやってきてお
りますけれども、これからきちんと自覚をしていただく、そのようにやっていただ
こうということでもあります。そのもとで契約職員というのがいまして、一般的な
ことを補助的なことをやってもらっている。

最悪、緊急に必要なもの、必要な事業がまた出てまいる中でパート職員等雇っ
ているわけですが、そのパート職員が事業のそれぞれニーズといたしましよるか、いろ
いろな要望とか背景によってふやさないといけないということは、恒常化している
傾向があることは間違いありません。ここについてはどうなのかということがあり
ますが、町内の関係機関とのいわゆる賃金の問題もありますし、そこは総合的にい
かないと、役場だけどんどん上げていくということにはいかないというのもありま
すが、やっぱり大方の方は役場を希望するわけですね。ですが、最近でははっきり
言って、今パートがおりません。そういったような状況も生まれてきているという
ことは、どっか働く場所があるのかなというようなことも思ったりしますけれども、
この辺については適時比較はしながら改善をしていかなければいけないというこ
を思っているところでございます。

○議長（小園實重君） 西園 茂君。

○4番（西園 茂君） 私は余りやむを得ないとは思ってないんですが、町民、南種子
町に住む以上、最低の賃金を確保して、それで、一生この南種子町に住んでよかつ
たなというのが我々行政の立場だろうと思うんですよ。

それが、役場職員の中において格差があり、自分の意向でパートや契約職員とい
う形で勤めることについては、いいと思います。ただ、そうじゃないような執行上
の中では、それはもうあってはいけないことだと私は思っております。ですから、
そこら辺の改善をしないと、いずれにしても南種子町に住んでよかつたなとい
うような町民がいないということになりますので、当然改善は必要だと思います。

今町長からも話がありましたけれども、私は近い将来行政のスリム化というのが
絶対必要だと思っております。この点について町長どう考えているのか、お聞かせ
ください。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 行政のスリム化は当然であります。複雑多岐にわたって
ますね。以前と違って国は職員をどんどん減らしているんです。それは鹿児島県に、
県に下ってきます。県も合理化をやっているわけですね。それで、一番下請の町村
というのは交付税もふえないのに仕事だけがふえてきていると。どうしても本省に
ある各全ての課のことを124名ですか、やっているわけでございますが、休んでい

る人が何人かおりますが、そういうようなことを考えたらもう大変な、自治体というのは抱えていると。

今後、国は地方交付税をふやさないということをはっきりしておりますから、それで創生事業、きちんとした計画のもとにうまく利用してくださいということになっておまして、その2分の1はちゃんとどんなことでも補助出しますよと。あと2分の1については、やっぱり財源を使わんといかんわけでしょう。その財源は基金、貯金を取り崩す。それから、そのほかのまた別の公債費ですね。借金をするという、そういう問題ありますので、そこら辺も踏まえて、これから対応していかなければいけないんですが。

私はやっぱりスリム化するという点では、今後やっていく必要があるということだけは、もうきちんとして持っていることをお伝えしておきたいと思います。

○議長（小園實重君） 西園 茂君。

○4番（西園 茂君） スリム化に関して、本町がどういう形をとっていけばいいのかというのが課題になると思います。

私は、本町の行政改革を進めることは、国内では非常に恵まれているんじゃないかと。というのは、ロケット基地がありますし、非常に環境的にも恵まれておりますので、その点は他市町村から比べると非常に有利じゃないかなというふうに思っています。

それから、町内の経済規模の拡大についても条件が整ってきてるのかなというふうに思います。ただ、町の財政状況も余りよくありませんので、後がないなというところもありますけども、このピンチをチャンスに変える絶好の機会だと私は思っております。

その手法としては、あともって2番目で人材育成のことを質問いたしますけれども、私はまず人材育成だと思っております。今地方創生の中でも、地域おこし協力隊というのが利用できるというようなことも書いております。しかし、その人たちだけでとられるんじゃないかと、地域の人材を利用するという形が非常に将来的には主になるんじゃないかというふうに思っております。

それから、第2に、公設民営による町内経済の循環の確立、これは現在、町外での生産資材・生活資材の調達が多くなっています。町内の経済の循環は十分とは言えません。というのは、中種子には大きなAコープ店もありますし、モリもあります。それから西之表に行きますとだいわだったですか、いろんな電気店も数多くあります。当然そのお金が流れるというのが、もう当たり前のことでございます。

平成26年度の町内の給与収入ですけれども72億円あります。農業収入で27億円、年金収入で19億円でございます。最低でも商工業関係ありますので、140億円以上

の収入が毎年あるんじゃないかと思っております。このお金が短期間に町外に流出することが非常に問題でございます。生産資材・生活資材等を町内店舗で調達できない資材もあります。

ネット社会ですので、地元商店との話し合いで公設民営も視野に入れて対応することも一案だと思いますので、長い期間お金を町外に出さないという努力が必要で、また町外より収入をふやすことに専念することも徹底すべきだと思っております。

第3番目に、公営事業、業務の民間委託だと思います。いろんな事業をやっておりますけれども、独立採算制というのが常識です。ですから、こういう独立採算制をとれるような体制づくりを努力してやっていって、それを民間委託するという作業が一番大切になると思います。

こういうふうに言いますと、簡単にできるもんかなと思うでしょうけれども、そうじゃなくて簡単にはできません。ですから、需要ありきの逆算型の手法を取り入れた事業計画作成とか、町内の事業利用者が複数で経営者となり事業拡大を図るとか、また初期投資の軽減を図るとか、事前の運営の計画ですか、審議回数を何回も積み上げて、関係者が十分過ぎるほど理解して事業を開始するというのが必要だと思います。

経済規模が拡大しますと、税収や諸収入等の増が可能だと思います。このような未知の大きな課題をクリアしたときに、この町に光が差ししてくると私は思っておりますけれども、この方向性でやる考えはないか町長の考えを聞きたいと思っております。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） お答えします。

西園議員は農協の経営者として従事した経験もありますから、その辺については具体的な点での発言でございましたが、町村経営の場合は、いわゆる5,900名の住民がそれぞれ違った意見を持っておりますね。また、10名の町会議員がそれを踏まえた形で議会で発言をする。あるいはまた、そういう中でも違った発言が出てきて、これは町長に来るわけではありますが、それは当たり前のことでありまして、町長としてはそういうものを受け入れる中で、やっぱり一番いい方法でやらないといけないということがあります。

今言った問題で言いますと、第5次長期振興計画というのを立てておりますから、基本的には「人と自然が輝き夢がふくらむふれあい元気タウン」あるいは「自立・自興・参加と連携によるまちづくり」をキャッチフレーズに協働によるまちづくりを積極的に進める中で、住民側と行政側との双方の活動において、これを担う郷土の核となるような人材の育成というのがどうしても必要になってくるということで

あります。

最近、いろんな会議があるんですが、そこで気づいている点についてあるとすれば、やっぱり専門をそれぞれちょっと外部に委託するという、これは本町を運営していく上については最も必要だというようなことを感じました。

一昨日の地方創生の会議で出た意見としても、やっぱり南種子町はもうちょっと考えるべき点があるんじゃないかということを知りましたが、全く視点を変えないとできないことでありまして、そういったことがよそに住んでいる人、それぞれ学者関係の意見を聞くと、考えるところが多々ありました。

そういう意見を含む中で、私どもは今創生事業の計画を立てておりますが、これは単なる一職員の考えじゃなくて、職員も考え、それから外部の意見を聞き、またそれによって練り合って、最終的にはやっぱり議会にちゃんと報告しますが、町内の意見も含む中で、いろいろまとめていかないといけないと。

そういった中で必要なのは人材ですから、私としてはそこについては十分意見を踏まえながら、職員からのそれも含んでやらなければいけないと。

今派遣している職員があるわけでありまして、これはJAXAにも派遣しておりますし、そのほかも行っておりますが、こういうのはやりながら職員だけじゃなくて、一般の人たちの派遣もありますね。子供たちを外国にやるとか、そういうようなことも含んで、総合的に今後検討していこうということを今、私としては思っただけを今、私としては思っただけをお伝えしておきたいと思っております。

○議長（小園實重君） 西園 茂君。

○4番（西園 茂君） いろんな人の意見があるということだったんですけども、町執行者としてやるべきことは、自分のやりたい政策を納得させるという作業が一番大事なんです。自分が理解してなおかつ人を納得させるという作業がなければ、行政の長は務まりません。そうじゃないと本町の未来もありません。

ですから、いろんな意見がある中で、私はこういう意見を持っていると、これが自分の考えだと、それを納得してくれという作業を徹底してやるのが南種子町民の本当に幸せになる近道だと思いますので、そこら辺のことは積極的に取り組んでもらいたいと思います。

私は、先ほど職員と非正規職員のお話しましたが、私は町民の月収が最低25万円の数値目標、地方創生ではKPIでしたか、そういう実施方法を掲げてやるのが一番だと思うんですけども。

平成27年8月18日の南日本新聞に「人口減対策について」と、鹿児島市のアンケート調査結果が出ておりました。この中で、内容は20歳から30歳代の男女が対象のアンケートです。

未婚・晩婚の理由についての質問でございます。なぜ未婚、晩婚かという質問をしているんですけども、その中で「経済的に余裕がない」、これが52.5%。これは未婚者を対象にした数字でございます。そのほかには「独身の自由さや気楽さを失いたくない」とか「異性と知り合う機会がない」とかという回答もありますけれども。

それから、2番目に聞いているのは「結婚への不安や心配はないか」という質問でございます。これはアンケートした全員の方に聞いているわけですけども、その結果は、「結婚後の生活費が心配」と答えたというのが63.7%でございます。そのほかには「相手の家族や親戚との付き合い」とか「出産や子供を持つことが不安である」というようなアンケート結果が出ておりますけれども。

非常に生活への不安が結婚に障害となっているというのが事実だろうと思います。ですから本町でも、25万円でも私も少ないと思います。ただ、自給率を上げていくことによって、この数字は安定してくるんだろうなというふうに思いますので、近々、25万円の最低月収を目標設定して、そして事業を推進するという考えが一番いいのかなというように思います。この件に関して、町長の考えをお聞かせください。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 非常に難しい問題ですね。今契約職員が20万円ちょっとぐらいでしょうか、ボーナスが手当がつきますから。そのことを考えると、それに家族があるわけですね、これを考えたら、どういうことをやればいいのかということでおるわけでありまして。

まず農業のことからいっても、今サトウキビをつくる人がいない、唐芋はもうだめだという、そういう状況の中でどうしようかという、農家の人も一生懸命やっているんですから。やっぱりこれから言うと、最低10町歩経営に変わっていかないと南種子町の農業は成り立たないと。さとうきびが48%でしょ、農業収入は。牛は38%、9%。そういう状況を踏まえると、一番いいのは牛なんですけど、それでさえ、やっぱり相当の経費を払っているわけですね。

だから、今西園議員から出た問題については、非常に町民全体も聞いただけで、うん、なるほど、そういうふうにしてほしいというのがあると思いますよ。

だから、町としては職場をふやすというのはやっていく必要があると思っておりますし、近く、きのう申し上げましたが企業進出の問題もありますから、JAXAには今月中に行くようにしておりますが関連企業にも。これから本格的に打ち上げが始まろうとしている、それからまた打ち上げ射場の整備関係もありますから、やっぱりもうちょっと南種子町がどれぐらい携わっているかと。お金はもらってます

よ、ですがそれはほとんど打ち上げの費用に使ってますから。それを考えると、これから医者の問題とかいろいろな点がありますので、一体的な問題を協働してやっていこうという提案を理事長以下、この前理事長わざわざ来ていただきましたけども、ちょうど理事長が来るというとき私は東京に、会議があっっていなかったもんですから。

やっぱりこういうことをしながら人をふやして所得がふえるように、つまり企業誘致なんかできないかということも含まれてますけど。ところが、地元の企業関係、それだけではどうしようもないということがございますので、これは大いに今の意見は私用としていただいて、具体的な点があれば、いつでも議会だけじゃなくて、通常言っただけであれば、私には職員に言えば届くようになっておりますので。それを含んでこれから職員ともどもやっぱり、こういう意見の中でどうやっていくかというのは、取り組まなければいけない問題じゃないかと思います。

ちょっと答弁には幅が広いので満足できませんけど、具体的な点については具体的に答えていきたいと、このように思います。

○議長（小園實重君） 西園 茂君。

○4番（西園 茂君） ちょっと時間もありませんので、たくさんあると思います。民営化につきましては、やってる事業、独立採算制を成り立たせる方法も考えればいろんなことがありますので十分に、保険事業関係は除いて、いろんなこと採算ベースに合うような形はとれるだろうと思いますので、議会との連携もとっていただいて先に進めていただければなというふうに思います。

2番目の人材育成でございます。

私はこれらも非常に大切に、早急に対応してもらいたいというのが基本でございます。ですから、公費で人材育成、できれば数千万単位でやるお考えはないか聞きたいと思います。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 人材育成は必要であります、例えばここで仕事をするという、新しい仕事をやるとかそういうことでいけば、国が年間150万円ぐらい出すような制度も実際にできておりますが、そのほかもないではないわけですから、これからそういうのも利用しながら、やっぱり新しい仕事を見つけようという方に対する知らせ方、知らせてやらなければいけないと。

それから、これからやっぱり必要なこととしては、きのう、おとついの意見が出ましたが、それぞれ学者の皆さんから出た意見の中の一部として言いますと、やっぱり高齢者に何か合うような仕事というのはたくさんあるんじゃないかと、昔は本当にそういうことがありましたからね。こういうのはこれからやっぱり行政が提案

をするというための施策を、これから私は出していきたいと思いますが。

10月以降農業関係の専門家も呼ぶようにしておりますから、ずっといるということじゃないんですが、その中で年をとった方でも、やっぱり月10万円とかいったとかできるようなこともできるんじゃないかという、それには若干町も援助する必要がありますが、こういうようなことを含んで、とりあえずは25万円の収入は大変な仕事ですが、多くの方が給料とか月々入ってくる、あるいは年間これぐらいは入ってくるというような、その提案については職員ともども、やっぱり考えあわせてやっていく必要があると。

自分だけやる職員については、やっぱり支出を少なくしていく、そのほか企画を含んで総合農政課あたり含んで農業委員会ですが、これは幅を広げてやっぱり食のことではこうだというような点を、住民に提案していくような形の中でやる必要があると。

それから、西園議員が外国での研修会のことを、ここで言っているのかどうかちょっと私わかりませんが、これなんかも非常に大事だと思うんですよ。ところが、いろいろたくさんのかしこを呼んだり、やったりしております。今ちょっと職員にお願いしていることは、その成果とか現代の考え方、これを聞くようにということをして、そういうこともまとめる中で、何とかこれからの研修の方向とかそれも編み出していく必要があるのかなと。

例えば、一つの課だけで言えばあんまり広がらないですよ。それを全体の職員で共有することによって広がっていくことはありますから、私はそれを基本にしてこれからやっていきたいと。

先ほど言われました余計なことですけども、私がやろうという点についてはきちんと、そういう方向。例えば、農業の問題で言えば堆肥とか、それは赤字ですが、これはこういうふうにしたら黒字になるよという、黒字になさんでも農業はこう変わるという、そこはきちんとやる中で、民間にやらせる方法というのは生まれてくるというふうに確信しておりますから。そういうためには今何をせんといかんのかというのは、ちゃんとわかるわけですよ。

これだけは、そういうことも踏まえながら今後行政をきちんとやっていきたいと。私一人だけじゃできませんから、職員の力を借りてやっていきたいと、こう思っているところでございます。

○議長（小園實重君） 西園 茂君。

○4番（西園 茂君） 私が、冒頭宇宙飛行士の油井さんの話をしました。これは「小さな地球で人々が争い、水や大気を汚染することは非常に恥ずべきことだ」と、これを申しました。なぜ言ったかということ、的確に捉えているからですよ。地球とい

う大きな規模の中で、それを的確に捉えているからです。私はそういう人材が必要だと思っております。

次に海外研修のことを質問をしますけども、町も公会計による行政執行になります。今後、大局的な物事を見れる人材、先見性のある人材、そして経営力のある、行動力のある人材が必要です。ですから、この南種子に先頭になって、それだけの目をもって活動できる人間が幾らいるかですよ。これが本町の将来の決定的な要因をつくっていくというふうに私は思っております。

やり方ですけれども、短期間にどんなカリキュラムをつくり、どんな人材を対象として育成を図るのかというのが課題であります。

私は、先ほどから申しますように、海外研修による人材育成が必要だと考えております。世界から見た日本、それから種子島、そして自分をどう見つめるかというのが基本です。これが、また自分自身の視野の拡大にもなります。

それから、研修国の選択も重要になりますし、本町の活性化のために何が必要か、それから目的意識を持つこと、そのための事前研修、また、新聞を教材とした研修等、あらゆる観点から模索して効率的な研修につなげるという必要性があります。

もちろん、公費ですから、どうしても成果を出してもらって、その得た知識を南種子町のために使ってもらいたいというのが当然でございます。ですから、先ほども言いましたように事前研修、できれば50時間から100時間程度かけて、町内の現状、それから、考えられる活性化の手法、それから集落の再生、また、研修時に関する知識、語学の研修、こういうものを、実際、研修をして、それで、海外研修に送り出すと。目的意志がなければ何にもなりません。ですから、ある程度の目的意識を持って海外に視察に行ってもらおうという。

また、先ほども言いましたけども、国の選定っていうのも非常に大事だと思いますけども、私が経験した中では、ニュージーランド、これは非常に景観のいいところで、町並みが全部、ガーデンと言いますか、行く町、行く町、全部道路沿いに花をいっぱい飾っておりました。それから、道を山なりにつくっております。本当に経費の要らない形でつくっておりますけれども。それから、アメリカにも行きましたけども、雄大さ、何で俺はこんなちっぽけだろうというのを痛感しました。そういうところが、私は国としていいのかなというように思っておりますけども。

研修の対象者としては、30代から40代の若手中心で、各産業の中心的な存在ですと。それから、各地区でリーダー的な方、それから役場の職員、そして高校生も参加して、できれば総勢30名程度、これがまた大きくなりますと、なかなか統制もとれなくて苦勞しますので、できれば年に2回、60人程度を海外研修に行かせてもらいたい。

そしてその後、海外研修から行って帰って来てからは、いろんな観点、視点から、いろんな問題に対して、審議をしてもらいたいと。そういう知識を持って、今後の南種子町を支えていく人材をどうしてもつくりないと、私はだめだろうと思っております。

人材育成基金、4,000万円程度あったと思うんですけど、ほとんど、全部使っても、私はいんじゃないかと。その効果はてきめんにあるだろうと思っておりますので、ぜひとも御検討を願いたいと思います。ちょっと、人材育成、長くなりましたけれども。

あと、もう1点、3番目でございます。

道路の除草作業についてでございます。6月議会で、道路の草を利用した堆肥増産について質問いたしました。12月議会で進捗状況を確認したいと思っております。同僚議員のほうからも、先般行われました町民と議員と語る会、数多くの道路の草払いの点で質問が出ました。

ここの県道、町道、農道、観光地に至るまで、一定の整備をしたら、年間、何回の草刈りで、金額ベースでどのくらいかかるのか、試算をしているのでしょうか。

○議長（小園實重君） 建設課長、島崎憲一郎君。

○建設課長（島崎憲一郎君） 西園 茂議員の御質問にお答えいたします。

道路の除草、環境整備については、直営作業班の月期ごとの計画に基づく伐採作業と、業務委託予算を計上しての業者への業務委託発注により整備を行い、関係機関、団体、ボランティア活動や自治公民館の奉仕活動、農道においては受益者が負担して伐採などの整備を行ってきております。

今回の補正予算においても業務委託費の計上をお願いしているところであります。御質問の年間の回数であります。路線ごとに違いがありますが、町が実施する部分と自治公民館などのボランティア団体等が実施する部分がありますが、年間の回数では1回から4回程度の状況であります。国道や県道など路線の状況に応じて、回数が違う状況であります。

金額ベースでは、平成27年度道路伐採事業委託費で700万円の予算計上を今回の補正予算でお願いをしているところであります。そのほかに当初予算ベースで道路維持費に人夫賃金を含めて2,728万4,000円。同じく観光施設維持費に1,178万6,000円。農道維持管理費に832万2,000円計上しており、合計で5,439万2,000円となっております。これはただし、その施設維持管理費でございますので、この全体の予算が草刈り作業に充てているという状況ではありません。

なお、議員御指摘の試算でありますけれども、議員がどのような試算を求めているのかよくわからないところではあります。権限移譲による県管理路線、4路線

ありますけれども、約52キロメートルの延長であります、これを、年2回除草作業を行っています。この単価を用いて、町が管理する町道をこの基準で試算してみますと、町道が139路線ありますけれども、換算して4,550万円。農道で459路線、延長換算で、4,675万円。それから、国道、県道合わせて、費用については、合計で1億525万円となります。

ただし、地域のボランティア活動や農道においては、受益者で負担をしている部分もありますので、観光地の除草作業等を含めて、この基準で換算した場合、1億円程度の額になるのではないかと試算をしたところでございます。

○議長（小園實重君） 西園 茂君。

○4番（西園 茂君） 1億円相当のお金がかかると。今、言われたのは2回の試算だったんですよね。前梶原町長は、観光を積極的に進めているように見れましたけれども、内容としては、町財政を外野において、対象の観光ニーズに沿わない観光推進で、投資効果が出る予測さえも見いだせない結果だったと、私は思っております。

今後も観光客のニーズに沿った対策を模索しながら、本法を推進しなければ、現在まで投資してきました施設の維持費が捻出できません。観光によるメリットも追及しながら、観光事業を推進、継続すべきだと思っております。観光南種子を維持するためには、きれいな観光地が必要となります。道路の除草作業が全然追いつかない、私は追いついていないと思っております。

今後の対策ですけども、1億500万円というお金が必要だと。2回の試算である。実際、現状というのは2回では本当に追いつかないような状態で、4回、5回必要だろうと思います。観光地にいたっては本当にたくさんの回数が必要だと思います。これを、私は1億円程度だったらいいと思うんです。それで、観光収入につながっていくということであれば、県、国も観光事業関係の推進をしています。知ってますけども。その見返り次第では、1億円もいいと思います。ただ、その手法を、草刈りの手法をどのような形で進めていけば効果的かというのは考えるべきだろうと思います。ですから、この路線については、年間、この会社に委託してやってもらおうと。そういう試算も細かにやり、集落にも委託してもいいと思うんですけども。

そういう試算を明確にして、どのような手法で観光地南種子ということを進めていくか。どういうふうに通草作業をしていくか。町長のお考えを聞きたいと思いません。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 大半の議員の皆さんからそういうように思ってもらっているということもありまして、そういう御質問がたくさんあったわけでありまして、私とし

てはやっぱり、道路は切らないと危ないです。竹が横に出てきて、そこに走っていったら、トラックなんかの関係でいうと、引っかけますから。

この辺については、基本的には、今、直営でやってる部分については業者委託に切りかえるという方向でございます。これは来年度からになります、それにいうと、携わってる職員もやっぱり雇ってもらわんといかんわけでございますから。こういうのを業者と話す中で、その関係の事業については建設事業、草払いを専門とするような業者を選んでやらせると。その際、やっぱり職員を抱えている業者でないとうのかなという思いはしておりますが、この辺についてはやっぱり、建設課、いろいろあります。

それから、公園などの払い方についてやっておりますが、これは、例えば運動公園の場合だと、使うスポーツマンが払うようなことで、施設設備をきちんとしようということ、内部で検討をしております。いろいろ、問題点、やらなければいけないことがたくさんありますけれども、私としてはそれをきちんとやっていかなければいけないと思います。

で、恵美之江の工事も近く発注いたしますが、向こうについては県のほうが積極的にこちらのほうに投げかけていただきまして、屋久島の営林署長が3日前にわざわざ見えてくれましたが。今、1車線になっておりますから、あれも2車線にできないかということをやったら、それは対応したいという話でしたので。

草刈りの件については若干の予算を計上しておりますから、そのように実施したいと思います。

○議長（小園實重君） 西園 茂君。

○4番（西園 茂君） 提案ですけれども、直営は残すべきだと思うんです。というのが、どうしても早急にやらなきゃいかんというところもありますので、それはやっぱり直営ということで持っておいて。それで、その職員のいない建設業者、かれこれについては新たに組織をつくるということも、地域でそういう会社を育てるということにもなりますので、そういう手法もいいのかないかなというように思いますので、御検討いただければと思います。

時間もございませんけれども、最後に1つだけ、お願いをしておきたいと思えます。

トンミー市場での農産物の販売、それから、ふるさと納税で行う返礼品の農産物関係、これは本当においしい物、それから品質のいい物を選別して実施するようにお願いしときます。残念ながら、おいしくない物が届いたら、だんだん離れていきますし、それから、こういう話は徹底して広まりますので、実際、堆肥センターの売り買いもできておりません。ですから、いい品物も少しはありますけれども、たく

さんはありません。ですから、公に出す商品については徹底して品質のいいものを出してもらって、南種子町の農産品であったら間違いなくおいしいというような評価が継続して、ここ数年もらえるように気をつけていただきたいということをお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。

以上で終わります。

○議長（小園實重君） これで、西園 茂君の質問を終わります。

ここで町長から、発言を求められております。

許可いたします。町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 私、昨日の議会で病院議会の関係で、国の補助金という表現を使いまして、これは過ちでありまして、実をいうと、入院基本料につきましては、入院患者とそれから、看護師の資格を持っている看護師の数字のことを申し上げたわけではありますが、これが大体、現在が1人の看護師が15人を看てる、そういうことなんです。

これは今度10月1日からは人事の異動によりまして、人事と内部異動で、当然ながら病棟のほうに看護師を入れることによって13対1まではいけるということですが、13対1というのは、13人を1人で看るという、これは三交替ですから、8時間ですから。こういうようなことが、3人、9人はそっこのほうに必要だということになります。この点数の点を言ったわけでありまして、実は13対1でいくと1,121点ということでありまして、私が言った2,600万円というのは15対1でございまして、960点で、2,600万円余りの、いわゆる、その点数がいただけるということによって、国からのお金が来るということとございまして、その辺でちょっと間違えた補助金という表現を使ったことを訂正させていただきたいと思います。申しわけございません。

以上でございます。

○議長（小園實重君） 要するに、補助金ではなくて、診療報酬点数の上位が取れるという内容の訂正発言であります。

ここで、暫時、休憩します。再開をおおむね午後1時15分といたします。

—————・—————
休憩 午後 0時09分

再開 午後 1時12分
—————・—————

○議長（小園實重君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議案第42号 南種子町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について

て

○議長（小園實重君） 日程第2、議案第42号南種子町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 議案第42号について御説明申し上げます。

議案第42号は、南種子町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

今回の改正の内容は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が制定されたことに伴い、番号法の趣旨を踏まえ、その厳正な管理と適切な運用を行っていくため、南種子町個人情報保護条例の一部を改正しようとするものであります。

議案の説明につきましては、本日お配りしました南種子町個人情報保護条例の一部改正（案）概要をお配りしておりますので、A4両面つづりのものです。それで御説明をしたいと思います。

まず、改正の趣旨であります。番号法の施行に伴い、個人番号が個人情報に該当することから、本条例の規定が適用されます。番号法では、地方公共団体に対し、番号法の趣旨を踏まえ、必要な措置を講じることを求めているため、特定個人情報等の取り扱いについての条例改正を行うものであります。

主な改正内容は、特定個人情報及び情報提供等記録についての定義の追加と、特定個人情報及び情報提供等記録の利用・提供制限・開示・訂正・利用停止等についての規定の追加であります。

次に、改正の要旨であります。まず、定義についてであります。

第2条関係であります。番号法において定義される特定個人情報、情報提供等記録、保有特定個人情報の用語について、番号法と同様の定義を追加するものです。

次に、第8条の2関係でございます。特定個人情報目的外利用については、番号法第29条において、特定個人情報を目的外利用できる場合について、通常の個人情報よりもさらに厳格に限定されており、同様の規定を追加するものです。

目的外利用については、人の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要がある場合であって、本人の同意があり、または、本人の同意を得ることが困難である場合との定義があります。

次に、情報提供等記録の目的外利用については、番号法第30条において、情報提供等記録の目的外利用は禁止されており、同様の規定を追加するものであります。

特定個人情報の提供の制限については、番号法第19条の各号に該当する場合に提供できるように、規定を追加するものです。

次に、（５）個人情報の開示・訂正・利用停止の請求者についてであります。第11条、第12条、第26条、第27条、第34条、第35条の関係になりますが、本条例では、やむを得ない理由があると認める場合に、任意代理人、本人の委任による代理人による請求を例外的に認めてきましたが、番号法第29条及び第30条において、特定個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求することができる者について、任意代理人も追加されており、特定個人情報については、やむを得ない理由を前提としない規定に改正するものであります。

次に、（６）利用停止等の請求の事由についてであります。第34条、第35条になります。

番号法第29条において、特定個人情報の利用停止等の請求が、次の場合にも認められておりますので、同様の規定とするものです。

認めるという場合ですが、目的外利用の制限の規定に違反したとき、収集及び保管の制限の規定に違反したとき、特定個人情報ファイル作成の制限の規定に違反したとき、提供の制限の規定に違反したとき。

なお、情報提供等記録については、システム上、自動保存されるものであり、利用制限等に違反する取り扱いが想定されていないため、利用停止請求は認められておりません。

次に、（７）情報提供等記録の開示・訂正等の移送についてであります。第20条、第32条関係であります。

番号法第30条において、情報提供等記録の開示及び訂正の決定に際し、他の機関への移送を認めていないため、同様の規定とするものです。

次に、（８）情報提供等記録の訂正の通知先についてであります。第33条関係になります。

番号法第30条において、情報提供等記録を訂正した場合は、総務大臣及び情報提供者または情報照会者に対して通知することとされておりますので、同様の規定とするものです。

次に、（９）他の制度による開示の実施との調整についてであります。第24条関係になります。

番号法第29条及び第30条において、情報提供等記録開示システム、マイ・ポータルと他の制度による開示の実施との調整を行うことなく、特定個人情報を開示するように定められておりますので、同様の規定とします。

最後に、（10）特定個人情報の提供先に対する措置要求についてであります。第9条関係になります。

特定個人情報は、番号法第19条の各号により、明確に提供できる場合が制限され

るため、特定個人情報の提供先に対して、取り扱い等についての必要な措置を講ずるよう求める必要がありませんので、同様の規定とするものです。

附則については、番号法の附則第1条第4号に掲げる既定の施行の日、平成28年1月1日から施行するものであります。

ただし、第33条各号に加える改正規定は、番号法附則第1条第5号に掲げる既定の施行の日からとするものです。

以上、概要を説明いたしましたますが、よろしく御審議、御決定方お願いします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありますか。9番、日高澄夫。

○9番（日高澄夫君） 一般質問でもお伺いをしたんですが、まず、このイメージがわからないといいますか、南種子町個人情報保護条例の一部を改正するだけで十分かどうかというのが1点です。

それから、新聞記事にもあったんですが、年金機構の漏えい問題が発覚してから、政府が調査に乗り出したようです。その中で、情報保全措置が不十分だと指摘がされているようですが、この情報保全の何が不十分なのか、そこ辺がわかっているならば、お伺いをします。

2番目に、住基カードのように、本人に成り済まし事件が予想されるが、その対策がこの個人情報保護条例の改正だけで十分かどうか。

とりあえず3点、お願いします。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 今回の個人情報の一部改正が、マイナンバー制度で不足する部分を改正するということでありますので、今現在はこれで大丈夫だというふうに考えております。

それから、2番目については、そのちょっと情報について把握をしておりませんので、今回は、ちょっとお答えできかねます。

3番目についても、同じくこの改正で十分だというふうに考えております。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号南種子町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第43号 南種子町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

○議長（小園實重君） 日程第3、議案第43号南種子町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 議案第43号南種子町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

今回の改正内容は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、個人番号の通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料について規定するとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、住民基本台帳法の一部が改正されたことに伴い、住民基本台帳カードの交付及び再交付に係る手数料の規定を削るため改正するものであります。

新旧対照表のほうで説明をしたいと思いますので、新旧対照表をお開きください。まず、1枚目の説明をさせていただきます。

第2条第1項第12号の3の次に、12号の4として通知カードの再交付の手数料1件につき500円を加えるものです。これにつきましては、平成27年10月5日から施行するものです。

先ほどの一般質問でも若干説明しましたけども、通知カードにつきましては、10月5日から各個人のお宅のほうに直接郵送されます。郵送されてからカード発行までの間は、本人がそれを保管することになりますが、その間に紛失した場合は、どうしてもこの通知カードの番号が必要ですので、再交付の必要が出てくる可能性があります。その場合に、再交付手数料として、1件500円を加えるものであります。

それから、2枚目をお願いします。

2枚目ですが、第2条第1項中第12号の2及び12号の3を削り、第12号の4を第12号の2とし、番号の次に12号の3として個人番号カードの再交付手数料1件につき800円を加えるものです。この改正につきましては、平成28年1月1日から施行するものです。平成28年1月1日から、個人番号に切りかわる関係で、住民基本台帳のカードにつきましては、もう廃止となりますので、その関連のカードの交付手数料それから再交付手数料を削除し、新たに今度は個人番号カードが交付されます。これにつきましても、本人紛失の場合には再交付の必要が出てきますので、そ

れにつきまして、1件につき800円を徴収するということになります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありますか。5番、塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） この手数料、500円と800円でありますけれども、これは、国が示している再交付手数料の相当経費を含んだ通知カードとして示されていると、そういうふうな話を聞くわけでございますけれども、これは、全国的に500円と800円というふうなことで示されているわけですか。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 一応、国の基準というか、その発行に係る経費、それからカードに係る経費も含めて800円ということで示されております。

○議長（小園實重君） 5番、塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） そうすると、国から示されている手数料、手続のカードの料金というふうになることでございますけれども、これは、鹿児島県下でもそういうふうなことで、これは、もう全国的に国から示されているのであれば、これは、全国的にこういうふうな500円と800円と、そういうことになるわけですね。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 一応、国の示した金額ということになっておりますので、そうなるというふうに思っております。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号南種子町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第44号 南種子町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定について

○議長（小園實重君） 日程第4、議案第44号南種子町子ども医療費助成条例の一部を

改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 議案第44号について御説明申し上げます。

議案第44号は、南種子町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回提案の南種子町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定は、現行の15歳の最初の3月31日までの子供に係る医療費の自己負担分全額助成を18歳の最初の3月31日まで引き上げ、一層の子育て世帯の医療費の負担軽減を図るとともに、子供の健康の保持・増進を図るため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、公布文の案をごらんいただきたいと思います。

南種子町子ども医療費助成条例第2条第1項中、15歳を18歳に改めるものでございます。

附則としまして、施行期日を平成27年10月1日とし、助成金受給資格者の登録及び資格証の交付に関する経過措置として、必要な手続を施行日前においても行うことができる旨、定めているところでございます。

以上で説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありますか。5番、塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） 15歳を18歳に引き上げるというふうなことでございますけれども、これの該当者数は何名いるのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 200名弱に、例年なると思います。

○議長（小園實重君） 5番、塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） 今年度、次の予算で175万計上しておりますけれども、これについては、3月31日までの経費が175万と、そういうふうなことだと理解するわけですが、これを1年間にした場合どれぐらいの金額になるのかどうか、これをお聞きしたいと思います。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 半年分が175万円でございますので、350万円程度というふうに予測をしております。

○議長（小園實重君） 5番、塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） この350万円というのは、実質の町単独というふうなことですよね。

- 議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。
- 保健福祉課長（小西嘉秋君） はい、そのとおりでございます。
- 議長（小園實重君） 7番、上園和信君。
- 7番（上園和信君） 18歳まで年齢が引き上げられたということですが、高校が南種子町からなくなったことで、ほとんどの子供たちが鹿児島市とかそういうところに進学をしているわけです。そういう方も、住所は確かに鹿児島市とかそういうところに移すと思うんですけど、そういう子供たちも対象になるのかどうか。
- 議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。
- 保健福祉課長（小西嘉秋君） 南種子に親の住所がある方は、遠隔地等の保険証がありますので、対象になります。
- 議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小園實重君） 質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小園實重君） 討論なしと認めます。
これから議案第44号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号南種子町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第45号 平成27年度南種子町一般会計補正予算（第6号）

- 議長（小園實重君） 日程第5、議案第45号平成27年度南種子町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。
当局の説明を求めます。総務課長、高田真盛君。
- 総務課長（高田真盛君） 議案第45号平成27年度南種子町一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。
それでは、予算書に基づいて説明をいたします。表紙をお開きください。
今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,290万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ49億9,364万円とするものであります。
第1表の歳入歳出予算補正については省略をさせていただきます。
次に、4枚目の裏面をお開きください。
第2表の債務負担行為補正については、追加、廃止及び変更がそれぞれ1件であ

ります。

まず、追加1件の南種子町が借り受ける番号制度関連機器のリース料については、期間を平成28年度から平成32年度までとし、限度額を280万円とするものであります。

次に、廃止1件の南種子町が借り受ける申告受付システム関連機器のリース料については、制度改正に伴い関連機器の調達時期が延期となることから、廃止するものであります。

次に、変更1件の南種子町が借り受けるマイクロソフト更新ライセンス料については、限度額を389万円減額し、361万9,000円に変更するものであります。

次のページ、第3表の地方債補正については、変更1件であります。

過疎対策事業については、恵美之江展望公園整備事業3,100万円を追加し、限度額を2億2,720万円に変更するものであります。

起債の方法、利率、償還の方法については、補正前に同じでありますので、お目通しをお願いします。

次に、歳入歳出事項別明細書により御説明をいたします。

まず、歳出予算から、主なものについて御説明します。

今回の補正内容としましては、庁舎冷暖房設備工事、公立種子島病院組合負担金、恵美之江展望公園整備事業、公営住宅等補修工事、小学校営繕工事、各特別会計への繰出金が主なものであります。

また、人件費については、職員の人事異動等に伴うものが主なものでありますので、以下の説明については省略をさせていただきます。

それでは、4ページをお開きください。

まず、4ページ、一般管理費については、人事評価システム導入委託が主なもので、53万7,000円を減額するものであります。

次に、同ページ、財産管理費については、庁舎冷暖房設備工事が主なもので、4,162万円を増額するものであります。

次に、同ページから5ページ、財政管理費については、ふるさと応援寄附金の増加に伴うふるさと納税お礼費が主なもので、361万6,000円を増額するものであります。

次に、6ページ、賦課徴収費については、今後の所要見込みによる還付金及び還付加算金に伴うもので、100万円を増額するものであります。

次に、7ページから8ページ、身体障害者福祉費については、自立支援医療費等に係る国・県負担金の前年度精算返納金が主なもので、175万4,000円を増額するものであります。

次に、8ページ、保健衛生総務費については、対象者年齢の引き上げに伴う子ども医療費助成金が主なもので、182万円を増額するものであります。

次に、9ページ、医療対策費については、公立種子島病院組合及び種子島産婦人科医院組合の負担金に伴うもので、2,140万4,000円を増額するものであります。

次に、同ページ、清掃総務費については、汚泥脱水機の設置に伴う中南衛生管理組合負担金が主なもので、384万1,000円を増額するものであります。

次に、10ページ、農業振興費については、さとうきび低単収緊急対策事業補助金が主なもので、331万5,000円を増額するものであります。

次に、11ページ、堆肥センター運営費については、木質粉碎機等の修繕費が主なもので、770万1,000円を増額するものであります。

次に、12ページ、漁港建設費については、大川海岸護岸かさ上げ工事に伴うもので、350万円を追加するものであります。

次に、同ページ、観光費については、県の地域振興事業を活用して整備する恵美之江展望公園整備事業が主なもので、1億2,449万5,000円を増額するものであります。

次に、13ページ、道路維持費については、国道、県道の道路等伐採事業委託が主なもので、943万6,000円を増額するものであります。

次に、同ページから14ページ、道路建設単独事業費については、維持補修工事及び松原阿竹線改良工事が主なもので、1,836万2,000円を増額するものであります。

次に、14ページ、公園費については、簡易水洗化に伴う宇宙ヶ丘公園便所改修工事が主なもので、483万円を増額するものであります。

次に、同ページ、住宅管理費については、空き住宅改修及び教員住宅屋根塗装工事に伴う公営住宅等補修工事が主なもので、3,039万8,000円を増額するものであります。

次に、15ページ、常備消防費については、熊毛地区消防組合負担金に伴うもので、609万5,000円を減額するものであります。

次に、同ページ、非常備消防費については、角型水槽等の備品購入費が主なもので、212万8,000円を増額するものであります。

次に、16ページ、小学校費の学校営繕費については、中平小プール塗装・改修等に伴う小学校営繕工事が主なもので、1,730万円を増額するものであります。

次に、17ページ、保健体育総務費については、県民体育大会出場補助金が主なもので、165万3,000円を増額するものであります。

次に、18ページ、繰出金については、各特別会計への繰出金でありまして、財源不足を補填する法定外繰出金として、国民健康保険特別会計3,000万円、簡易水道

特別会計874万2,000円が主なもので、3,927万4,000円を増額するものであります。
以上が歳出であります。

次に、歳入の主なものについて御説明いたします。1ページをお開きください。

まず、地方特例交付金については、国からの交付決定に基づくもので、12万1,000円を増額するものであります。

次に、同ページ、地方交付税については、今回補正の不足額を補うため、普通交付税1億7,430万円、特別交付税3,000万円を増額するものであります。

次に、同ページ、国庫支出金については、個人番号カード交付事務費補助金18万9,000円、小中一貫教育推進事業委託金88万5,000円の追加が主なものであります。

次に、同ページから2ページ、県支出金については、地域振興事業補助金9,314万8,000円の追加と、県議会議員選挙費委託金23万円の減額が主なものであります。

次に、同ページ、寄附金については、ふるさと応援寄附金500万円を増額するものであります。

次に、3ページ、繰越金については、平成26年度の決算剰余金に基づくもので、53万円を増額するものであります。

次に、同ページ、諸収入については、中南衛生管理組合負担金精算返納金271万8,000円、自立支援給付費国・県負担金254万3,000円の追加が主なものであります。

最後に、同ページ、町債については、恵美之江展望公園整備事業3,100万円を追加するものであります。

以上、説明を終わりますが、説明不足あるいは詳細については、この後の審議において、それぞれ担当課長より説明を申し上げますので、よろしく御審議方お願いいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑は款別に行います。

まず、歳出から、款の1、議会費、4ページ、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 款の2、総務費、4ページから7ページ、質疑ありませんか。
7番、上園和信君。

○7番（上園和信君） 工事請負費、庁舎の冷暖房設備工事4,000万円が計上されていますが、これは、備品購入じゃなくして補修ということよろしいですか。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 冷暖房設備自体が、もう全て壊れていて、今、使用できない状態ですので、その取りかえの工事ということになります。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○7番（上園和信君） 取りかえということは、新しい冷暖房を購入して設置をする

ということですか。工事請負費で予算は計上したということですか。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 配管から全てやりかえないとできませんので、そこら辺も含めて、もう補修工事ということになります。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。6番、広浜喜一郎君。

○6番（広浜喜一郎君） 地域振興費の結婚祝い金、今までいくら組んでいて、今度、140万円追加するのかどうかお伺いします。

○議長（小園實重君） 観光課長、坂口浩一君。

○観光課長（坂口浩一君） 当初の金額と今までに支払った金額ということでもいいですか。（発言する者あり）予算だけですか。（発言する者あり）当初の予算でよろしいんですか。（発言する者あり）当初の結婚祝い金の予算は、300万円でございます。

○議長（小園實重君） 6番、広浜喜一郎君。

○6番（広浜喜一郎君） 300万ですと、合せて440万円か。多分、1組に20万だったと思いますので、22組を見込んでいるというようですので、非常にいいことだと思いますけども、そういうことも見込んで140万円の追加だということに理解してよろしいでしょうか。結婚が多くなったということで。

○議長（小園實重君） 観光課長、坂口浩一君。

○観光課長（坂口浩一君） ことは、予定していた件数よりも申し込みが多くて、既に当初の予算に達しているということでございます。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 款の3、民生費、7ページから8ページです。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 款の4、衛生費、8ページから9ページ、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 款の6、農林水産業費、9ページから12ページ、質疑ありませんか。6番、広浜喜一郎君。

○6番（広浜喜一郎君） 農業振興費の負担金補助金さとうきび低単収緊急対策事業に184万6,000円の計上をしておりますけれども、これについては、昨年度のさとうきびの不作に対しての補助かどうかお伺いをいたします。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 農業振興費の補助金関係であります、ここにつきま

しては、平成27、28年期、次年度ということで、平成26年度は低単収でありましたが、その低単収の対策も含めまして、今から作付されます春植え対策の事業ということになります。

事業内容につきましては、面積を50ヘクタール、例年、南種子町のさとうきび面積は約500ヘクタールでありますので、その3分の1にかかります150ヘクタールのうちの3分の1事業ということで、25、26年度、国のさとうきび増産基金事業という事業がありまして、それで事業実施をしてきておりました。それが、本年度からセーフティーネット事業ということに変わりまして、種苗対策ということになっております。その土づくり対策を継続して、町単独事業で行っていきこうということで、ケイカル、ヨウリン等の散布深耕作業等にかかわる土づくり対策ということであります。さとうきび等につきましては、低単収がここ続いておりますので、農家等の対策等も全体的にとらなければいけないということで、振興会からも要望書関係が、ことしの3月に上がってきたところでありまして、その対策等を振興会と協議をしているところであります。

○議長（小園實重君） 6番、広浜喜一郎君。

○6番（広浜喜一郎君） 要するに、昨年度までの不作に対する補助じゃなくて、今後のさとうきびの作付に対する補助ということで理解してよろしいですか。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） はい、そうです。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。5番、塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） 堆肥センターの運営費でありますけれども、先ほど、総務課長のほうが機材の修繕だと、そういうふうなことでお聞きしたわけですけども、560万円という非常に大きい修繕費だと思いますので質問するわけですけども、購入した時点では幾らぐらいの機材であったのか、わかれば教えていただきたいと思えます。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 今回、補修工事関係に出してある修繕費につきましては、堆肥センター関係の木質粉碎機の整備ということの修繕費になっております。

事業費関係につきましては、一式で、購入時点で7,245万円であります。それと関連して、ロボットパレタイザーというのを購入しておりますが、ここについては袋詰め機の一環ということになっておりますので、2,362万5,000円を含めた形になります。

○議長（小園實重君） 5番、塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） この修繕の内容等につきましては理解しましたけれども、この

修繕に対する保険というのは多分加入しているとは思いますが、これが何年ぐらいでそういうふうな保険が適用できて、今はもう適用除外だと、そういうふうなことがわかりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 保険等の内容につきましては、詳細は、ちょっと書類を持ってきておりませんで、答弁は、ちょっとわからないところもあるんですが、ここについては、消耗をしていく分の、今回の修繕費というふうになっておりますが、中身等につきましては、刃の消耗関係等が一時出てきているところがあるもので、そこ等の関係の修繕という形になります。

今言われます保険等の該当にならないかということにつきましては、適用関係をちょっと調べて、範囲内であれば対応していきたいと思えます。

当初の段階では、もう期限等も過ぎているということもあったということを一部聞いておりますが、全体的なことはまた再度協議したいと思えますので、よろしくお願ひします。

○議長（小園實重君） 6番、広浜喜一郎君。

○6番（広浜喜一郎君） 堆肥センターの運営費の中で、委託料、堆肥生産技術指導業務委託とありますけども、これは、どこに委託する予定かお伺ひいたします。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 堆肥生産技術指導業務委託になりますが、ここについては、今現在、発酵資材購入先であります株式会社山有のところの指導を受ける予定であります。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。4番、西園 茂君。

○4番（西園 茂君） 今の修繕費に関連して、木質の粉砕機の粉砕したものについての利用はどのようにするんですかね。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 木質粉砕機で1次破碎と2次破碎で活用は違ってきますけども、1次破碎については普通の畜産農家のところにあるカッターをイメージしてもらえばいいんですけども、ああいうような形で両方の裁断をしていくという形で、2次破碎機というのはそれを割った状態にしていくという形になります。

その1次破碎から2次破碎の違いというのは、家畜のふん、尿を水分を吸収させるという役目があって、一応ここを今、質問の件につきましては、堆肥センターでの畜ふん関係と混ぜる、戻し堆肥との混入の資材、あとは水分調整剤等に活用する部分と、大部分は畜産農家の原料との引きかえという形で、今現在は畜産農家から

原料を受け入れする段階で、敷料関係を堆肥センターから供給して交換をしているというのが実情になります。

○議長（小園實重君） 4番、西園 茂君。

○4番（西園 茂君） 木質粉碎機の利用でできた製品の利用というのは、敷料にする。というのは、敷料が足りないからということで理解していいと思うんですけども、今現在、酪農関係でこの敷料関係の輸入関係もできるような形になっておりまして、500万円相当であれば相当な材料が仕入れられるわけで、今後の敷料確保については課題とは思いますが、これだけの投資をしてというのが疑問に思えます。

堆肥をつくることに関しましては、大きな木材についてはほっておけば三、四年も例えば腐れるわけで、それをあえて粉碎する必要性もないし、敷料に不足であれば例えば道路の草払いであってもある程度屋根つきのそういうところがあれば、余り乾燥した、乾いた状態の中でほっておけば乾くんで、敷料にも十分になりますので、余り投資してのこういう敷料関係の確保というのは、ちょっと問題かなと私は思います。

○議長（小園實重君） 答弁を求めているんですか。

○4番（西園 茂君） 先ほどの購入関係に際してどうかということ。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 今質問の輸入の敷料関係については、情報としては入ってきていますが、その金額が幾らということまでは調べておりません。大々的には西之表市の酪農家の500頭以上の方が、敷料が確保が厳しいということで、島内から敷料を確保するためには種子島の森林組合、それと町内ですと立石木材という形であるんですが、森林組合についても木材の低迷関係でなかなかのこくずの敷料関係の原料になるところは、畜産農家自体が奪い合っているような状況ということがありますので、輸入との比較については今後町内の道路等を払いました、剪定したものの利用も含めまして、今後については貴重な利用資源になっていきますので、それと生産コストを含めまして、輸入、今後の対応策という形で検討させてまいりたいと思います。

○議長（小園實重君） 4番、西園 茂君。

○4番（西園 茂君） 敷料不足というのは当然な話でして、種子島では。ですから、飼養管理において敷料を要らない形に改善することが、一番ベターだろうと思います。

というのは、今親牛まで全部敷かしておいたらほとんど足りませんので、例えば1町歩とか2町歩程度の放牧地を確保してのやり方もありますし、そういう土手草

なんかも利用しての敷料もありますし、本当に必要なところというのは子牛、それから今キャトルセンターのそういう育成施設関係の場所だけですので、そこら辺も吟味しながら対応していくことがベターじゃないかと思います。答弁は要りません。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 款の7、商工費、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 款の8、土木費、12ページから15ページ、質疑ありませんか。
6番、広浜喜一郎君。

○6番（広浜喜一郎君） この道路維持費の委託料、道路等伐採事業委託、これ多分、道路に覆いかぶさった木の伐採かと思えますけども、これの単価の出し方ですね、1時間当たり幾らとか、そういうふうを決めるのか、それとも伐採した量を見て決めるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（小園實重君） 建設課長、島崎憲一郎君。

○建設課長（島崎憲一郎君） 積算の御質問にお答えいたします。

積算の根拠についてでありますけれども、これにつきましては延長等を勘案して、面積を算出しましてそれに労務単価等を掛けまして、基準の単価を用いてやっております。労務単価の算定については、一部基準の額を減算してこの設計にあたってるところでございます。

○議長（小園實重君） 6番、広浜喜一郎君。

○6番（広浜喜一郎君） 道路の草払いはそれでわかりますけども、道路に覆いかぶさった木の伐採もそういうふうにして、面積で決めるわけですか。

○議長（小園實重君） 建設課長、島崎憲一郎君。

○建設課長（島崎憲一郎君） 先ほどの御質問に対する答弁については、道路の草等の範囲が限定された分であります。議員御指摘の覆いかぶさった部分につきましては、基本的には午前中の一般質問でもあったとおり、所有者が伐採をするものであります。どうしても危険が発生するという状況については、高所作業車を調達して直営班での作業を行っておりますので、そのような作業で処理をしているということで御理解ください。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） ただいまの質問に関連して申し上げますが、基本的には法的な問題もありますから、これは住民に相談を申し上げれば容易に承諾いただけると思うんですよ。

私は、危険な点は別といたしまして、本格的には次年度以降はいずれにしてもそ

の町内全域にそうっておりますので、これは町がやっぱり直営でやるべきだと考えておりますので、現在の段階においては緊急なところだけをやるということにして、しなければいけないんじゃないかとかいうことで、しかしさっきも申し上げましたように、竹が長くなっているところが横に来て自動車が危ない点がありますから、そういう点は担当課のほうでやっぱり見て回って、そういうところは早急にやるというようなことを指示しているところでございます。

○議長（小園實重君） 6番、広浜喜一郎君。

○6番（広浜喜一郎君） そうすると、この委託料というのは木の伐採の委託料じゃなくて、草払いの委託ということですか。木の伐採は直営でやるということですので、そこら辺は。

○議長（小園實重君） 建設課長、島崎憲一郎君。

○建設課長（島崎憲一郎君） ただいま議員御指摘のとおり、これは除草作業を中心とした道路の管理区域の中の場所をやるということであります。

○議長（小園實重君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時09分

○議長（小園實重君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長、島崎憲一郎君。

○建設課長（島崎憲一郎君） 表現の部分かもしれませんが、同様な発注は昨年と同じ名称で行ってきておりますし、県のほうもこのような形で行っておりますので御理解をお願いいたします。

○議長（小園實重君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 款の9、消防費、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 款の10、教育費、15ページから17ページ、質疑ありませんか。
4番、西園 茂君。

○4番（西園 茂君） ちょっと関連してなんですけども、款の10の教育費の自然の家の運営費です。島間での議員と語る会の折に出た質問の中に、明確に公民館と、それから自然の家との費用関係が明確でないという質問を受けております。ここら辺のことが何か話、聞いてみますと、公民館の部屋もないというような話もありますし、早急に対応していただければというふうに思います。

○議長（小園實重君） 社会教育課長、高田健一郎君。

○教育委員会社会教育課長（高田健一郎君） ただいまの議員の御指摘の件でございますけれども、公民館の区分けの部分につきましては、一応今のところ、公民館のほうの話を詰めてるところでございますして、部屋も公民館のほうがここでお願いしたいというような要望等もありますので、そういった点につきましては、双方で話をしながら改善をとるように、早いうちに対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。6番、広浜喜一郎君。

○6番（広浜喜一郎君） 広田遺跡運営費の語り部の賃金40万円ですけれども、語り部の方が9名いるというふうに聞いてますが、全体でこの語り部の方に対する賃金は、年間予算で幾らぐらいを見込んでいるのか、お伺いいたします。

○議長（小園實重君） 社会教育課長、高田健一郎君。

○教育委員会社会教育課長（高田健一郎君） 現在のところ216万円の予算をいただいておりまして、それプラス、今回は夏休みの期間中も、通常第1月曜日を休館日として定めているところではありますが、ほかの宇宙開発の展示館とか、そういったところも8月の夏休み期間中には開放して情報提供をしていくということでありまして、うちのほうにつきましても、月曜日につきましては全て開放いたしたり、また、6月には大分県の教育委員会が、600名ほど少年の船ということで来ていただきまして、こちらのほうの館にも足を運んでいただきました。そういったときにつきましても全員招集をかけて、通常は1名でお願いをしているところではありますが、そういった臨時の分もありまして、今回40万円の追加補正をお願いするところでありまして。

○議長（小園實重君） 6番、広浜喜一郎君。

○6番（広浜喜一郎君） この広田遺跡の運営費の総予算976万2,000円ですけれども、このうち今、話があります語り部の予算が256万円ということですが、町長、この語り部の人数についても、今後、検討する考えはないかどうか、お伺いいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） その辺については、来るのが、例えば学校なんかの旅行関係で来るというのは何百人というのが来ますが、そうでない場合はばらばらでございますから、私としては、やっぱり他の館がやってるようなコンピューター式のそれも導入するというのを次年で考えないといけないんじゃないかと。その実情に応じてやっていくというのを教育委員会とは協議したいと、このように思っているところでございます。

- 議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。4番、西園 茂君。
- 4番（西園 茂君） 参考までに聞かせてください。広田遺跡ミュージアムにつきましては、当初3万人の計画でした。半年がすぎようとしておりますけども、今、何名ですか。
- 議長（小園實重君） 社会教育課長、高田健一郎君。
- 教育委員会社会教育課長（高田健一郎君） 8月末の状況ということで、こちらのほうが把握をしてる部分が8,886名ということで、数値的には押さえているところがあります。
- 議長（小園實重君） 4番、西園 茂君。
- 4番（西園 茂君） これは全部300円入ってくるわけですか、平均すると。
- 議長（小園實重君） 社会教育課長、高田健一郎君。
- 教育委員会社会教育課長（高田健一郎君） ただいま8,800名ということでありましたが、このうちの6,704名が有料ということになりまして、あと地元の方々とか、学校関係の社会教育の一環で利用される場合とかいろいろございますので、減免措置等々もございまして、1,643名につきましましては無料という形になってるところがあります。
- 議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小園實重君） 款の13、諸支出金、18ページ、質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小園實重君） 次に、歳入、款の8、地方特別交付金から款の20、町債まで、一括して質疑はありませんか。6番、広浜喜一郎君。
- 6番（広浜喜一郎君） この地方交付税、今回の補正2億430万円ですって、計22億3,437万円の計上ですけども、今後も含めまして留保財源はどれぐらい見込んでいるのか、お伺いいたします。
- 議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。
- 総務課長（高田真盛君） 留保財源として7,700万円ぐらいを予定をしております。
- 議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。7番、上園和信君。
- 7番（上園和信君） 国庫支出金の小中一貫校教育推進事業委託金88万5,000円ですが、これはどういう事業内容ですか。
- 議長（小園實重君） 教育長、遠藤 修君。
- 教育長（遠藤 修君） お答えします。

この小中一貫教育推進事業は、文部科学省の事業を受けて行うものでございまして、形態としては、現在の学校施設を生かした施設分離型の小中一貫教育を進める

ものです。具体的には、中1ギャップの取り組みとか、それから小中連携とか小小連携、そういうようなものを図っていくということでございます。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 次に、第2表債務負担行為補正、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 次に、第3表地方債補正、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 次に、全般にわたって質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） ここで、先ほど質疑に対して観光課長の答弁保留がありましたので、ここで答弁させます。観光課長、坂口浩一君。

○観光課長（坂口浩一君） 先ほどの広浜議員の御質問の結婚祝い金について、私、ちょっと説明不足がございましたので、補足させていただきたいと思います。

当初で300万円の予算をいただいております。6月で100万円、追加の補正をいただいております。合計、現在400万円ということで、もう20件の申請をいただいているということでございます。

○議長（小園實重君） 以上で、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号平成27年度南種子町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第46号 平成27年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
(第3号)

○議長（小園實重君） 日程第6、議案第46号平成27年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 議案第46号平成27年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

予算書の1枚目をお開きをいただきたいと思います。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,456万1,000円を追加いたしまして、予算の総額をそれぞれ10億4,774万7,000円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、省略をさせていただきます。

予算書をめくっていただき、第2表、債務負担行為補正の廃止につきまして説明をさせていただきます。

南種子町が借り受ける申告受付システム関連機器のリース料につきましては、平成27年度から導入予定でございましたが、マイナンバー制度に対応したシステム導入をすることとなったため、関連機器の調達時期が延期となることから廃止をするものでございます。

次に、事項別明細書の主なものについて歳入から御説明を申し上げます。歳入の1ページをお願いいたします。

款の1、国民健康保険税の補正でございますが、賦課更正によるもので、362万6,000円を減額いたしまして、総額を1億5,401万1,000円とするものでございます。

次に、款の5、国庫支出金でございますが、合計で480万8,000円を減額するものでございます。

介護納付金や後期高齢者医療費支援金負担金など交付決定通知に伴います減額と特定健康診査等負担金や財政調整交付金の普通調整交付金の交付申請に伴います補正が主なものでございます。

2ページをお願いいたします。

款の7、療養給付費交付金でございますが、交付決定通知に伴います補正で、904万円減額し、総額を3,959万6,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

款の13、繰入金でございます。職員給与費等分や出産育児一時金補助対象見込みの増によります一般会計繰入金3,270万7,000円を追加し、国民健康保険基金繰入金から2,130万5,000円を繰り入れるものでございます。

次に、歳出の4ページをお開きください。

款の1、総務費でございます。8月の人事異動に伴います人件費の補正や国保情報データベースシステムの保守委託料などの契約締結に伴い、減額をするものでございます。

款の2、保険給付費でございますが、一般被保険者の療養給付費及び高額療養費などの見込み増に伴うものであり、保険給付費全体で3,430万円を追加するものでございます。

次に、歳出の6ページをお開きをいただきたいと思います。

款の8、保健施設費であります。特定健診・保健指導未受診者対策として、委託料に5万円を追加し、特定健診受動勧奨通知データ・はがき作成を業務委託するものでございます。

款の11、諸支出金であります。平成26年度、特定健診・特定保健指導負担金や療養給付費国庫負担金並びに退職医療交付金の実績により、1,058万2,000円を返還するものでございます。

同じく、款の11の繰越金でございますが、直営診療施設繰出金として、公立種子島病院組合の医療機械器具の購入に伴い、国の調整交付金申請により201万6,000円を追加するものでございます。

以上、簡単に説明いたしました。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号平成27年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第47号 平成27年度南種子町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（小園實重君） 日程第7、議案第47号平成27年度南種子町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。建設課長、島崎憲一郎君。

○建設課長（島崎憲一郎君） それでは、平成27年度簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

予算書のほうをごらんいただきたいと思います。

平成27年度南種子町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,182万6,000円を追加し、歳入歳出予算

の総額をそれぞれ3億8,060万円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、省略をさせていただきます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の主なものを歳入から説明いたします。

まず、款の2、分担金及び負担金ですが、給水装置負担金22万円、給水施設の増設に伴い、増額するものでございます。

次に、款の4、県支出金ですが、権限移譲事務交付金5万6,000円を増額するものです。

次に、款の5、財産収入ですが、宇宙の種水プロジェクト協定に基づく、原水売り払い収入として2,505円の収入でありますので、今回、予算計上するものでございます。

次に、款の6、繰入金ですが、一般会計から874万2,000円の繰入予算を計上するものです。

次に、款の7、繰越金ですが、前年度繰越金が384万7,638円で確定しましたので、284万7,000円増額しようとするものでございます。

次に、款の8、諸収入ですが、道路改良工事に伴う配水管移設工事補償費の確定に伴い、4万1,000円減額するものであります。

次に、2ページの歳出でございますが、款の1、総務費、一般管理費で、共済費の社会保険料につきましては、雇用職員の社会保険料を2万2,000円の減額補正するものでございます。

役務費の保険料につきましては、保有する建物共済金を9万5,000円増額補正するものです。委託料につきましては、水道施設電気設備保守業務委託料の確定に伴う減額であります。

公課費の消費税については、予算不足分を100万円増額補正するものです。

款の2、事業費の簡易水道施設費ですが、各施設ポンプ等修理のため修繕費を262万円増額補正するものです。委託料については、漏水工事等委託費50万円、使用料及び賃借料については、発電機リース料として14万8,000円増額補正するものです。

工事請負費については、水回り地区配水管布設工事・漏水箇所舗装補修工事ほか合計で711万7,000円を増額補正するものです。

原材料については、修繕・補修工事等で、原材料50万円増額補正するものです。

備品購入費については、予算執行済みの額の精算でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議方お願いをいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号平成27年度南種子町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第48号 平成27年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（小園實重君） 日程第8、議案第48号平成27年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 議案第48号平成27年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。1枚目をお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ38万3,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ6億300万円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正については、省略をさせていただきます。

次に、事項別明細書で主なものについて御説明を申し上げます。

歳入の1ページ、介護保険料につきましては、今年度の本賦課を行った結果に基づき、135万7,000円を増額するものでございます。

次に、国庫支出金・支払基金交付金・県支出金・一般会計繰入金につきましては、保険給付費の増額補正及び地域支援事業の増額及び減額補正に基づき、それぞれ負担割合によって増額及び減額をするものでございます。

歳入の2ページ、款の10の介護保険基金繰入金の減額につきましては、歳入歳出の差額160万1,000円を基金に繰り戻すものでございます。

繰越金35万円につきましては、平成26年度の決算確定により増額するものでございます。

次に、歳出の3ページでございますが、総務費の一般管理費につきましては、職員手当・社会保険料の減額に伴うものでございます。

介護認定審査会費につきましては、需用費の増額及び備品購入費減額に伴うものでございます。

保険給付費につきましては、今年度のこれまでの実績により今後の所要額を算出し、それぞれ補正を行うものであり、介護予防住宅改修費で30万円の増額、高額介護予防サービス費で5万円の増額をするものでございます。

款の5の地域支援事業費の予防事業費につきましては、通所型介護予防事業に伴う報償費の増額、介護予防普及啓発事業に伴う通信運搬費の減額でございます。

同じく、款の5の包括的支援事業等につきましては、社会保険料の減額、サービス従事者研修会に伴う報償費・旅費の増額及び委託料の減額でございます。

その他会計繰入金5万3,000円につきましては、平成26年度職員給与費等繰入金精算に伴う一般会計への返納金になります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議方お願いいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号平成27年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第49号 平成27年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（小園實重君） 日程第9、議案第49号平成27年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 議案第49号平成27年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正は、後期高齢者医療保険の賦課更正によります保険料の補正と、一般会計繰入金及び平成26年度決算に伴います繰越金の補正、並びに保険料納付金の減額が主なものでございます。

予算書の1枚目をお開きをいただきたいと思います。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ435万1,000円を減額いたしまして、予算の総額をそれぞれ7,736万8,000円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、省略をさせていただきます。

それでは、事項別明細書の主なものを歳入から御説明申し上げます。

歳入の1ページをお願いいたします。

款の1、後期高齢者医療保険料でございますが、賦課更正によるもので、293万円を減額し、総額を3,585万8,000円とするものでございます。

款の4、繰入金であります。8月の人事異動により、人件費221万円を減額するものでございます。

款の5、繰越金であります。平成26年度決算に伴い、78万9,000円を追加するものでございます。

次に、歳出2ページをお開きください。

款の1、総務費でございますが、8月の人事異動に伴います人件費等の補正で、221万円を減額するものでございます。

款の2、後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、賦課更正によります保険料の補正に伴い、被保険者保険料の納付金として214万1,000円を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議方お願いいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号平成27年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第10 同意第7号 固定資産評価員の選任について

○議長（小園實重君） 日程第10、同意第7号固定資産評価員の選任についてを議題と

します。

当局の説明を求めます。町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 同意第7号固定資産評価員の選任についてであります。南種子町固定資産評価員に下記の者を選任したいので、議会の同意を求めます。

住所は、南種子町西之4511番地、氏名は、小脇秀則。

これは、税務課長がこの対象になっているわけでありまして、今回、人事異動に伴いまして評価員の選任がえの同意をお願いするということでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから同意第7号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、同意第7号固定資産評価員の選任については原案のとおり可決されました。

散 会

○議長（小園實重君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の本会議は9月25日、午前10時に開きます。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散 会 午後 2時41分

平成27年第3回南種子町議会定例会

第 3 日

平成27年9月25日

平成27年第3回南種子町議会定例会会議録
平成27年9月25日（金曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第3号）

- 日程第1 提案理由の説明
- 日程第2 議案第50号 工事請負契約の締結について（平成27年度南種子町清掃センター設備補修工事）
- 日程第3 認定第1号 平成26年度南種子町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第2号 平成26年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第3号 平成26年度南種子町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第4号 平成26年度南種子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第5号 平成26年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 委員長報告（陳情審査）
- 日程第9 発議第8号 馬毛島移設問題調査特別委員会の設置について
- 日程第10 発議第9号 地方創生調査特別委員会の設置について
- 日程第11 閉会中の継続審査申し出
- 日程第12 閉会中の継続調査申し出
- 閉会の宣告

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

1番	河野浩二君	2番	柳田博君
3番	大崎照男君	4番	西園茂君
5番	塩釜俊朗君	6番	広浜喜一郎君
7番	上園和信君	8番	立石靖夫君
9番	日高澄夫君	10番	小園實重君

4. 欠席議員（0名）

5. 出席事務局職員

局 長 濱 田 広 文 君 書 記 日 高 一 幸 君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	名 越 修 君	副 町 長	長 田 繁 君
教 育 長	遠 藤 修 君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長	高 田 真 盛 君
会計管理者 兼会計課長	野 首 知 子 さん	企 画 課 長	河 口 恵 一 朗 君
保健福祉課長	小 西 嘉 秋 君	観 光 課 長	坂 口 浩 一 君
総合農政課長	羽 生 幸 一 君	税 務 課 長	小 脇 秀 則 君
教育委員会 社会教育課長	高 田 健 一 郎 君	建 設 課 長	島 崎 憲 一 郎 君
教育委員会管理課長兼 給食センター所長	小 脇 隆 則 君	農 業 委 員 会 農 事 務 局 長	古 市 義 朗 君
保 育 園 長	小 川 ひ と み さん		

△ 開 会 午前10時00分

開 議

○議長（小園實重君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

日程第1 提案理由の説明

○議長（小園實重君） 日程第1、町長から追加議案として提出されました議案第50号について、提案理由の説明を求めます。町長、名越 修君。

[名越 修町長登壇]

○町長（名越 修君） 提案理由について御説明申し上げます。

今回追加提案いたしました案件は、事件案件1件でございます。

議案第50号は、工事請負契約の締結についてでございます。平成27年度南種子町清掃センター設備補修工事の契約についてでございます。

以上、提案理由の説明を終わりますが、詳細につきましては、議案審議の折に担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議方お願い申し上げます。

○議長（小園實重君） これで提案理由の説明を終わります。

日程第2 議案第50号 工事請負契約の締結について（平成27年度南種子町清掃センター設備補修工事）

○議長（小園實重君） 日程第2、議案第50号工事請負契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） それでは、議案第50号について御説明申し上げます。

工事請負契約の締結について、下記のとおり工事請負契約を締結する。

よって、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的でございますが、平成27年度南種子町清掃センター設備補修工事でございます。

契約の方法は、指名競争入札でございます。

契約金額は7,938万円でございます。

契約の相手方、福岡県福岡市南区向野1丁目22番11号、株式会社川崎技研、代表取締役社長、田中広樹でございます。

次に工事の概要でございますが、お手元に参考資料として仮契約書の写し、入札

結果表、図面を添付してございますので、ごらんをいただきたいと思います。

本工事の内容でございますが、南種子町清掃センターの設備補修等でございます。ろ過式集塵機補修、灰固形化整備補修、CO・O₂濃度計更新、炉内・再燃焼室耐火物補修を行うものでございます。

工期でございますが、平成28年2月29日を予定をしております。

以上で説明を終わります。御審議の上、可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありますか。5番、塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） 入札の指名業者でありますけれども、契約規則によりますと、指名競争入札に参加させる者を指名するときには、なるべく5名以上というふうに示しておりますけれども、今回は2社ということでございますが、その2社以外に、ほかの業者いなかったのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（小園實重君） 副町長、長田 繁君。

○副町長（長田 繁君） 2社よりほかになかったかどうかということでございますが、2社しかいないということでございます。

○議長（小園實重君） 5番、塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） いわゆる専門的な事業というふうなことで、そのほかは社がいなかったと、そういうようなことですか。

○議長（小園實重君） 副町長、長田 繁君。

○副町長（長田 繁君） あそこの清掃センターの場合、焼却場の部分を川崎技研に発注をして、工事をしていただいたところでございまして、その関係で、川崎技研と、それから現在委託契約をしてる業者と、その2社だけであるということになったところでございます。

○議長（小園實重君） ほかに質疑ありませんか。7番、上園和信君。

○7番（上園和信君） もう1回同じ内容の質問ですが、南種子町契約規則の第21条、御存じだと思います。契約担当者は指名競争入札に参加させようとする者を指名するときは、なるべく5人以上の者についてするものとするというふうにちゃんと明確に示されております。副町長の説明では、2社しかいなかったという説明でありましたが、日本全国、ほんとに2社しかいなかったのか、もう一度説明をお願いいたします。

○議長（小園實重君） 副町長、長田 繁君。

○副町長（長田 繁君） 業者はたくさんおるわけですが、もともと設計段階から建設段階、そういうところが川崎技研でございましたので、そういう内部のことについて

てはつきりわかっている業者、それから現在のもう1社は受託してる業者でございますので、ほかのところに発注をしてもきちんとしたものがないんじゃないかというようなことで、これまでもずっと2社でやってきてございますので、そういう形で今回もしたということでございます。

○議長（小園實重君） 7番、上園和信君。

○7番（上園和信君） そういう考えではちょっと指名競争入札の目的から外れてるんじゃないかと思います。

工期が158日間になってますけど、この焼却がストップするという考えを持ってらるんでしょうか。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 焼却のほうは、従来どおり運営をしていくということでございます。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。9番、日高澄夫君。

○9番（日高澄夫君） やっぱり物事の判断としては感情的になるんじゃないかと、私、前に一般質問でも言いましたが、地方自治法の第2条第14項、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に最小の経費で最大の効果を上げられるようにしなければならない。」地方財政法第4条第1項は、「地方公共団体の経費はその目的を達成するための必要かつ最小の限度を超えてこれを修正してはならない」ということからすると、この一番地方自治体の業務の中で、気をつけなければならないのが契約だと思います。そういう点で、業者がいるんだったら、やっぱり一番肝心なことは一般競争入札、それがなじまない場合に指名競争入札と。規則そのものは法令の中に入りますから、そうしますと、やっぱり5社以上ぐらいの指名をして入札をするというのが一番の原則であります。それを感情的に建設当時の業者だからとか、そういう形で、これまでもやられてきました、確かに。それでは、やっぱり、今行革をやらなければいけないという中で、果たして契約額7,938万円が妥当な金額かどうかということが一番問われるわけでありまして、そういう点からしますと、2社に指名をしたということ自体が大きな問題になってくるんじゃないかと思いますが、この2社以外に考えられた業者というのがありますか。

○議長（小園實重君） 副町長、長田 繁君。

○副町長（長田 繁君） 一番安い方法は、今回の、従来のやり方が一番いいんじゃないかというようなことで、頭のほうにはもともとありますので、ほかの業者を入れて5社以上にするということについては、全然考えておりませんでした。

○議長（小園實重君） 9番、日高澄夫君。

○9番（日高澄夫君） そのこと自体が問題なんです。要は工事そのもの、あるいは製品等については、J I S規格だとか、焼却炉を専門的に扱う、その取り扱いの問題とかいうのが、やっぱり法律のもとになされているわけですから、そうしますと、感情的に元の業者に仕事をしてもらった方が確実な仕事ができるんじゃないか、安全な仕事ができるんじゃないか、それとも、ダイオキシンの問題を言えば、800度以上でないとダイオキシンが発生をする、その発生をさせないためにはフィルターをつけなければいけないとか、そういうのは、工事仕様書の中にしっかりとたたき込んでおけばどの業者がやろうとできるわけでありまして、それに違反した場合は、契約違反で、これはもう破棄すればいいわけですから、それを行政の一方的な考え方で元の業者であれば安全だろうというふうな、そういう感情的なことはあってはならないんじゃないかと思えますけども、その点で、2社以外に焼却炉をつくっている業者というのは、ほかには見つからなかったんでしょうか。

○議長（小園實重君） 副町長、長田 繁君。

○副町長（長田 繁君） できる限り5社という形でしたらどうかということですが、あの施設をつくってから17年ぐらいになるわけですが、今までそういう形ですとやってきておったわけですが、今後については、その辺を指摘がございましたことについて、十分検討をさせて、それができると、安くできるということであれば、そういう方法も考えていきたいと。私どもとしては2社に限定したのは、今の焼却場を完全に熟知した人にやらせた方がいいんじゃないかという、そういう面から2社ということにしてございますので、御指摘のあったことについては、今後検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから、議案第50号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第3 認定第1号 平成26年度南種子町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第4 認定第2号 平成26年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

日程第5 認定第3号 平成26年度南種子町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 認定第4号 平成26年度南種子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 認定第5号 平成26年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（小園實重君） 日程第3、認定第1号平成26年度南種子町一般会計歳入歳出決算認定から、日程第7、認定第5号平成26年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定までの5件を一括上程します。

この決算認定議案5件については、議会運営委員会の決定により、後もって決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査とすることとしておりますので、説明と質疑は総括的に行います。

認定第1号から認定第5号まで、順番に説明を求めます。

初めに、認定第1号平成26年度南種子町一般会計歳入歳出決算認定について。総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 認定第1号平成26年度南種子町一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

それでは、決算書の96ページをお開きください。

決算額につきましては、歳入総額で54億2,120万6,373円、歳出総額で53億6,537万8,111円、歳入歳出差引残額は5,582万8,262円の黒字となりました。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額が929万8,000円でありますので、差し引いた実質収支額は4,653万262円の黒字決算となっております。

さらに、地方自治法並びに地方財政法の規定に基づく財政調整基金への積み立てを2,600万円いたしましたので、翌年度繰越額は2,053万262円となったところであります。

決算額の前年度比については、歳入総額で1億200万4,083円、1.8%の減、歳出総額で1億961万2,161円、2.0%の減となったところであります。

それでは、お手元にA4サイズ横4枚つづりの平成26年度一般会計決算説明資料を配付しておりますので、それに基づいて御説明を申し上げます。

この資料の数値につきましては、地方財政状況調査の数値を引用しているため、決算額及び決算区分が決算書と異なる部分がありますので、その点については御理解をお願いいたします。

それでは、資料1ページの歳入について御説明いたします。

まず、地方税については、7億7,502万4,000円で、全体の14.3%を占めており、前年度比で1,568万1,000円、2.1%の増となっております。

科目別では、町民税が278万7,000円、1.3%の増となり、固定資産税は1,613万4,000円、3.4%の増となっております。

徴収率は町全体で91.1%、前年度より0.6%の増となっております。

次に、地方交付税については22億3,699万8,000円で、全体の41.3%と高い割合を占めており、前年度比で669万9,000円、0.3%の増となっております。これは、補正係数の見直しや臨時財政対策債償還費の増が主な要因であります。

次に、国庫支出金については5億6,056万2,000円で、前年度比で5,169万3,000円、8.4%の減となっております。主なものとしては、農業体質強化基盤整備促進事業補助金、防災・安全社会資本整備交付金、地域の元気臨時交付金などの減であります。

次に、県支出金につきましては3億1,185万1,000円で、前年度比で1億5,045万円、32.5%の減となっております。主なものとしては、介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金、種子島周辺漁業対策事業補助金、団体営農地等災害復旧事業補助金などの減であります。

次に、繰入金については2億2,311万4,000円で、前年度比で5,186万7,000円、30.3%の増となっております。主なものとしては、財政調整基金繰入金の増であります。

次に、諸収入については、1億1,446万1,000円で、前年度比で1,187万8,000円、9.4%の減となっております。主なものとしては、畜産担い手育成総合整備事業などの減であります。

次に、地方債については9億1,542万3,000円で、前年度比で5,939万4,000円、6.9%の増となっております。主なものとしては、観光物産館整備事業の農林水産業債、広域消防用無線施設整備事業の消防債などの増であります。

次に、歳出について説明いたします。

資料については、2ページが目的別による決算額、3ページが性質別による決算額となっております。歳出の説明につきましては、3ページの性質別による決算額で御説明申し上げます。3ページをお開きください。

まず、義務的経費については、総額で19億9,809万3,000円となっております。全体の37.2%を占めております。

このうち人件費については8億9,413万4,000円、構成比で16.7%、前年度比で108万2,000円、0.1%の増となっております。

扶助費については3億7,739万9,000円、構成比で7%、前年度比で2,441万5,000円、6.9%の増となっております。臨時福祉給付金などの増が主な要因となっております。

す。

公債費については7億2,656万円、構成比で13.5%、前年度比で6,072万2,000円、9.1%の増となっております。これは、平成22年度に発行した一般廃棄物処理事業債の償還開始が主な要因となっております。

次に、投資的経費については、総額で14億9,154万3,000円となっており、全体の27.8%を占めております。このうち、普通建設事業費については14億5,788万3,000円で、主なものとしては、観光物産館建設事業、防災行政無線デジタル化整備事業、広田遺跡史跡整備等事業などがあります。

次に、物件費を初めとするその他の経費については、総額で18億7,574万3,000円となっており、全体の35.0%を占めております。このうち物件費については7億2,619万3,000円、構成比で13.5%、前年度比で1,630万3,000円、2.2%の減となっております。主なものとしては、電算関係管理費、一般廃棄物処理施設運営費、小中学校管理費などがあります。

維持補修費については3,966万4,000円で、主なものとしては、町道、農道の維持管理費、公営住宅や小中学校施設の維持管理費などがあります。

補助費等については6億6,357万6,000円、構成比で12.4%となっており、主なものとしては、一部事務組合に対する負担金、各種団体等への補助金、行政が主催する会議等への出会謝金等があります。

貸付金については3,116万8,000円で、種子島農業公社、乳用牛導入畜産振興資金、種子島森林組合などへの貸付金があります。

繰出金については4億1,198万3,000円、構成比で7.7%となっており、各特別会計への繰り出し分があります。

次に、各財政指数の状況について御説明申し上げます。4ページをお開きください。

財政力指数は、3カ年平均で0.25となっております。

経常収支比率については、前年度より1.1%の減で、92.4%となっております。

次に、地方債の平成26年度末現在高については、前年度より2億6,066万3,000円、4.0%の増となっており、総額で67億23万6,000円となっております。

次に、積立金の平成26年度末現在高については、前年度より1億9,983万9,000円、9.2%の減となっており、総額で19億6,137万7,000円となっております。このうち、財政調整基金が8億3,576万1,000円、減債基金が4億7,224万6,000円となっております。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する健全化判断比率の4つの指標について、A4サイズ縦3枚つづりの資料「平成26年度財政健全化判断比率について」に

基づき、御報告申し上げます。

まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、黒字か赤字かを判断する指標のことでありまして、平成26年度は黒字決算でありますので、数値の記載はございません。

次に、実質公債費比率については、一般会計等が負担する元利償還金と公営企業債の償還に充てたと認められる繰出金、組合等が起こした地方債の償還に充てたと認められる負担金、補助金などの標準財政規模に対する比率のことでありまして、3カ年平均で11.6%、単年度で12.3%となっているところであります。

最後に、将来負担比率については、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率のことでありまして、64.2%となっているところであります。

平成26年度については、これら4つの指標とともに、早期健全化基準及び財政再生基準よりも低くなっており、健全な財政運営がなされていると判断をしているところでありますが、今後についても、各指標の分析をしながら、引き続き、健全な財政運営に努めていきたいと考えております。

以上で、決算の概要についての説明を終わりますが、細部にわたりましては、この後に設置されます決算特別委員会の決算審査において、各課からの詳細な説明がありますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（小園實重君） 次に、認定第2号平成26年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 認定第2号平成26年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、概要を御説明申し上げます。

決算書の115ページをお願いいたします。

決算額でございますが、歳入総額9億4,898万8,243円、歳出総額9億2,453万3,699円、歳入歳出差引残額2,445万4,544円となりました。

歳入歳出差引残額2,445万4,544円につきましては、地方自治法の規定により、国民健康保険基金への全額積み立てを行ったところでございます。

概要についてでございますが、決算額の前年度比較でございます。歳入総額で2,827万1,950円、3.0%の減、歳出総額で4,224万7,628円、4.6%の減となっております。

減額の主なものでございますが、歳入では、国庫支出金や国民健康保険基金からの繰入金の減額等によるものでございます。

歳出では、保険給付費の療養諸費が主なものとなっており、3,281万6,214円、

6.5%の減となっております。

主な要因は、一般被保険者の減少による入院受診の減少などが考えられるところでございます。

平成26年度におきましても、被保険者の健康増進と国保財政の健全運営を図り、特定健診の実施、人間ドック、がん検診の受診者への助成など、被保険者の負担軽減を図りながら、受診しやすい体制をつくり、疾病の早期発見、早期治療に努めたところであります。

国保税の収納状況につきましては、現年度が92.17%、前年比0.18%の増、過年度が10.45%、前年度比較0.26%の増となっており、全体では0.08%とわずかに増となったところでございます。

被保険者の所得状況は、さとうきびの不作など農業で0.26%減少するなど、依然厳しい状況が続いており、引き続き運営上の大きな課題となっております。

以上で概要について、説明を終わりますが、細部につきましては、決算審査特別委員会の中で報告をしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君） 次に、認定第3号平成26年度南種子町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。建設課長、島崎憲一郎君。

○建設課長（島崎憲一郎君） 認定第3号平成26年度南種子町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明をいたします。

決算書の116ページをお願いいたします。

決算額は、歳入総額で3億111万9,438円、歳出総額は2億9,727万1,800円、歳入歳出差引残額は384万7,638円となり、その全額を翌年度に繰り越したところであります。決算額の前年度比較では、歳入総額で8,039万2,072円、36.4%の増、歳出総額で7,786万4,410円、35.5%の増と、それぞれ増額となったところであります。

それでは、決算の概要について御説明いたします。まず歳入についてでございます。決算書119ページをお願いいたします。

使用料及び手数料は1億928万4,506円、前年度比で2.0%減となっております。これは、現年度水道使用料の収納額が減となったことによるものであります。

分担金及び負担金は113万円、前年度比55.9%の減となっております。これは、前年度未普及地の給水装置の加入実績があったため、負担金が増額となっていたところではありますが、平成26年度におきましては、そのような特殊な要因がなかったことから、減となったところであります。

国庫支出金は、中央地区簡易水道事業補助金と中央平山地区簡易水道事業国庫補助金で5,661万円となっております。

決算書119ページから120ページをお願いします。

県支出金ですが、衛生費委託金で権限移譲事務交付金として10万3,000円となっております。

次に、120ページ、繰入金ですが7,364万360円で、前年度比9.7%減となっております。

繰越金でございますが131万9,976円で、前年度比18.9%増となっております。

諸収入でございますが103万1,594円で、前年度比72.1%減となっております。これは、改良工事に伴う配水管移転補償費の減が主な要因であります。

次に、121ページをお願いいたします。

町債であります5,800万円で、前年度からいたしますと4,070万円、235.2%減となっております。これは、簡易水道事業債であります。

次に、122ページの歳出でございます。

総務費は6,191万906円で前年度からいたしますと423万2,562円、7.3%増となっております。人件費の増が主な要因となっております。

次に、123ページをお願いいたします。

事業費は1億6,331万3,993円で、前年度からしますと7,501万6,682円、85.0%増となっております。これは、中央地区簡易水道事業及び中央平山地区簡易水道事業に伴う増が主な要因でございます。

公債費は7,204万6,899円で、前年度からすると138万4,834円、1.9%の減となっております。

以上で、決算の概要の説明を終わりますが、詳細な内容につきましては、この後設置されます決算審査特別委員会の決算審査におきまして、資料を添えて御説明申し上げますので、認定方よろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（小園寛重君） 次に、認定第4号平成26年度南種子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 認定第4号平成26年度南種子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

決算書の142ページをお願いいたします。

決算額でございますが、歳入総額6億100万9,003円、歳出総額6億35万8,525円、歳入歳出差し引き65万478円となりまして、翌年度へ全額を繰り越したところでございます。

決算額の前年度比較につきましては、歳入総額で1,507万4,854円、歳出総額で1,529万8,227円、それぞれ2.5%の増となっているところでございます。

概要でございますが、平成24年度を初年度とした第5期介護保険事業計画に基づ

き事業を進めてまいったところでございます。平成27年3月末現在の要介護、要支援認定者数は331人となっており、うち要支援、要介護1の者が144人で、認定者全体の約43.5%を占めているところでございます。

要介護認定者のサービス利用実績は、全体件数7,366件となっておりまして、内訳としまして、訪問通所サービスが34.1%、居宅介護支援が29.2%、福祉用具貸与が14.6%、地域密着型サービスが10.6%、短期入所サービスが5.6%、施設サービスが6.1%という数字になっております。また、保険給付費は、対前年度1,673万8,174円、3.2%の増となったところでございます。

保険料の徴収実績でございますが、現年度分99.39%、前年度比0.1%増、滞納繰越分22.12%、前年度比較13.1%増、全体で97.09%、0.2%の増となったところでございます。

以上簡単であります。概要について説明を終わります。細部につきましては、この後設置予定の決算審査特別委員会の中で報告したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（小園實重君） 次に、認定第5号平成26年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 認定第5号平成26年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について概要を御説明申し上げます。

それでは、決算書の150ページをお願いいたします。

決算額でございますが、歳入総額8,034万4,992円、歳出総額7,955万4,968円、歳入歳出差し引き79万24円となりまして、翌年度へ全額を繰り越したところでございます。

概要については、歳入では現年分で後期高齢者保険料3,776万7,500円で、収入未済額が9万3,000円となりました。徴収率は99.75%の状況でございます。

一般会計からの繰入金は、事務費等繰入金及び保険基盤安定繰入金を含め4,042万1,796円となっております。

歳出でございますが、後期高齢者医療広域連合納付金7,058万9,696円、総務管理費762万6,578円が主なものでございます。

以上簡単ですが、概要について説明を終わりますが、細部につきましては、この後設置予定の決算審査特別委員会の中で報告したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑は、歳入歳出全般にわたって、各会計ごとに行います。

初めに、一般会計歳入歳出決算について質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

次に、簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

次に、介護保険特別会計歳入歳出決算について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

次に、後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

お諮りします。認定第1号から認定第5号までの決算認定議案5件については、6名の委員で構成する平成26年度決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託して、閉会中の継続審査としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第5号までの決算認定議案5件については、6名の委員で構成する平成26年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。平成26年度決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、塩釜俊朗君、柳田 博君、上園和信君、西園 茂君、河野浩二君、日高澄夫君を指名したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、平成26年度決算審査特別委員会の委員は、塩釜俊朗君、柳田 博君、上園和信君、西園 茂君、河野浩二君、日高澄夫君を選任することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

—————・—————
休憩 午前10時48分

再開 午前10時57分
—————・—————

○議長（小園實重君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の正副委員長が決定した旨報告がありましたので、お知らせします。
平成26年度決算審査特別委員会の委員長に塩釜俊朗君、副委員長に日高澄夫君。
以上、お知らせします。

日程第8 委員長報告（陳情審査）

○議長（小園實重君） 日程第8、委員長報告の件を議題とします。

議員報酬及び議員定数等調査特別委員会に付託していましたが、お手元に審査結果報告書をお配りしておりますが、審査の経過と結果について、議員報酬及び議員定数等調査特別委員会委員長の報告を求めます。議員報酬及び議員定数等調査特別委員会委員長、上園和信君。

[上園和信議員報酬及び議員定数等調査特別委員会委員長登壇]

○議員報酬及び議員定数等調査特別委員会委員長（上園和信君） 議員報酬及び議員定数等調査特別委員会に付託されておりました、陳情第3号議員報酬の減額及び議員定数15名への増等に関する陳情について、審査の経過と結果を報告します。

陳情者は、南種子町中之下1919-137、岩坪 巖氏であります。

平成27年6月25日、当特別委員会は、委員全員が出席して、議会第1委員会室で委員会を開き、提出者岩坪 巖氏に出席を要請し、陳情の趣旨説明を求めたところであります。

報酬の件では、議員の皆さんも町民から議員報酬が高過ぎるとの声を耳が痛くなるほど聞かされたと思う。本町の町民は1カ月間汗水流しても20万円を超す月収を得ている人は一部の人たちです。定例会と臨時会の日数は過年度分では25日間になっており、日当に換算してみると何と12万円となる。また、町民のために働きますと約束して当選したのに、集落に対しても、支持者に対しても何の話もしてくれない。議会が終わるとすぐに農作業や自分のためのことを優先し、報酬に頼って生活している。そう思える議員がいる。

議員定数増については、議員定数を15名に改正し、8名を小学校区代表として地区公民館長を兼務とし、7人を町全体から選挙によって選ぶこととする。15名にすると、現在の報酬を半分にしないと歳費の増額になります。町民の声を代弁する口数は多いほうがよく、小さな校区にも光を当てることが大事であり、選挙区を設けることは法律上可能ですとの説明であります。

質疑に入り、「公民館長に議員を兼務してもらおう趣旨は」、「各校区の公民館の人たちが、あなたが公民館長と兼務してくれるのであれば私たちの校区から議員に当選させましょうというのが本来のやり方、条例で決めることが可能だということであれば話は別」、「報酬に関して南種子町内は人材不足。若い人を育てる中では、

議員報酬については引き上げてもいいなと思っているが」、「今の議員の発言については非常に不愉快。若い人に手を挙げてもらうために報酬を上げるという考え方は大きな間違い。町民のために働くということは対価の問題ではない。南種子の将来のために若い人も育てながら、頑張ろうというのが議員の本来の姿だと思う」、「この陳情が議会で否決されたときは住民運動によって実現を図るとの文言。議会をおどすような陳情でよいのか」、「署名運動して回ったときそういう意見が結構あった。議会が採択してくれなかったら住民パワーで解散を求める運動を起こそうじゃないか。解散まで行かなくても、この陳情を採択してもらうように運動しようじゃないかというのが目的」などの質疑応答内容であります。

審査のまとめに移り、本日決定するか、継続審査とするかを委員に諮ったところ、次の2つの意見が出されました。

一つは、陳情は議員報酬の減額と議員定数15名の増であるが、これを議員報酬減と議員定数増に切り離し、議員報酬を10%削減することとし、7月1日から実施。議員定数15名増については継続審査とするほうが適当ではないか。

2つ目は、陳情のとおり、議員報酬の減額及び議員定数15名への増等については一括で取り扱い、今後、調査研究しながら慎重な審査が必要なことから、継続審査とするほうが望ましいのではないか。

この2つの意見について、起立により賛否を問うたところであります。

その結果、議員報酬については、平成27年7月1日から10%減額することとし、議員定数15名増については、継続審査とするの意見に対しては起立少数。議員報酬の減額及び議員定数15名への増等については、継続審査とする意見には起立多数でありました。したがって、議員報酬の減額及び議員定数15名への増等に関する陳情は、継続審査と決定したところであります。

平成27年7月28日、全委員が出席し、第1委員会室で委員会を開きました。

委員会には、陳情書に、選挙区の設定と、このことが議会で否決されたときは住民運動によって実現を図るとの文言がありますので、公職選挙法との関係を調査するため、選挙管理委員会事務局職員に出席要請し、委員長、事務局長、書記が出席し、必要条項の説明を求めたところであります。

選挙区の設定については、公職選挙法第12条第4項に、「市町村の議会の議員は、選挙区がある場合にあつては、各選挙区において、選挙区がない場合にあつては、その市町村の区域において、選挙する」と規定されており、原則としては選挙区を設けず、当該市町村の区域を一つの単位として選挙を行うこととなっているが、同法第15条第6項に、「市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる」と規定されておりますので、選挙区の

設定は可能と考える。しかし、同条第7項において、「選挙区を設ける場合には、行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない」と規定されていることから、この規定も踏まえ、特に必要があるときに該当するかの判断が必要になってくると考えます。

リコールについては、議会議員選挙後1年間は解散請求はできないとの説明でありました。

次に、選挙区について、全国の状況を議会事務局長より報告。

まず、愛媛県上島町、平成27年7月1日現在、人口は7,398人、瀬戸内海に浮かぶ島で、平成16年10月1日に1町3村で合併、旧町村ごとに選挙区設定、現在も合併当時の4選挙区のみで、前回の選挙は定数14人に対し16人が立候補、2選挙区は無投票当選。2016年11月選挙に向けて、選挙区の取り扱いについて検討中とのこと。

続いて、岐阜県揖斐川町、平成27年7月1日現在、人口2万2,496人、平成17年1月31日に1町5村で合併、面積が803.44平方キロメートル、ちなみに南種子町は110.36平方キロメートル、旧町村ごとに選挙区を設定、6選挙区。前回の選挙は定数16人に対して19人が立候補、4選挙区は無投票当選。次回の選挙に向けて、議会改革検討委員会で選挙区の取り扱いについて検討中との報告であります。

質疑に入りましたが、質疑もなく、討論に移りましたが、討論もなく、採決に入り、採決は起立により行いました。

採決の結果、陳情第3号議員報酬の減額及び議員定数15名への増等に関する陳情は、起立少数でありました。よって、不採択すべきものと決定をしました。

以上で、議員報酬及び議員定数等調査特別委員会の陳情審査の経過と結果について、報告を終わります。

○議長（小園實重君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから陳情第3号について採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は不採択です。陳情第3号について採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

- 議長（小園實重君） 起立少数です。したがって、陳情第3号議員報酬の減額及び議員定数15名への増等に関する陳情については、不採択とすることに決定しました。

日程第9 発議第8号 馬毛島移設問題調査特別委員会の設置について

- 議長（小園實重君） 日程第9、発議第8号馬毛島移設問題調査特別委員会の設置に関する決議を議題とします。提出者の説明を求めます。立石靖夫君。

[立石靖夫君登壇]

- 8番（立石靖夫君） 発議第8号について説明を申し上げます。

提出者は、南種子町議会議員、立石靖夫であります。

馬毛島移設問題調査特別委員会の設置についてであります。上記議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

馬毛島移設問題調査特別委員会の設置に関する決議であります。次のとおり、馬毛島移設問題調査特別委員会を設置するものといたします。

名称は、馬毛島移設問題調査特別委員会。

設置の根拠、地方自治法第109条及び委員会条例第5条であります。

目的は、馬毛島移設問題に関する調査のためであります。

委員の定数は9名であります。

以上で説明をおわります。議員の各位の御賛同をよろしくお願いします。

- 議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。原案に反対の発言者の発言を許します。9番、日高澄夫君。

[日高澄夫君登壇]

- 9番（日高澄夫君） ただいま立石靖夫議員から提案がありました馬毛島問題の特別調査委員会に対して、私はもともと議員になったころから、この問題が協議会に参加するという南種子町議会の決定に基づいてやってきましたので、それを特別に問題がはっきりしないのに離脱するということが、ちょっと私なりに問題があるというふうな気持ちから、反対をするものであります。

- 議長（小園實重君） 次に、原案に賛成者の発言はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（小園實重君） ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論を終わります。

これから発議第8号を採決します。この採決は起立により行います。

お諮りします。発議第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小園實重君） 起立多数です。したがって、発議第8号馬毛島移設問題調査特別委員会の設置に関する決議は、可決されました。

お諮りします。ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、塩釜俊朗君、柳田 博君、大崎照男君、上園和信君、西園 茂君、河野浩二君、広浜喜一郎君、立石靖夫君、日高澄夫君を指名したいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、馬毛島移設問題調査特別委員会委員は、塩釜俊朗君、柳田 博君、大崎照男君、上園和信君、西園 茂君、河野浩二君、広浜喜一郎君、立石靖夫君、日高澄夫君に決定しました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時26分

○議長（小園實重君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

正副委員長が決定した旨報告がありましたので、お知らせします。

委員長に立石靖夫君、副委員長に河野浩二君。

以上、お知らせします。

日程第10 発議第9号 地方創生調査特別委員会の設置について

○議長（小園實重君） 日程第10、発議第9号地方創生調査特別委員会の設置に関する決議を議題とします。提出者の説明を求めます。西園 茂君。

[西園 茂君登壇]

○4番（西園 茂君） 発議第9号について説明を申し上げます。

提出者は、私、南種子町議会議員、西園 茂であります。

地方創生調査特別委員会の設置についてであります。上記議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

地方創生調査特別委員会の設置に関する決議、次のとおり、地方創生調査特別委

員会の設置するものとする。

名称、地方創生調査特別委員会。

設置の根拠、地方自治法第109条及び委員会条例第5条。

目的、地方創生に関する調査のため。

委員の定数、6名。

以上で説明を終わります。議員各位の御賛同方よろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから発議第9号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、発議第9号地方創生調査特別委員会の設置に関する決議は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、塩釜俊朗君、柳田 博君、大崎照男君、西園 茂君、河野浩二君、日高澄夫君を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、地方創生調査特別委員会委員は、塩釜俊朗君、柳田 博君、大崎照男君、西園 茂君、河野浩二君、日高澄夫君に決定しました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時39分

○議長（小園實重君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

正副委員長が決定した旨報告がありましたので、お知らせします。

委員長に西園 茂君、副委員長に柳田 博君。

以上、お知らせします。

日程第11 閉会中の継続審査申し出

○議長（小園實重君） 日程第11、閉会中の継続審査申し出の件を議題とします。

委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申し出のとおり、閉会中の継続審査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第12 閉会中の継続調査申し出

○議長（小園實重君） 日程第12、閉会中の継続調査申し出の件を議題とします。

委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

閉 会

○議長（小園實重君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。平成27年第3回南種子町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

閉 会 午前11時41分

地方自治法第123条第2項によりここに署名する。

南種子町議会議員 小園實重

南種子町議会議員 西園茂

南種子町議会議員 塩釜俊朗

地方自治法第123条第2項によりここに署名する。

南種子町議会議長

南種子町議会議員

南種子町議会議員